

与 謝 野 町 地 域 防 災 計 画

一 般 計 画 編

令和 4 年 3 月作成

与 謝 野 町 防 災 会 議

目 次

一般計画編

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の理念	1
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の周知徹底	2
第5節 計画の用語	2
第6節 計画の運用	3
第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第8節 与謝野町の概況と考慮すべき災害特性	14

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画	31
第2節 情報連絡通信網の整備計画	53
第3節 水害予防計画	56
第4節 林地保全計画	61
第5節 土砂災害予防計画	64
第6節 道路防災計画	74
第7節 農業用施設防災計画	77
第8節 防災営農対策計画	79
第9節 建造物防災計画	90
第10節 文化財防災計画	94
第11節 危険物等保安計画	96
第12節 消防組織整備計画	101
第13節 鉄道施設防災計画	106
第14節 通信放送施設防災計画	109
第15節 電力供給施設防災計画	112
第16節 資材器材等整備計画	115
第17節 防災知識普及計画	121
第18節 防災訓練・調査計画	126
第19節 自主防災組織整備計画	131

第20節	社会福祉施設防災計画	135
第21節	交通対策及び輸送計画	137
第22節	医療助産計画	140
第23節	要配慮者及び外国人に係る計画	141
第24節	廃棄物処理等に係る防災体制の整備	147
第25節	行政機能維持対策計画	148
第26節	ボランティアの登録・支援等計画	150
第27節	企業等防災対策促進計画	152
第28節	広域応援体制の整備	157
第29節	上・下水道施設防災計画	161
第30節	学校等の防災計画	163
第31節	避難に関する計画	167
第32節	観光客保護・帰宅困難者対策計画	180
第33節	集中豪雨対策に関する計画	182
第34節	雪害対策に関する計画	184
第35節	突発的大事故に対する予防計画	189

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部等運用計画	194
第2節	動員計画	212
第3節	通信情報連絡活動計画	216
第4節	災害広報広聴計画	225
第5節	災害救助法の適用計画	228
第6節	消防計画	232
第7節	水防計画	243
第8節	避難対策計画	256
第9節	観光客保護・帰宅困難者対策計画	279
第10節	食料供給計画	283
第11節	生活必需品等供給計画	288
第12節	給水計画	292
第13節	住宅対策計画	297
第14節	医療助産計画	303
第15節	保健衛生、防疫計画	306

第16節	被災者救出計画	310
第17節	遺体の搜索、処置及び埋火葬計画	313
第18節	障害物除去計画	318
第19節	廃棄物処理計画	320
第20節	文教対策計画	324
第21節	輸送計画	331
第22節	道路交通対策計画	337
第23節	道路除雪計画	341
第24節	危険物等応急対策計画	343
第25節	鉄道施設応急対策計画	347
第26節	通信・放送施設応急対策計画	349
第27節	電力供給・上下水道施設応急対策計画	351
第28節	農林関係応急対策計画	354
第29節	労務供給計画	357
第30節	自衛隊災害派遣要請計画	359
第31節	職員派遣要請計画	363
第32節	義えん金品受付配分計画	366
第33節	社会福祉施設応急対策計画	367
第34節	要配慮者及び外国人に係る対策計画	369
第35節	環境保全に関する計画	372
第36節	ボランティア受入計画	374
第37節	文化財等の応急対策計画	376
第38節	突発的大事故に対する災害応急対策計画	377
第39節	り災証明の発行計画	386
第40節	社会秩序の維持に関する計画	389

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	生活確保対策計画	390
第2節	公共施設復旧計画	397
第3節	風評被害対策	400
第4節	文教・文化財等の復旧計画	401
第5節	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	403
第6節	住宅復興計画	406

第7節 農林水産業、中小企業の復興計画	408
第8節 激甚災害の指定に関する計画	409
第9節 水道復旧計画	410
第10節 工業用水道復旧計画	411
第11節 災害復興対策計画	412

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、与謝野町の地域に係る防災に関し、総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- （1）本町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び与謝野町の概況と災害の記録
- （2）気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- （3）災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- （4）被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- （5）その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- （1）災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点のもとに災害による人的被害、経済的被害を減災するための備えをより一層充実して、その実践を促進する住民運動を展開し、災害に強い地域づくりに努める。
- （2）災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- （3）災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

- (4) 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- (5) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- (6) 平成 23 年に発生した東日本大震災等これまでの災害を踏まえ、広域災害、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）に対応した対策の推進に努める。
- (7) 与謝野町、京都府だけでは対応することが困難な災害については、京都府を通じて、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第 3 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第 4 節 計画の周知徹底

この計画は、与謝野町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平常時から研究、訓練その他の方法によってその習熟に努めるとともに、当該機関に係る計画については、必要に応じ職員又は地域住民に周知徹底するものとする。

第 5 節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法 |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号） |
| (3) 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| (4) 町防災計画 | 与謝野町地域防災計画 |

- | | |
|--------------|--|
| (5) 災害対策本部 | 与謝野町災害対策本部 |
| (6) 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者 |
| (7) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者 |

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、概ね次の機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 与謝野町

- (1) 町防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 避難情報の発令、伝達
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災施設の応急対策

- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
- (23) 他市町村からの応援要請があった場合の職員派遣等の応援

第2 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告、その他情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持

- (16) 災害対策要員等の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 宮津警察署

- (1) 住民等の避難誘導
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 被災地及び周辺地域における交通規制
- (4) 行方不明者の搜索
- (5) 遺体の検視、調査及びその身元確認
- (6) 遺族への対応
- (7) 被災地及び避難所等における警戒活動
- (8) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (9) 住民等への広報
- (10) その他必要な警察活動

第4 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関する事項
- (2) 他管区警察局との連携に関する事項
- (3) 関係機関との協力に関する事項
- (4) 情報の収集及び連絡に関する事項
- (5) 警察通信の運用に関する事項

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資

- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理及び災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保

- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等の実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事項
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事項
- (4) 指定河川の洪水予報、水防警報の発表及び伝達に関する事項
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事項
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関する事項
- (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関する事項
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリコプター、各災害対策車両等による支援に関する事項

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表

- (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）
並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12 第八管区海上保安本部

- (1) 海難救助、海上警備及び海上の安全確保
- (2) 航路標識等の保全
- (3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

13 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常時における重要通信の確保
- (3) 非常通信協議会の育成指導
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
- (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

15 近畿地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること

- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第5 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

災害の予防及び災害応急対策の支援

第6 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

3 日本放送協会（京都放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集・配分

4 関西電力送配電株式会社

- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧

5 日本銀行（京都支店）

災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導

6 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社（綾部営業所）、佐川急便株式会社（峰山営業所）、ヤマト運輸株式会社（与謝センター）、西濃運輸株式会社（舞鶴営業所）

災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

7 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）

- (1) 災害時における郵便物の送達の確保
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 郵便局の窓口業務の維持

第7 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集・配分

2 一般社団法人京都府医師会

災害時における医療救護の実施

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）

- （1）鉄道施設等の保全
- （2）災害時における救助物資及び避難者の輸送
- （3）通信施設の確保と通信連絡の協力

4 株式会社エフエム京都

- （1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団等による義援金品等の募集・配分

5 一般社団法人京都府バス協会

協会所属各社との連絡調整

6 一般社団法人京都府トラック協会

協会所属各社との連絡調整

7 一般社団法人京都府L P ガス協会

- （1）液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- （2）災害時における液化石油ガスの供給確保
- （3）協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

8 京都府道路公社

- （1）高速道路の保全
- （2）高速道路の応急対策及び災害復旧

第8 宮津与謝消防組合

- （1）防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- （2）災害による被害調査報告、情報の収集及び広報
- （3）災害の防除及び拡大の防止
- （4）被災者の救助及び保護

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 京都農業協同組合

- (1) 家畜、農作物等の被害対策と被災農家の指導
- (2) 農業用資材、農薬、肥料等の復旧必要資材の確保、斡旋及び配布
- (3) 防除の実施と指導
- (4) 避難世帯の生活必要物資の確保、斡旋及び配布

2 宮津地方森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策指導
- (2) 復旧資材等の確保又は斡旋
- (3) 被災組合員に対する復旧指導

3 商工会等

- (1) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
- (2) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

4 区（自治会）

- (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
- (2) 地域内に発生した事項についての応急措置
- (3) 各種機関に対する協力

5 与謝野町社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入事務
- (2) 災害時におけるボランティア活動の調整・支援

6 液化石油ガス取扱機関

- (1) 液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給

7 自動車運送機関（丹後海陸交通株式会社）

- （1）安全輸送の確保
- （2）災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

8 報道機関

- （1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団等による義援金品等の募集・配分

9 病院等経営者

- （1）避難所の整備と避難の訓練
- （2）災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

11 学校法人

- （1）避難所の整備と避難の訓練
- （2）災害時における応急教育対策
- （3）被災施設の復旧

第8節 与謝野町の概況と考慮すべき災害特性

第1 町の自然条件

1 位置と概況

(1) 与謝野町の位置

本町は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の背骨に当たる丹後山地の緑の尾根を背景として、加悦地域・岩滝地域・野田川地域で構成され、南は福知山市、東は宮津市、北は京丹後市などに接している。大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと臨んでいる。

与謝野町総面積 108.4km²の土地に約 20,800 人が暮らしており、東西約 14km、南北約 18km の盆地状の谷間に町並みや集落がまとまっている。

気候は、冬に降水量の多い日本海側の山陰型気候で「うらにし」と呼ばれる時雨が特徴だが、春は新緑、夏はひまわり畑、秋は稲穂と紅葉など、四季の彩りに包まれる地域である。



図 与謝野町の地形

(2) 与謝野町の隣接市

東	宮津市
西	京丹後市、兵庫県豊岡市
南	福知山市
北	京丹後市

(3) 概況

ア 町の面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
108.38km ²	約 14km	約 18km	832m (大江山)	0m

イ 地域別面積

	合計	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
面積	108.38km ²	59.07km ²	13.39km ²	35.92km ²

2 地形、地質及び地盤

本町の地形は全体として丹後山地に属し、中央部は野田川に沿った盆地状の低地で、周辺部に山地が連なっている。標高は南端部の大江山で標高 832m と最も高く、この他南部には赤石ヶ岳 (736m)、江笠山 (728m) などの 600m～700m 前後の山地が連なり、全体として北東部に向かって順次高度が低下する。これらの山地に囲まれて標高 0 m～30m 前後の谷底平野や海岸平野が南北に細長く分布する。

本町の地形は全体として山地・丘陵地が多く平野が少ない。本町の中央部には野田川が流れ、南部に端を発して北流し阿蘇海に注いでいる。わずかに野田川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、阿蘇海に面した土地は、海岸平野や浜などの海岸地形が一部にみられる。

京都府地形分類図によれば、本町は、山地、丘陵地、低地により構成される。山地では全体として小起伏山地が卓越し、南部及び北端部にやや起伏の大きな中起伏山地が分布する。山地の一部にはやや起伏の大きな丘陵地が点在する。山麓部には扇状地性低地が、海岸沿い及び河川沿いには三角州性低地が分布する。

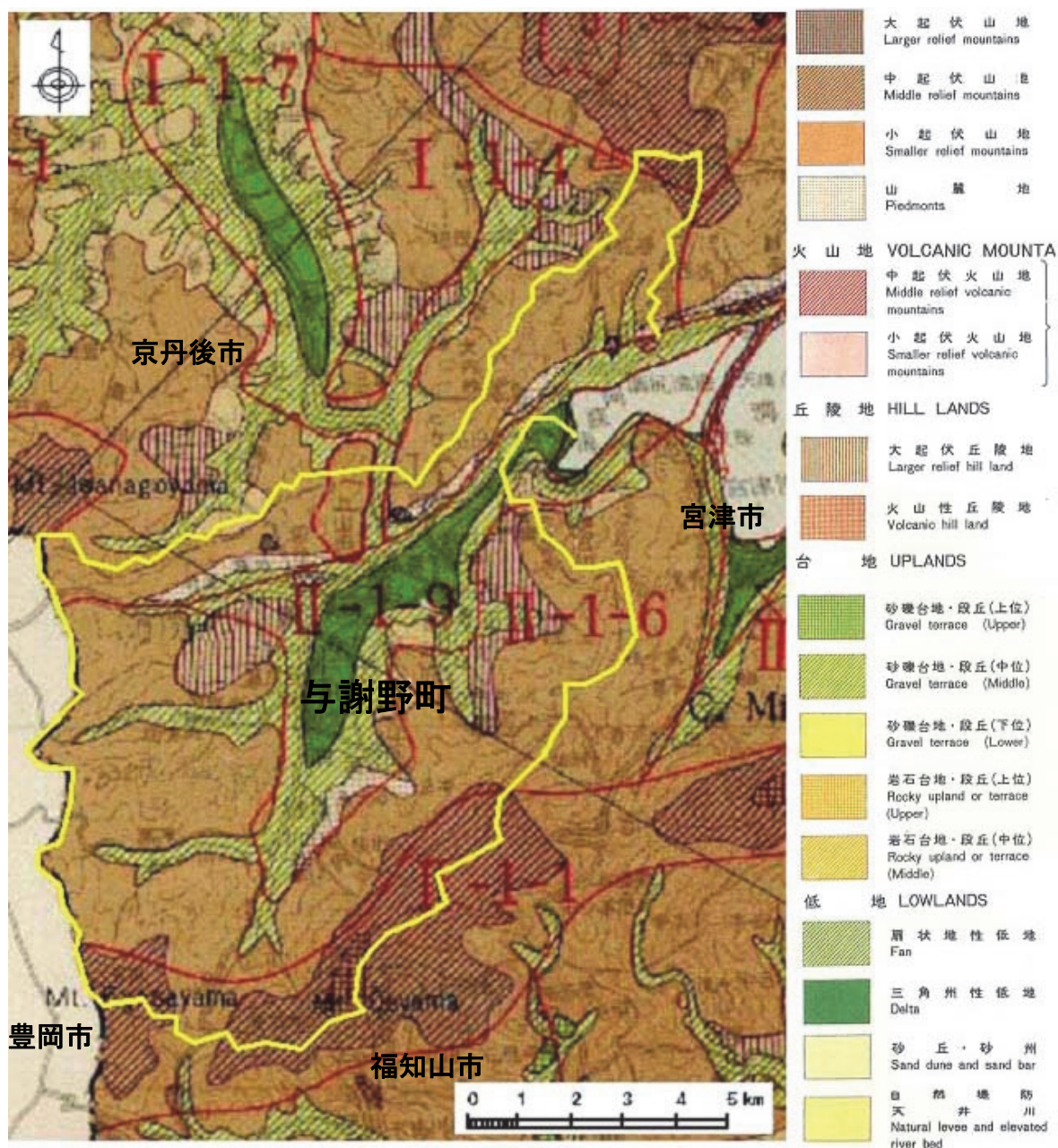


図 地形分類図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

地質は、全体としては花崗岩類が分布する。基盤岩である花崗岩とこれを被う沖積層により構成される。

花崗岩類は宮津花崗岩と呼ばれ、中生代後期に形成された。これらは全体に広く分布し、固結した強固な岩盤を形成する。

南端部の山地には、深成岩の蛇紋岩が大江山塊を形成し、夜久野複合岩類に属している。

花崗岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。

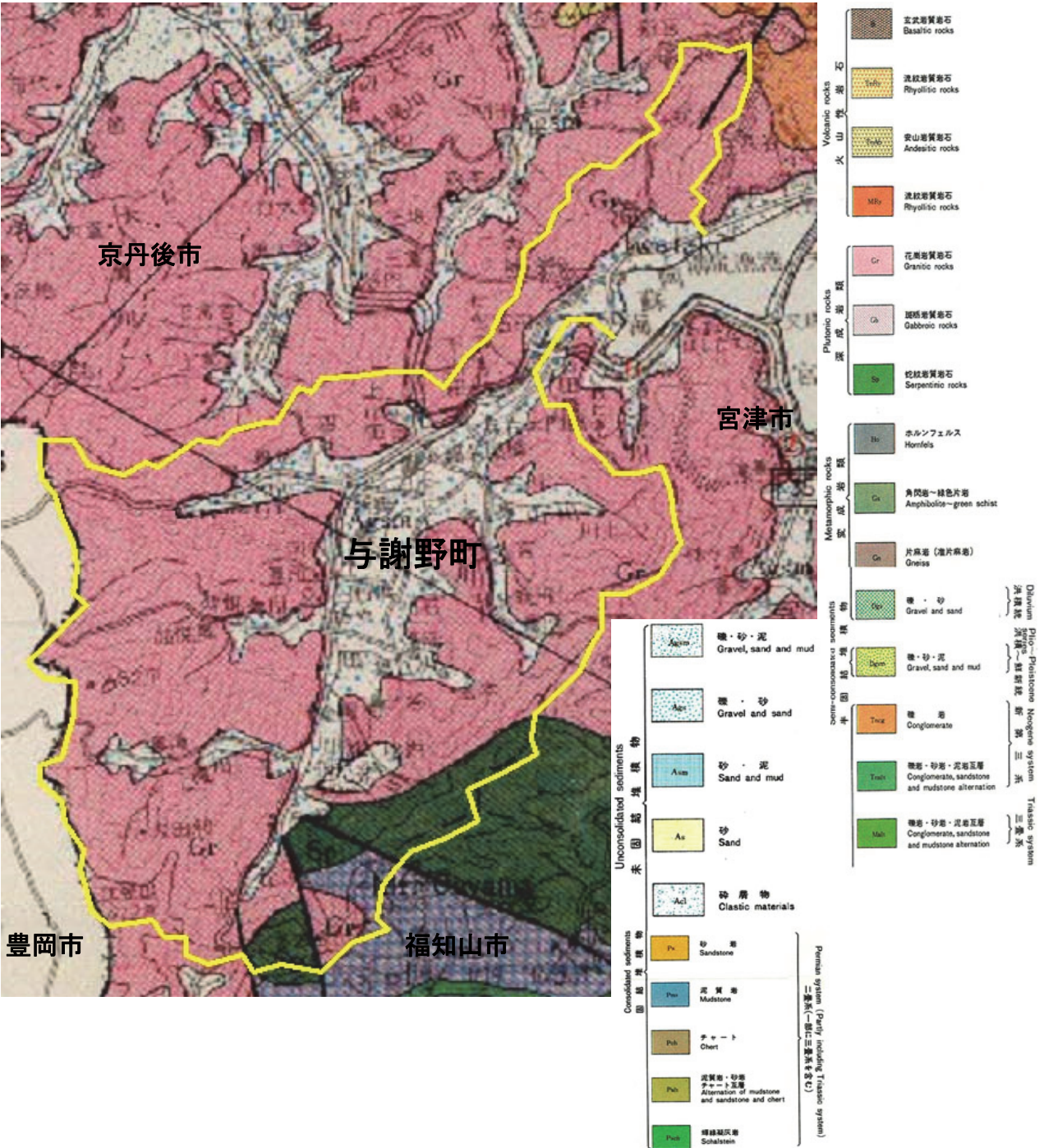


図 表層地質図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

3 気 象

町の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、積雪は、山間部では1 mに及ぶところもある。

アメダス（観測地：宮津）によれば、1981年～2020年の40年間の降水量、気温などの年間平均値は、次表に示すように気温は14.6℃で、降水量は1,844 mmである。

2020年の月別及び全年の合計・平均値・極値は、次表に示すように平均気温は15.5℃で、降水量は1,949 mmであった。

極値では、過去40年間のうち、最高気温は、2018年の38.8℃で、最低気温は1984年の-7.7℃である。日降水量では2018年に181 mm、最大1時間降水量は2008年に71 mmを観測している。

表 アメダス（観測地：宮津）による気象状況（1981年～2020年）

年	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1981	1,651	91	32	—	13.4	17.8	9.2	35.1	-6.7	1.8	12	南	—	—	1,943
1982	1,593	130	23	—	14	18.6	9.8	33.4	-5.1	1.7	10	南	—	—	2,069
1983	1,739	144	17	—	13.9	18.3	9.8	35.2	-4.2	1.9	10	南西	—	—	2,000
1984	1,463	73	45	—	13.1	17.4	9.2	35	-7.7	2	9	南	—	—	1,974
1985	1,676	64	29	—	13.9	18.3	10	36.6	-5.8	2	11	南南西	—	—	1,827
1986	1,264	78	23	—	13.1	17.5	9.1	35.5	-5.6	1.9	9	南西	—	—	1,793
1987	1,394	129	33	—	14.2	18.8	10	34.9	-3.6	2	12	南	—	—	238
1988	2,078	163	52	—	13.6	17.9	9.7	35.1	-2.9	1.9	9	南西	—	—	1,211
1989	1,474	57	18	—	14.6	19	10.6	34.8	-2.4	1.9	10	北東	—	—	1,257
1990	1,908	146	34	—	15.4	19.9	11.4	36.3	-3.5	2	17	北北東	—	—	1,344
1991	1,838	67	29	—	14.7	19	10.9	36.7	-4.6	1.9	14	南南西	—	—	1,107
1992	1,936	90	38	—	14.6	19.1	10.6	36.2	-2.5	1.9	11	南南東	—	—	1,175
1993	2,024	100	26	—	13.9	18.2	10	33.8	-3.4	1.9	11	南	—	—	1,055
1994	1,499	81	36	—	15.1	19.8	10.9	36.7	-3.5	2.1	12	北北東	—	—	1,515
1995	1,890	132	30	—	13.9	18.3	9.9	37.5	-3.7	2.1	10	北北東	—	—	1,204
1996	1,862	84	47	—	14	18.6	9.9	36.3	-4.5	2	9	南南西	—	—	1,321
1997	1,939	107	21	—	14.5	18.7	10.8	35.5	-4.6	1.9	11	東北東	—	—	1,463
1998	1,833	98	31	—	15.5	19.3	12.1	34.8	-3.1	1.8	8	西北西	—	—	1,231
1999	2,093	121	49	—	14.9	19	11.2	34.4	-4.1	1.8	10	南東	—	—	1,407
2000	1,693	87	24	—	14.8	18.8	11.2	36.4	-3.3	1.8	8	西南西	—	—	1,470
2001	1,975	82	29	—	14.5	18.6	10.7	34.9	-3.8	1.8	7	西南西	—	—	1,503
2002	1,734	61	24	—	14.8	18.9	11.1	36.7	-2.8	1.8	9	北西	—	—	1,520
2003	1,743	66	26	—	14.4	18.6	10.8	35.1	-5.7	2.1	11	南東	—	—	1,277
2004	1,805	90	35	—	15.5	20.3	11.3	37	-4	2.2	16	東南東	—	—	1,706
2005	1,865	56	26	—	14.5	18.9	10.6	35.5	-4.4	2.2	12	南東	—	—	1,500
2006	1,922	141	29	—	14.5	19	10.8	35.9	-4.1	2	11	西	—	—	1,438
2007	1,724	69	26	—	15	19.8	10.9	37.2	-2.4	2	14	西北西	—	—	1,714
2008	1,833	128	71	16.5	14.7	19.4	10.8	37.3	-2.1	2	9.4	西北西	19.4	西	1,682
2009	2,030	77	49	21.5	14.6	19.2	10.7	35.7	-4.8	2	10.6	西北西	20.4	南西	1,527
2010	1,870	81.5	44	12	15.2	19.8	11.3	37	-2.9	2	11.8	西	21.2	南東	1,509
2011	2,537	178.5	37	15.5	14.7	19.4	10.9	37.2	-3.9	2.1	12.7	西北西	23.3	南南西	1,616
2012	1,967	80.5	26	13	14.5	19	10.7	37.3	-5.8	2.1	12.8	西	23.5	南東	1,640

年	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
2013	2,113	156	42	17.5	14.9	19.8	10.7	37.3	-3	2.1	11	西	20.6	南南東	1,803
2014	1,899	130	34	20	14.5	19.3	10.6	37.8	-2.6	2.1	13	西	21.6	西北西	1,617
2015	1,927	58	31.5	19	15	19.7	11.1	36.5	-2.2	2	12.4	西北西	19.7	南東	1,624
2016	1,852	82.5	32	13	15.5	20.3	11.5	35.8	-4.6	2	10.3	西北西	19.8	西北西	1,636
2017	2,329	173.5	51.5	13	14.6	19.5	10.6	37.8	-3.7	2.1	12	北西	21.3	北北東	1,773
2018	2,444	181	49	16	15.2	20.1	11.2	38.8	-5	2.1	20.1	南東	32.1	東南東	1,802
2019	1,412	86	38	12	15.4	20.2	11.3	37.5	-2	2	11.7	南東	20.5	西北西	<u>1,556</u>
2020	1,949	94	36.5	19	15.5	20.3	11.5	37.6	-2.2	2	11.9	西北西	22.4	西北西	1,607
平均値	1,844	102.8	34.3	16.0	14.6	19.1	10.6	36.2	-3.9	2.0	11.1	—	22.0	—	1,516

※下線は、資料不足値

※二重下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す

表 アメダス（観測地：宮津）による2020年の月別の気象

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1	141.5	31.0	12.0	5.5	7.3	11.1	3.8	18.3	0.0	2.2	11.9	西北西	21.0	西北西	58.4
2	109.0	27.0	10.0	3.0	6.3	10.9	2.2	17.6	-2.2	<u>2.1</u>	<u>8.2</u>	西北西	<u>15.6</u>	西北西	<u>94</u>
3	107.5	18.5	4.0	1.5	8.9	13.9	4.2	22.7	-1.7	2.3	11.3	西	21.0	西北西	152.5
4	193.5	94.0	9.5	3.0	11.0	16.5	5.9	25.0	1.7	2.5	11.4	西北西	19.8	西	172.5
5	102.5	32.5	11.0	3.5	17.8	23.2	13.2	30.2	8.2	1.9	8.5	西北西	14.9	西北西	196.4
6	230.0	78.5	31.0	13.0	<u>22.5</u>	<u>27.4</u>	<u>18.1</u>	<u>33.4</u>	<u>13.3</u>	1.7	6.7	北西	14.0	南	176.9
7	322.5	45.0	36.5	19.0	24.1	28.0	21.4	34.3	18.3	1.5	5.6	南	14.3	南南西	<u>46.7</u>
8	56.0	20.5	20.5	14.0	28.2	33.6	24.0	37.6	21.3	1.6	8.1	西北西	13.4	西北西	247.1
9	177.5	62.5	18.0	12.5	23.9	28.5	20.2	36.9	15.2	2.0	8.6	南東	16.5	南南西	120.6
10	77.0	26.5	9.5	3.0	16.9	21.8	13.1	26.4	8.4	2.0	6.7	西北西	14.8	西北西	128.7
11	93.5	29.0	5.0	2.5	12.9	18.0	8.6	26.0	5.1	1.9	6.5	西北西	12.6	西北西	121.4
12	338.0	54.0	6.5	2.0	6.1	10.6	2.8	16.9	-1.4	<u>1.9</u>	<u>11.8</u>	西北西	<u>22.4</u>	西北西	<u>92.2</u>
年間	1,949	43.3	14.5	6.9	15.5	20.3	11.5	27.1	7.2	2.0	8.8	—	16.7	—	134.0

※下線は、正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値

※年間の値は、降水量の合計以外は年間平均値

表 気象の極値

項 目	極値（第1位）	年 月 日	統計期間
最高気温	38.8℃	2018年8月22日	1978.11～2021.7
最低気温	-7.7℃	1984年2月12日	1978.11～2021.7
最大風速	20.1m/s 南東	2018年8月24日	1978.11～2021.7
日降水量	181.0 mm	2018年7月6日	1976.4～2021.7
最大1時間降水量	71.0mm	2008年7月28日	1976.4～2021.7
月間降水量の多い方	594.0mm	2018年9月	1976.4～2021.6
月間降水量の少ない方	16 mm	2000年8月	1976.4～2021.6

資料）アメダス、宮津（京都府）

参考：平成16年台風23号(2004.10.20)の最大風速は第4位15m/s、北北東

第2 町の社会的条件

1 人口等

(1) 人口と世帯

本町の人口は、令和2年10月1日現在 20,092 人である。

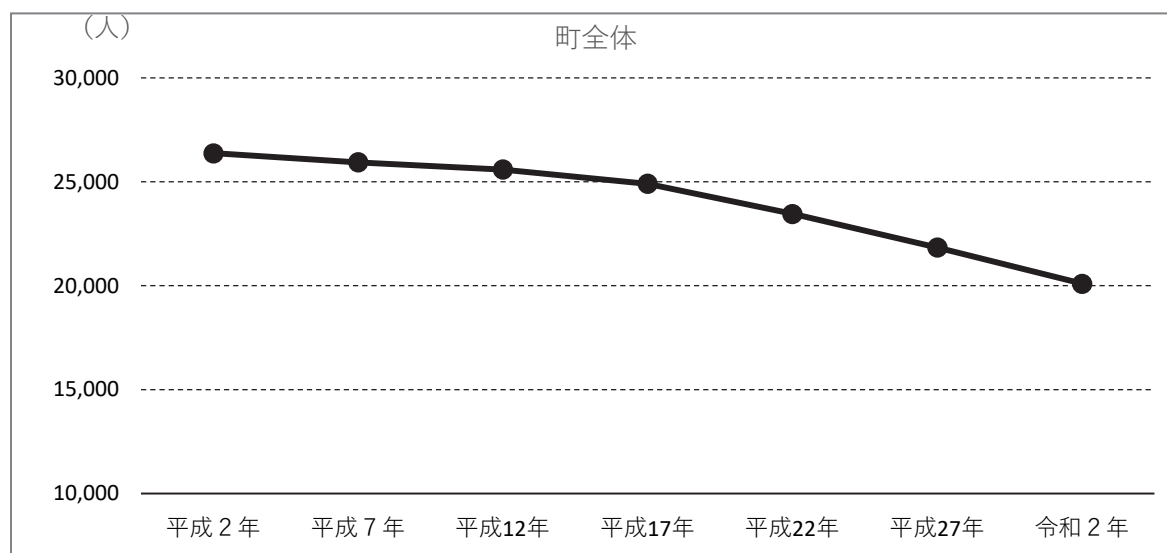
年齢区分別にみると高齢化が進行しており、高齢化率は全国(28.7%)、京都府(29.4%)と比較しても高く、令和2年現在 37.7%となっている。

一方、年少人口の割合については、令和2年現在で 11.1%と、全国値 12.1%や京都府の 11.8%より低い。

表 総人口の推移(国勢調査)

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
与謝野町	26,371	25,939	25,593	24,906	23,454	21,834	20,092



本町の総人口は、令和2年国勢調査において 20,092 人と近年漸減傾向を示しており、平成2年から令和2年の30年間で約24%の減少となっている。

また、世帯数は 8,038 世帯で、世帯当たり人員は 2.50 人/世帯となっており、人口密度は 185.4 人/km²となっている。

人 口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
20,092 人	8,038 世帯	185.4 人/km ²	2.50 人

(2) 年齢階層別人口

本町においても少子高齢化は進んでおり、令和2年には高齢者人口（65歳以上）が7,544人で、年少人口（14歳以下）2,219人を大きく上回っている。

表 年齢別人口（各年国勢調査）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 数	25,593 人	24,906 人	23,454 人	21,834人	20,092人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14歳以下	4,149人	3,826人	3,314人	2,688人	2,219人
	16.2%	15.4%	14.1%	12.3%	11.1%
15～64歳	15,200人	14,389人	13,103人	11,610人	10,248人
	59.4%	57.8%	55.9%	53.3%	51.2%
65歳以上	6,244人	6,686人	7,013人	7,498人	7,544人
	24.4%	26.8%	29.9%	34.4%	37.7%

注）総数には「不詳」を含むため、内訳の合計は必ずしも総数に一致しない。

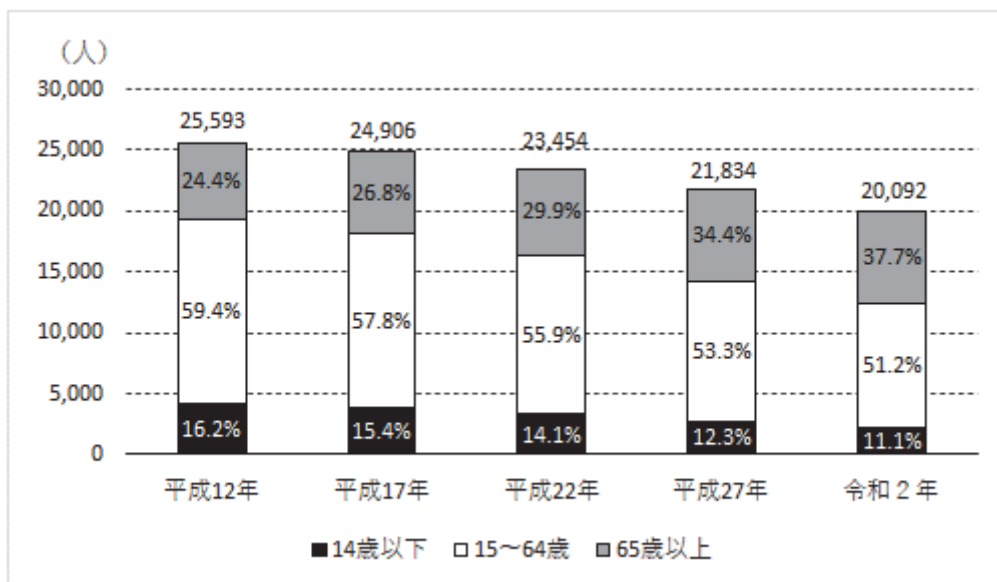


図 年齢別人口の推移

(3) 観光入込客

本町には、滝のツバキ公園、阿蘇海などの景勝地やリフレかやの里、クアハウス岩滝などの温泉・健康増進施設のほか、自然体験型レクリエーション施設、資料館、宿泊施設、物産販売施設などがある。

観光入込客数は、令和元年に約40万人となっている。

表 観光入込客数の推移

単位：人

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
加悦地域	339,802	361,468	344,014	147,614	132,622	158,521
岩滝地域	173,426	176,951	166,487	160,767	143,865	90,406
野田川地域	163,779	168,352	157,206	151,133	153,940	154,236
与謝野町	677,007	706,771	667,707	459,514	430,427	403,163

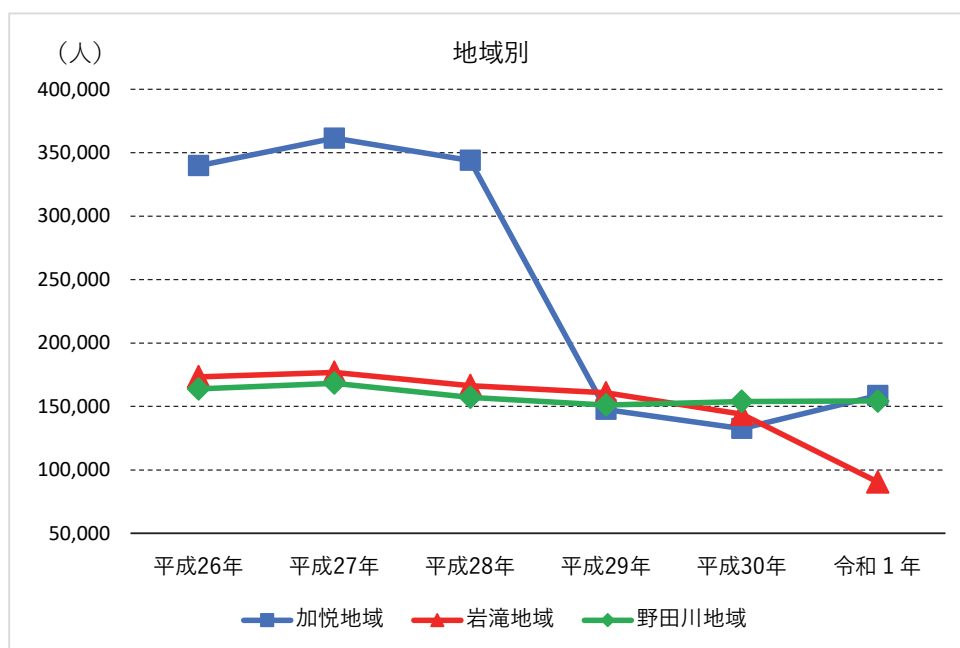
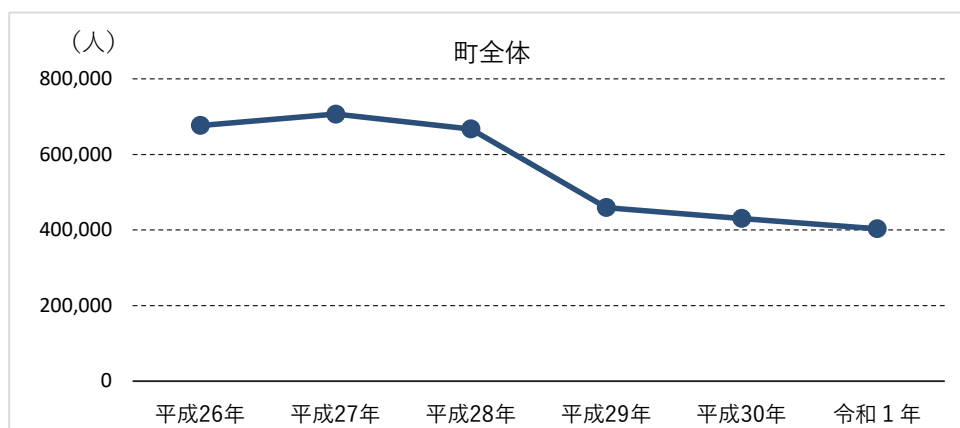


図 観光入込客数の推移

表 主要な観光資源一覧

区 分	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
景勝地・行事	滝の千年ツバキ（滝のツバキ） 加悦双峰公園 池ヶ成公園 上司谷公園 ちりめん街道	阿蘇海 （コハクチョウの群れ） 大内峠一字観公園 阿蘇シーサイドパーク	雲岩公園
温泉・健康増進施設	リフレかやの里（温泉ではない）	天の橋立岩滝温泉 （クアハウス岩滝） 岩滝温泉（ホテル喜楽家）	
自然体験型 レクリエーション	加悦双峰公園 かや山の家	大内峠一字観公園キャンプ場	野田川森林公園
地場産業体験・ 物産販売	与謝野町文化・工芸の里 リフレかやの里 道の駅シルクのまちかや 染色センター	シルクロード衣装館	丹後ちりめん歴史館 織物技能訓練センター
資料館等	旧加悦鉄道加悦駅舎 古墳公園（はにわ資料館・物産 展示館） 江山文庫 加悦椿文化資料館		三河内郷土資料室
宿泊施設	かや山の家 リフレかやの里 加悦双峰公園バンガロー 民間旅館等	大内峠一字観公園コテージ 民間旅館等	野田川ユースセンター

2 産業

本町一帯は古くから米作や養蚕が盛んで、絹織物の発祥の地ともいわれている。特に絹織物は全国に名高い「丹後ちりめん」を生み、地場産業の中心となって発展してきた。しかし、和装需要の減退等により、ちりめんの生産量は減少傾向が続いている。また、織物業と並ぶ地域の基幹産業である機械金属業は戦後急速な発展を遂げ地域経済を担ってきたが、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や他産地との競争激化により厳しい状況が続いている。そうした中で、丹後地方の優れた自然や歴史、文化を生かした観光拠点施設や交流施設が地域内外に整備され、広域的な観光振興が期待されている。

平成 27 年国勢調査では、就業者 11,132 人のうち、第 3 次産業就業者が 59.1%、第 2 次産業が 30.9%、第 1 次産業が 3.5%となっている。

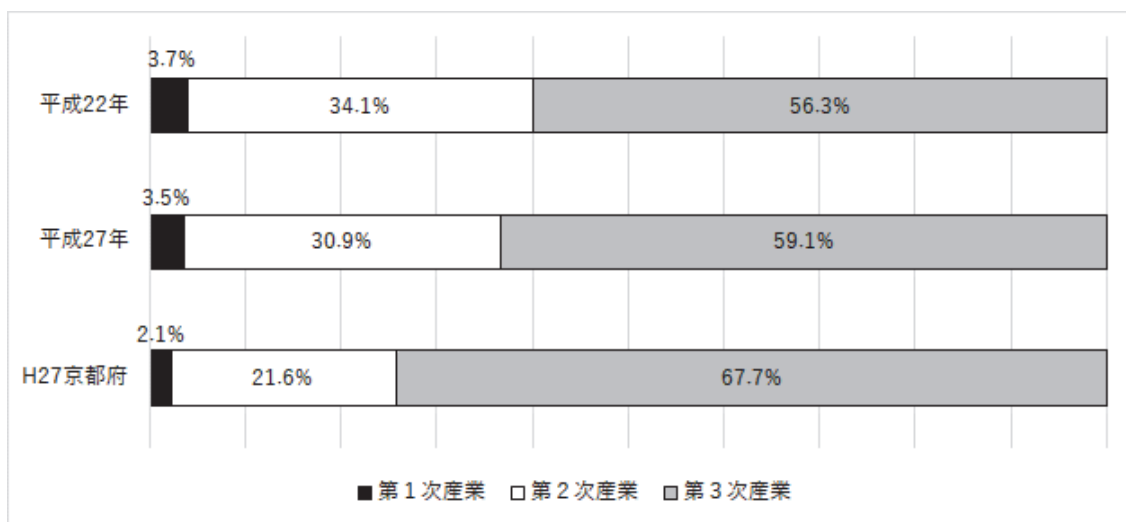
平成 22 年と平成 27 年を比べると、第 1 次産業、第 2 次産業の就業者が減少し、第 3 次産業が増加している。この結果、第 3 次産業が就業者数の 6 割近くとなっている。

工業の主な分類は、工業統計（令和1年6月1日現在）の事業所数（従業者1～3人の事業所を除く。）によると「繊維」が最も多く、以下、「電気機械」、「食料品」、「金属製品」、「生産用機械」と続いている。

表 産業大分類別就業人口（平成27年国勢調査） 単位：人

区 分	就業者数			
	合 計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
与謝野町	11,132	386	3,444	6,584
構成比	—	3.5%	30.9%	59.1%

注）就業者数の合計は、分類不能の産業就業者を含むため、構成比の合計は100%にはならない。



注）構成比の合計は、分類不能の産業就業者を除くため100%にはならない。

図 産業別就業者数割合の推移（地域全体、各年国勢調査）

3 交通

（1）道路

町域は、京阪神大都市圏から直線距離で80～100kmの位置にあり、京都縦貫自動車道や近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）の整備によって、京阪神圏との移動時間は約2時間あまりとなっている。

道路網は、福知山方面と本地域を南北に結ぶ国道176号、野田川地域から京丹後市へ至る国道312号を基軸としている。

また、町域と京阪神大都市圏との移動に関連する道路として、京都縦貫自動車道や山陰近畿自動車道の整備が進められ、このうち、山陰近畿自動車道については、平成23

年に「与謝天橋立インターチェンジ」が整備され、京都縦貫自動車道と接続されたことから、京阪神大都市圏までの時間距離がさらに短縮されている。

(2) 鉄道

町域を走る京都丹後鉄道宮津線は第3セクターとして運営されており、平成8年に福知山～天橋立間の電化・高速化事業が完成し、京阪神圏との移動距離が2時間程度に短縮された。

現在、本地域には与謝野駅がある。

(3) バス

町内のバス交通は、町内を運行するコミュニティバス3路線に加え、丹後海陸交通の運行する与謝線、福知山線など7路線が運行しており、宮津方面及び峰山方面、福知山方面などと連絡している。



図 交通網

第3 災害履歴及び考慮すべき災害特性

1 災害履歴

(1) 雪害

本町は、全域が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年 4 月 5 日法律第 73 号）第 2 条の規定による豪雪地帯の指定（総理府告示第 43 号）を受けており、大雪により昔から雪害に悩まされてきた。

昭和 50 年以降の町内での主な雪害の概要を以下に示す。

表 雪害の履歴

年月日	災害の種類	被害概要	岩滝地域	加悦地域	野田川地域
S50 年 1 月 14 日	雪害	被災者 7 名	半壊 1 棟		
S50 年 1 ～ 2 月	雪害・水害	土木施設被害他		公共土木施設 153 箇所他	
S56 年 1 月	雪害	文教施設、道路等被害		文教施設 3、道路 10 箇所他	
S59 年 2 月	雪害	家屋被害 26 棟他		土木施設 4、家屋 26 箇所他	
H17 年 12 月	豪雪	災害名称「平成 18 年豪雪」家屋被害	床下浸水 1 戸他	一部損壊 4 戸他、ビニールハウス 12 棟	全壊 1 戸、半壊 2 戸、一部損壊 23 戸他
H23 年 1 月	雪害	住家、非住家被害	住家一部損壊 1、非住家（物置）全壊 1	住家一部損壊 3、物置全壊 3、物置半壊 2	住家半壊 1、非住家（空き家）全壊 1、（工場）一部損壊 1

資料）旧各町地域防災計画、「台風 23 号災害と水害環境」（海青社）、与謝野町資料 他

(2) 台風・集中豪雨災害

本町では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。

主な被害を以下の表に示す。

表 風水害の履歴

年月日	名称	災害の種 類	被害概要	岩滝地区	加悦地区	野田川地区
S9. 9. 21	第一室戸台風	風水害	被害甚大	被害甚大		
S25. 9. 3	ジェーン台風	風水害	男山川氾濫、被害甚大	男山川氾濫、被害甚大		
S28. 9. 24	台風 13 号	風水害	男山川決壊	男山川決壊		
S34. 9. 25	伊勢湾台風	風水害	被害甚大	被害甚大	河川決壊 32 箇所他	
S36		風水害	頭首工流出決壊他	頭首工流出決壊他	頭首工流出決壊他	
S39		風水害	道路決壊他	道路決壊他	道路決壊他	
S40. 9. 10	台風 23 号	風水害	被災者 305 名他	被災者 305 名		
S40. 9. 18	台風 24 号	風水害	被災者 66 名、全壊 1 棟他	被災者 66 名、 全壊 1 棟他	道路・水路決壊他	
S41. 9. 21		風水害	被災者 603 名	床上 5 棟、床下 145 棟		
S45	台風 9 号	風水害	路肩決壊他		全壊 2、路肩決壊 3 他	
S47. 9. 16	台風 20 号	風水害	被害甚大	床上 9 棟、 床下 114 棟他	護岸・道路決壊他	
S49. 9. 8	台風 18 号	風水害	道路・河川他被害		道路 2、河川 5 箇所他	
S50. 8. 6	大雨	水害	道路・河川・橋梁他被害		道路 5、河川 6 箇所他	
S51. 9. 13	台風 17 号	風水害	被災者 78 名他	被災者 78 名、 床下 21 棟	道路 35 箇所被害他	
S54. 9. 30	台風 16 号	風水害	半壊 2 棟、道路損壊他	半壊 2 棟	道路損壊 10 箇所他	
S54. 10. 19	台風 20 号	風水害	被災者 26 名	被災者 26 名、床下 8 棟		
S55. 8. 31	大雨	水害	道路損壊		道路損壊 6 箇所	
S55. 9. 11	台風 13 号	風水害	文教施設、土木施設被害		文教施設 4 棟他	
S57. 8. 1	台風 10 号	風水害	道路・河川損壊被害等		道路 12、河川 14 箇所他	
S58. 9. 27	台風 10 号	風水害	道路、農業土木施設等		道路 6、農道 3 箇所他	
S59. 7. 16	大雨	水害	道路・河川損壊等		道路 12、河川 4 箇所他	
S62. 10. 16	台風 19 号	風水害	家屋、道路等被害		床下 6 棟、道路 6、 河川 8 箇所他	床上 27、 床下 105 棟
S63. 8. 24	大雨	水害	家屋、道路、河川被害他		床上 8、床下 95 棟、 道路 63、河川 87 箇所他	床上 38、 床下 267 棟
H2. 9. 19	台風 19 号	風水害	家屋、道路、河川被害他		床下 12 棟、道路 31、 河川 21 箇所他	床下 28 棟
H3. 9. 27	台風 19 号	風水害	家屋、公共建物被害他		住家 31、公共建物 23 棟被害他	
H5. 9. 3	台風 13 号	風水害	道路、農業施設被害他		道路 4、農業施設 1 箇所被害他	
H6. 9. 29	台風 26 号	風水害	道路、河川等被害		道路 1、河川 1 箇所被害他	
H7. 5. 11	大雨	水害	家屋、道路、河川等被害他		床下 1 棟、道路 2、 河川 1 箇所他	
H. 7. 2	大雨	水害	道路、河川等被害		道路 1、河川 2 箇所被害他	
H8. 6. 24	大雨	水害	道路、河川等被害		道路 2、河川 3 箇所被害他	
H10. 9. 24	大雨	水害	家屋被害		床下浸水 5 棟	床下浸水 44 棟
H11. 6. 22	梅雨前線	水害			床下浸水 6 棟	床上 3、床下 27 棟
H16. 10. 20	台風 23 号	風水害	被害甚大	床上 24、床下 153 戸他	床上 125、床下 141 戸他	床上 1、床下 31 戸他
H18. 7. 18	大雨	水害	道路、河川等被害	道路 2、林道 6	道路 35、林道 1、 河川 2、その他 3	道路 3、河川 6、 その他 2

年月日	名称	災害の種 類	被害概要	岩滝地区	加悦地区	野田川地区
H21. 8. 9	台風 9 号	風水害	道路、河川等被害	道路 1、林道 3、その他 10	道路 8、林道 2、床上 4、床下 121、その他 100	道路 10、林道 1、床下 36、その他 35
H24. 9. 19		高潮	道路被害	道路被害 9（冠水 9）		
H29. 9. 17	台風 18 号	風水害	家屋、道路、河川等被害 他	道路被害 59、橋梁被害 7、河川被害 4 2、農林水産業施設 275、農道被害 118、 ＜住家・非住家被害＞ 225 床下浸水（住家 190、非住家 19）床上浸水（住家 13、非住家 3）		
H29. 10. 22	台風 21 号	風水害	家屋、道路、河川等被害 他	道路被害 4（道路冠水 2、崩落 1、土砂流入 1）、公共施設損壊 1 ＜住家被害・非住家被害＞ 6 損壊（住家 2、非住家 1）裏山崩落等被害（非住家 3）		
H30. 7. 5	大雨	水害	家屋、道路、河川等被害 他	道路被害 17、公共施設 13 ＜住家・非住家被害＞182 住宅への浸水や土砂崩れ等による半壊（住家 1、非住家 1）、一部損壊（住家 3、非住家 3） 床上浸水（住家 3、非住家 15）、床下浸水（住家 137、非住家 19）等		
H30. 10. 9	台風 24 号	風水害	家屋、道路等被害	道路被害 11（崩土 1、道路冠水 10） ＜住家・非住家被害＞28 床下浸水（住家 22、非住家 6） 車庫部分への浸水（土砂含む）4		

資料）各町地域防災計画、「台風 23 号災害と水害環境」（海青社）より集約した。

ただし、H18. 7. 18、H21. 8. 9 以降の災害は、与謝野町資料による

2 考慮すべき災害特性

(1) 積雪の地震被害に対する影響

本町は冬期の積雪が著しい地域に含まれる。積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。

以下に、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(2) その他の災害による被害と防災上留意すべき要素項目

災害類型		被害のあらまし	防災上留意すべき要素項目
台風災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ ・風害 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ、農林業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域）、気象予警報（特に水防警報及び台風情報）、危険箇所の状況
集中豪雨災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ、土石流 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ、農林業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域）、気象予警報（特に水防警報及び大雨情報）、危険箇所の状況
雪害	豪雪災害	・雪崩、地すべり ・上記及び積雪による家屋の倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ、農林業・商工業被害	降雪状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特になだれ注意報、地震情報）、危険箇所の状況、住民通報
	融雪災害	・雪崩、地すべり ・洪水氾濫 ・上記による豪雨災害、豪雪災害と同様の被害	降雪・降雨状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特になだれ注意報、地震情報）、河川の状況（河道閉塞、水位）、危険箇所の状況、住民通報
鉄道事故災害		・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（トンネル、橋梁、周辺地域における住宅、危険物取扱施設の有無）、事故の態様（脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等）
航空機事故災害		・航空機火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物取扱施設の有無）、航空機の種類（ヘリコプター、小型飛行機、旅客機、軍用機等）
自動車道事故災害		・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（特にトンネル、橋梁）、事故の態様（施設の損壊、多数車両衝突、火災発生の有無、大型バスの関係の有無等）、危険物（流出、炎上、爆発の有無、名称・量）

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

(防災安全課、関係各課、宮津与謝消防組合、消防団)

第1 計画の方針等

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これを迅速かつ的確に住民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

また、警報レベルを用いた防災情報の提供を行う。警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行い、情報機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知している。

京都府については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が行っており、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定めるものとする。

1 予報警報等の種類

(気象業務法第13条第1項。ただし、津波注意報及び津波警報、大津波警報を除く。)

種 別		発 表 の 基 準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合 降雪を伴い平均風速が 12m/s 以上と予想される場合
	強風注意報	強風によって被害が予想される場合 平均風速が 12m/s 以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準 6 土壌雨量指数基準 ^{注1)} 86
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 12時間の降雪の深さが 20cm 以上（平地、山地ともに）と予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が非常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 実効湿度が 70%以下、最小湿度が 40%以下と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 視程が 100m以下と予想される
	なだれ注意報	雪崩によって被害が予想される場合 積雪が 40cm 以上あり降雪が 30cm 以上になると予想される場合又は積雪が 70cm 以上あり最高気温が 7℃以上か、若しくはかなりの降雨が予想される場合
	霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、具体的には最低気温が 4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	異常な低温によって農作物等に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 舞鶴特別地域気象観測所で、最低気温が－4℃以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合 24時間の降雪の深さが 30cm 以上で、気温が 0℃～3℃と予想される場合
	融 雪	— 注2)
	着 氷	— 注2)
その他		その他の異常気象により被害を受けるおそれがあると予想される場合
洪水注意報		洪水によって被害が予想される場合 流域雨量指数基準 野田川流域 ^{注3)} =13.9、香河川流域=5.3、岩屋川流域=4.5、 加悦奥川流域=4.6、滝川流域=6.4、奥山川流域=3 複合基準 野田川流域= (5, 12.4)、香河川流域= (5, 4.2)、 岩屋川流域= (5, 3.6)、加悦奥川流域= (5, 4.6)、 滝川流域= (5, 6.4)、奥山川流域= (5, 2.4)
高潮注意報 (警戒レベル3に相当)		台風等による海面の異常な上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合 潮位が東京湾平均海面（T・P）上 0.7m以上と予想される場合
波浪注意報		風浪、高うねり等によって被害が予想される場合

種 別		発 表 の 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が 20m/ s 以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風と降雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 雪を伴い平均風速が 20m/ s 以上と予想される場合
	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 122
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12 時間の降雪の深さが、平地で 50cm 以上（平地、山地ともに）と予想される場合
洪水警報 (警戒レベル3に相当)		洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 野田川流域=17.4、香河川流域=6.7、岩屋川流域=5.7 加悦奥川流域=5.8、滝川流域=8.1、奥山川流域=3.8 複合基準 野田川流域= (5, 13.8)、加悦奥川流域= (5, 5.5)
高潮警報 (警戒レベル4に相当)		台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 潮位が東京湾平均海面（T・P）上 1 m 以上と予想される場合
波浪警報		風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
気象特別警報 (警戒レベル5に相当)	暴風特別警報	暴風による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	暴風雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報 (警戒レベル4に相当)		高潮による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報		波浪、うねり等による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
気象警報に含めて行う特別警報		地面現象特別警報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の特別警報）については、警報事項を気象特別警報に含めて行う。
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 90mm
竜巻注意情報		雷注意報を補足する情報として、京都地方気象台が京都府を対象に発表
地面現象警報、地面現象注意報		地面現象警報の警報事項は気象警報に、地面現象注意報の注意報事項は気象注意報に含めて行う。 気象警報、注意報の種類は、その原因となる現象によって、大雨、大雪警報又は注意報、雪崩、融雪注意報とする。 「山崩れ、地すべりなど」には土石流、がけ崩れも含む。

- 注1) 土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しており、表中の基準値は各市町村内における基準値の最低値を示す。「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中の雨水量を示す指数)
- 注2) 本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報については、その欄を「－」で示している。
- 注3) 表中の「野田川流域=13.9」とは、「野田川流域の流域雨量指数 13.9 以上」を意味する。「流域雨量指数」とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象河川の流域に降った雨水量を示す指数)

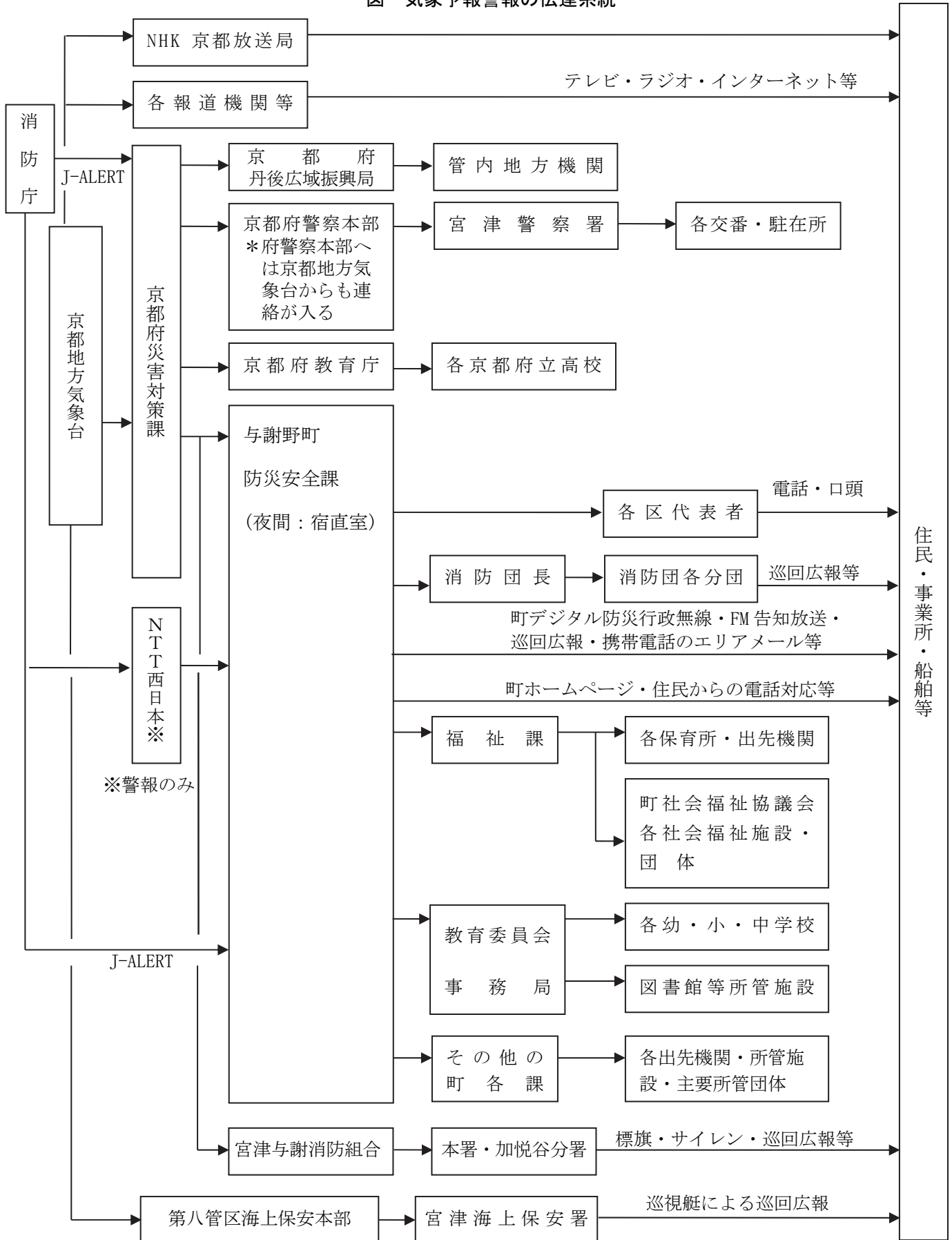
2 予報警報の発表、継続、切替え及び解除

- (1) 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (2) 注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- (3) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

3 伝達系統及び伝達方法

- (1) 予報警報等は、京都府災害対策課及び西日本電信電話株式会社を通じて町防災安全課に通知される。
- (2) 防災安全課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- (3) 時間外において通報を受理した場合は、防災安全課長に連絡するとともに伝達系統により町内伝達先へ通報する。
- (4) 有線通信途絶時における伝達については、町デジタル防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

図 気象予報警報の伝達系統



第3 指定河川に対する氾濫注意報〈洪水注意報〉、警報及び水防警報

1 知事が行う水防警報及び水位情報の通知、周知

(1) 水防警報

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位概要

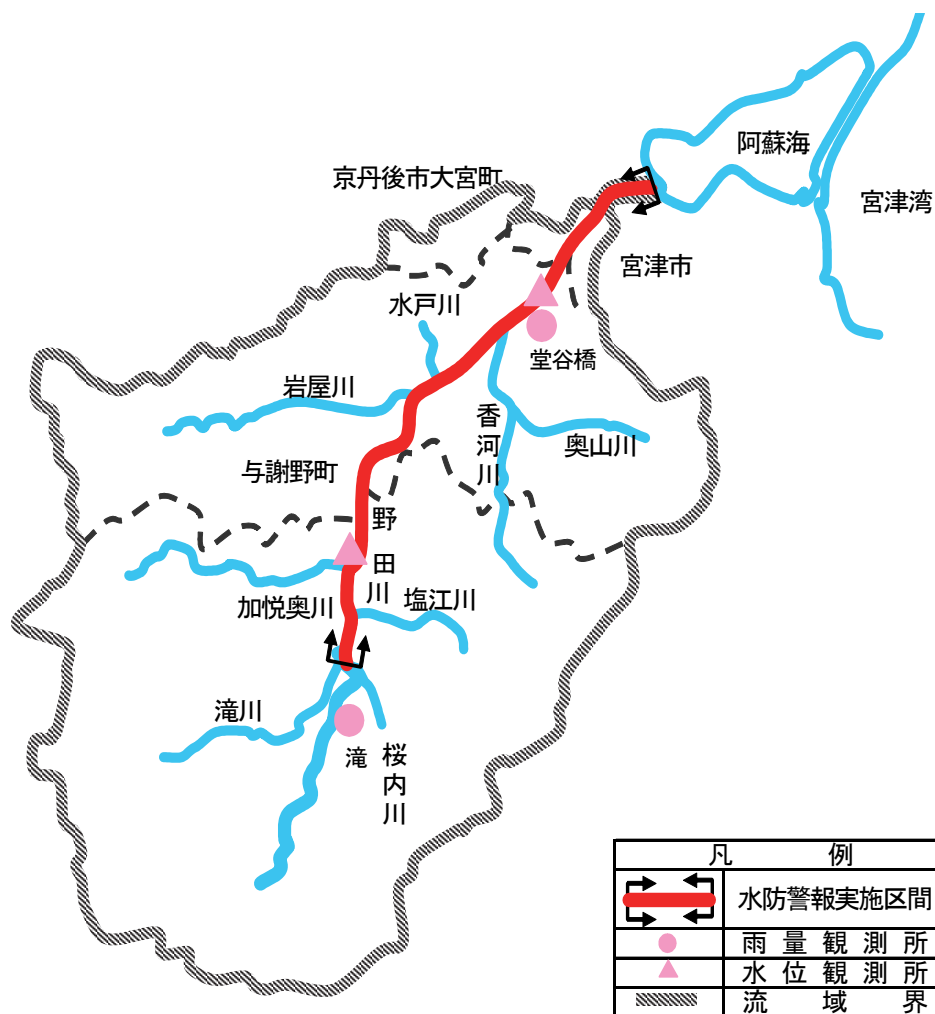
表 水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
野田川	堂谷橋 寺田橋	水防団待機水位 〈指定水位〉に達したとき	氾濫注意水位〈警戒水位〉に達したとき	氾濫注意水位〈警戒水位〉を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

イ 水防警報の発表時期

表 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所							発信者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機水位 （指定水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	堤防高		水防警報	水位情報通知周知
野田川 （下流）	起点	三村橋	堂谷橋	与謝野町 字下山田小 字タイト田	m 2.3	m 3.5	m 3.5	m 4.1	m 6.4	丹後土木 事務所長	平成19年 7月29日	平成19年 5月30日
	終点	終点（海）										
野田川 （上流）	起点	滝川 合流点	寺田橋	与謝野町 字算所	2.3	3.5	3.5	4.1		〃	〃	〃
	終点	三村橋										

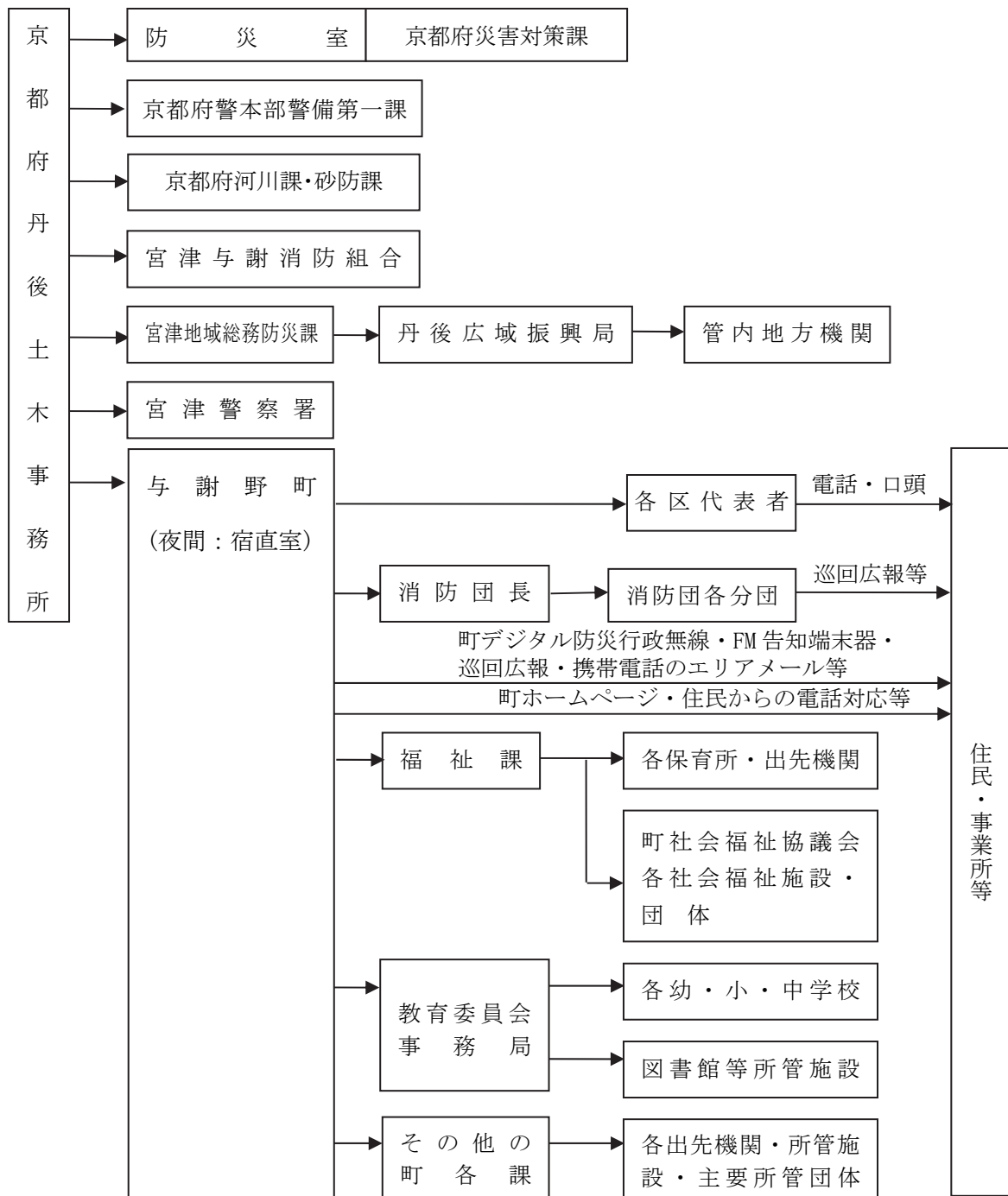


(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知する。

2 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統



第4 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動」という。）

予報及び警報」は、一般予報警報の場合に準じて、京都府においては京都地方気象台が担当する。

1 予報警報の種類

水防活動予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

表 水防活動用予報警報の種類

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報

2 伝達系統及び伝達方法

第2の3の伝達系統及び伝達方法による。

第5 火災警報

1 宮津与謝消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は強風注意報、乾燥注意報を受け、気象の状況が宮津与謝消防組合火災予防条例施行規則第31条に規定する状況となった場合又はなる見込みのある場合で、火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

2 火災警報を発表する場合の基準は、概ね次のとおりとする。

（1）実効湿度が55パーセント以下、最小湿度が35パーセント以下で、風速毎秒7メートル以上又は7メートル以上となる見込みのとき。

（2）平均風速毎秒12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みがあるとき。ただし、降雨、降雪時を除く。

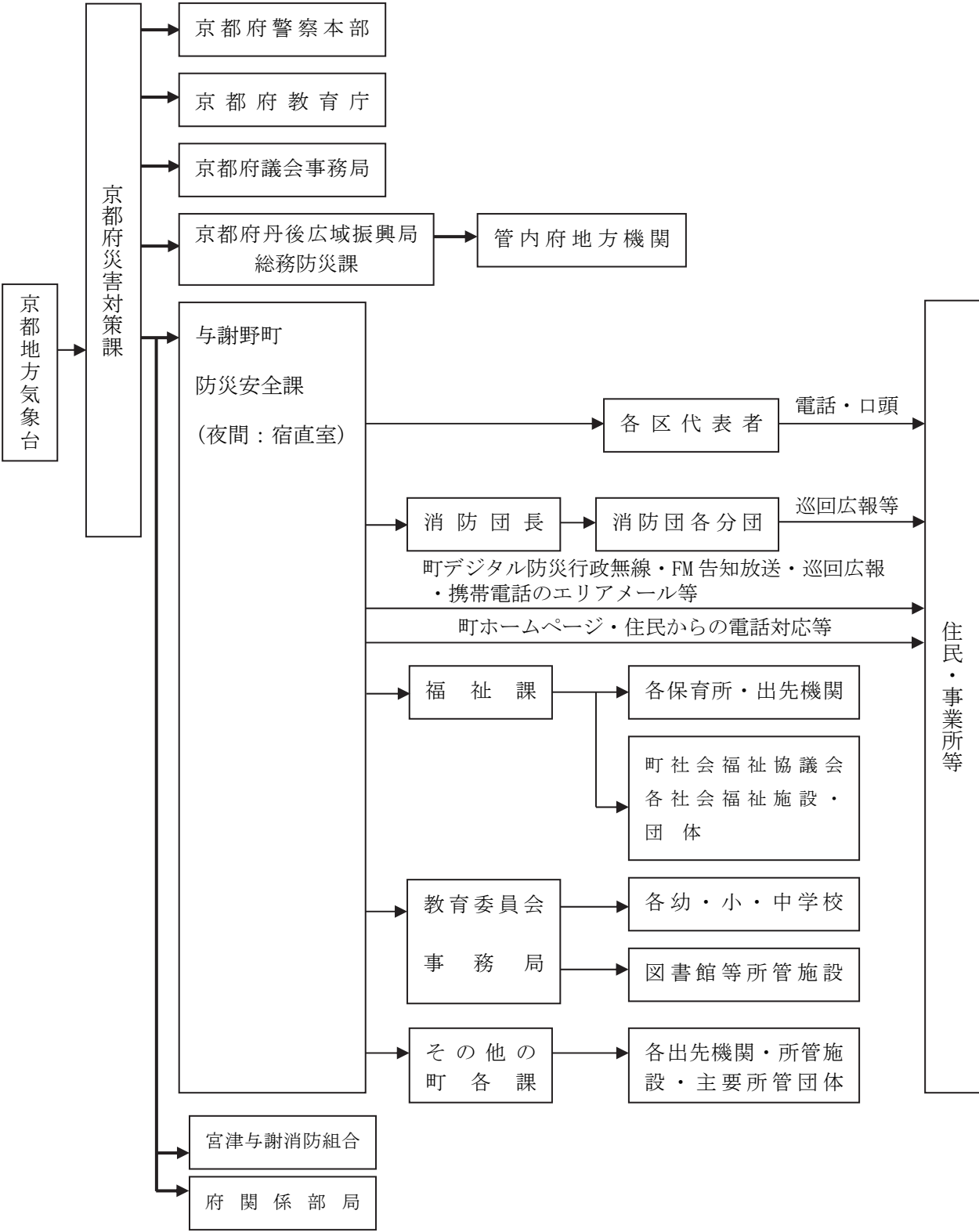
（3）町長は火災警報が発表されたときは、速やかに火災予防上必要な措置をとるものとする。

（4）伝達系統及び伝達方法

ア 火災注意報等の通報連絡は、伝達系統により住民に周知徹底する。

イ 有線放送、町デジタル防災行政無線又は広報車等を活用し、住民に周知する。

図 火災気象通報の伝達系統



凡例	——	衛星通信系防災情報システム
	——	有線

第6 津波警報等

1 津波警報

(1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報

地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

(2) 津波警報等予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県支庁の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

(3) 津波警報等の種類と内容

ア 種類

- (ア) 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表する。
- (イ) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (エ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

(4) 津波警報等の伝達

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。

伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波予報が含まれることがある。

イ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び伝達経路を「気象予報警報の伝達系統」に示す。

表 発表基準・解説・発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

表 津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発 表 基 準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

2 緊急地震速報の実施及び実施基準等

- (1) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置づけている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（2）京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

3 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

（1）地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

表 地震及び津波情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名※（全国を約190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表 ※本町の地域名は「京都北部」
	震源に関する情報	震度3以上で（津波警報、注意報を発表した場合は発表しない）、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	地震に関する情報	震源の派生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に津波による災害がないと予想されたときには「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 ○以下のいずれかを満たした場合に発表 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

情報の種類		情報の内容
地震情報	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
	推計震度分布図	震度5弱以上で、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測	震度3以上で、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
	遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ○国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報などを発表
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区（京都府の津波予報区は「京都府」）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（京都府内の地点は「舞鶴」）の満潮時刻・津波到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際の津波を観測（京都府内の地点は「舞鶴」）した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（2）情報の伝達

ア 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。

ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。また、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点が伝達される。

イ 地震及び津波に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行う。

(3) 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、概ね次による。

ア 津波に関する情報は、「京都府」に関する大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

ウ 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。

(ア) 京都府内で震度3以上

(イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上

(ウ) その他の府県で震度6弱以上

エ 各地の震度に関する情報

京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。

オ 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

カ その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

第7 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、概ね次のようなものをいう。

(1) 異常水位、潮位

(2) 異常波浪

- (3) 激しい降雨、降雪又は降ひょう
- (4) 雪崩
- (5) 地すべり
- (6) 火災

2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

- (1) 役場
- (2) 警察（110 番通報又は最寄の警察署等）
- (3) 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部・宮津海上保安署）
- (4) 宮津与謝消防組合
- (5) 消防団員

3 町長への通報

異常現象を発見した場合あるいは住民から通報を受けた町職員、警察官、海上保安官・消防組合又は消防団員は、直ちに町長（防災安全課）に通報する。

4 町長の関係機関への通報

町は、前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。

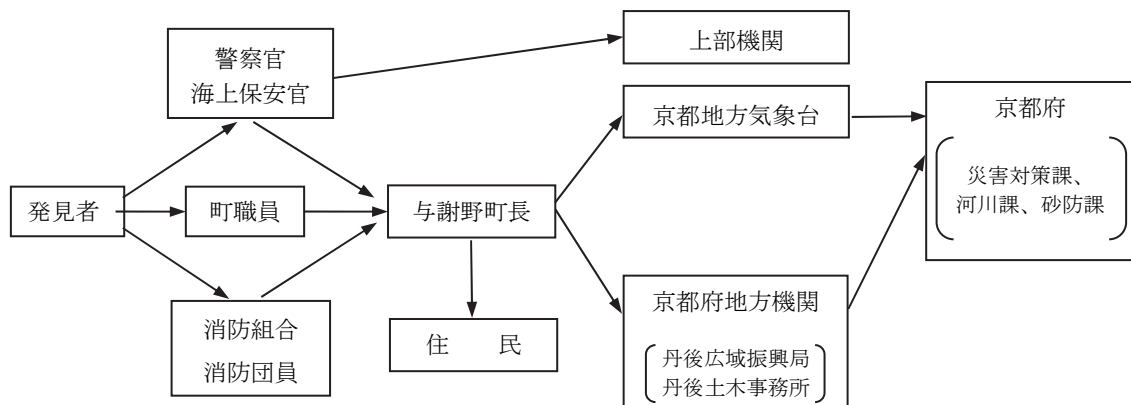


図 異常現象発生時の通報系統

5 一般住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平常時から町広報等により住民に周知徹底しておく。

第8 近地地震、津波に対する自衛処置

1 地震、津波についての教育

本編 第2章第17節「防災知識普及計画」による。

2 震度4以上を感じた場合の海面状況の監視組織

海岸部を管内とする防災安全課及び建設課は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、海面状態の監視体制を確保する。

3 情報聴取の責任

震度4以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、防災安全課が行う。

4 一般住民に対する周知徹底

気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、一般住民に対する周知徹底を図る。

第9 雨量・水位情報

1 雨量・水位の観測

町内には、次の京都府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより京都府丹後土木事務所及び京都府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

表 京都府雨量観測所（テレメータ）

観測所名	所在地	管理者	備考
堂谷橋	与謝野町字下山田小字タイト田	丹後土木 事務所長	
滝	与謝野町字滝小字下河原 3223		

表 京都府水位観測所（テレメータ）

観測所名	河川名	水防団待機水位 （指定水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	（特別警戒水位） 氾濫危険水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
堂谷橋	野田川	2.3	3.5	3.5	4.1	6.4	与謝野町字下山田	丹後土木事務所長	－	○	○
寺田橋	野田川	2.3	3.5	3.5	4.1	－	与謝野町字算所	丹後土木事務所長	－	○	○

令和2年4月1日現在

2 京都府からの雨量・水位の通報・公表要領

（1）雨量水位の通報

京都府管理の雨量及び水位のデータは、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府河川課・砂防課から、京都府雨量水位観測システムにより町に通報される。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記システムによる。

なお、上記のほか、水防警報河川以外の河川において水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため、電話又はファクシミリによりその旨を町に通報される。

（2）雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

京都府河川課・砂防課より、京都府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報と併せて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表される。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記による。

（3）通報の時期等

ア 通報の時期

次の状況となった時に、町に通報される。

- (ア) 水防団待機水位〈指定水位〉又は氾濫注意水位〈警戒水位〉に達したとき
- (イ) 水防団待機水位〈指定水位〉に達してから水防団待機水位〈指定水位〉を下回るまでの間の毎正時
- (ウ) 水防団待機水位〈指定水位〉又は氾濫注意水位〈警戒水位〉を下回ったとき
- (エ) その他必要と認められるとき

イ 通報の中止

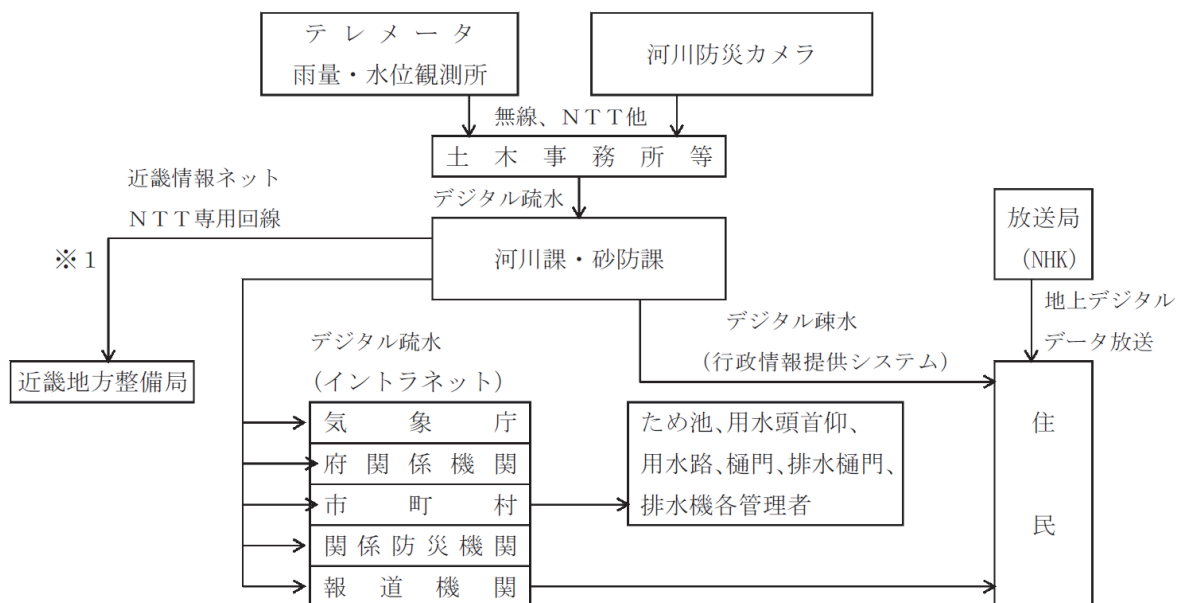
次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

- (ア) 水防団待機水位〈指定水位〉を下回ったとき
- (イ) 氾濫注意水位〈警戒水位〉以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき
- (ウ) 水防態勢を解いたとき

3 伝達系統及び伝達方法

気象予報警報等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対しては、通報漏れののないよう周知徹底を図る。

図 伝達手段及び経路



※1 京都府の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

資料) 京都府地域防災計画

第10 京都府土砂災害監視警戒情報システム（土砂災害監視システム）による情報監視（京都府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

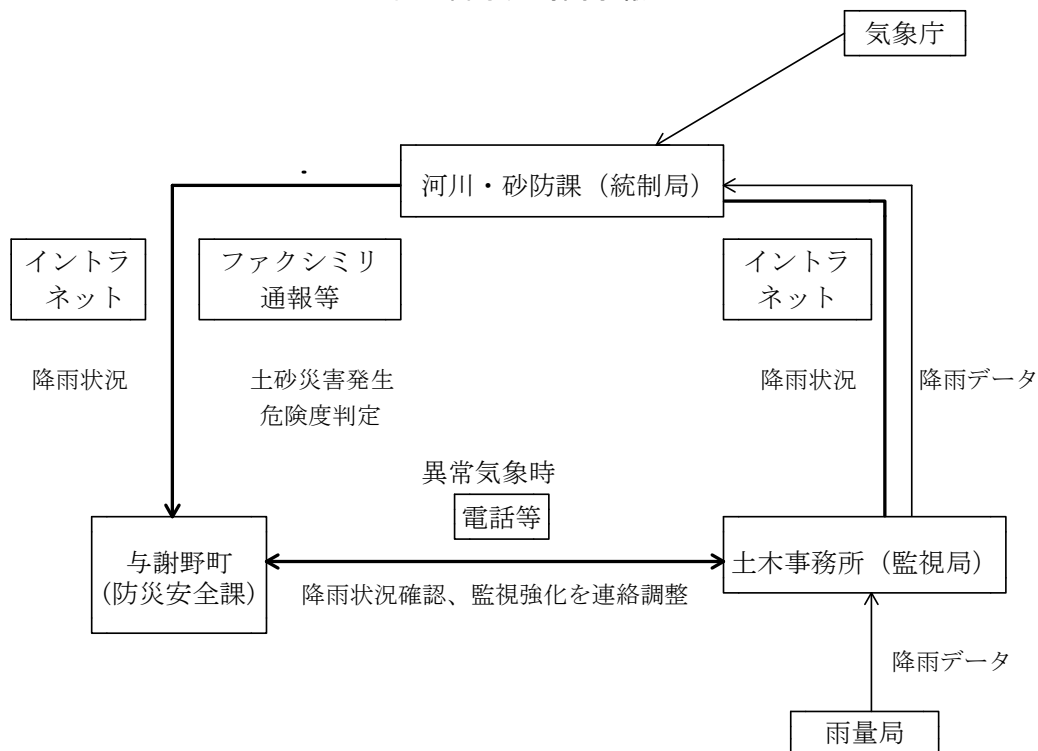
土砂災害警戒情報の支援資料として、京都府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村（本町に対する発表単位は加悦、岩滝、野田川）に対して、土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

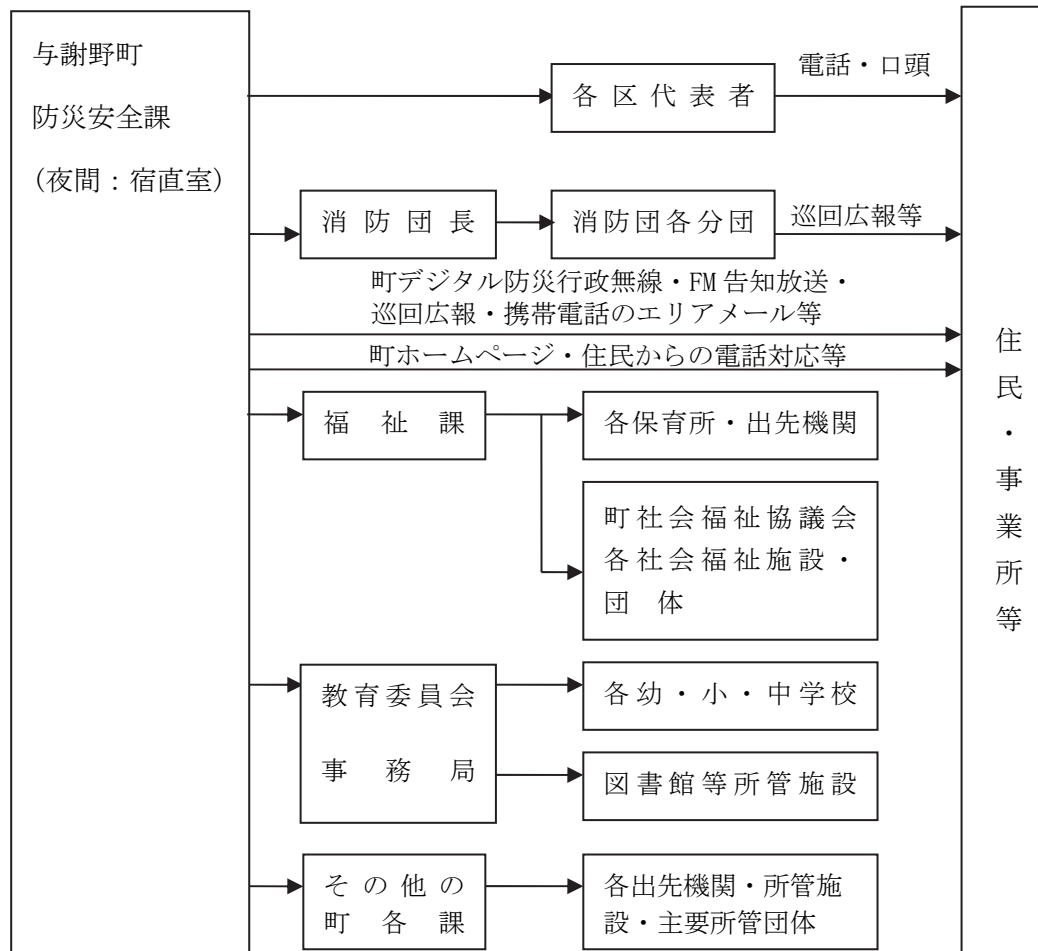
土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府災害対策課経由で町防災安全課へ届く。また、土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで町防災安全課及び京都府丹後土木事務所へ提供される。

図 降水短時間予報データ



3 町内での伝達系統、伝達方法

町内の伝達系統及び伝達方法は、下図のとおりである。



4 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された場合、町は、京都府砂防課から提供される1キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示等の参考資料とする。

第11 積雪の情報

1 各機関の積雪観測所

本町には、京都府の積雪観測所が以下のとおり設置されている。

観測所名	所在地	警戒積雪深 (cm)
与謝野町加悦	与謝野町字加悦	70
与謝野町与謝	与謝野町字与謝	110
与謝野町奥滝	与謝野町字滝	90
与謝野町香河	与謝野町字香河	80
与謝野町岩滝	与謝野町字岩滝	60
与謝野町岩屋	与謝野町字岩屋	120

2 伝達系統及び伝達方法

京都府が通報を受けた情報又は町が収集した情報は、気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、住民への周知徹底を図る。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

(防災安全課、企画財政課)

第1 基本方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報の収集体制を整備し、情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 町デジタル防災行政無線
- (2) FM告知端末機
- (3) 京都府衛星通信系防災情報システム
- (4) 消防無線
- (5) 電気通信事業者の災害時優先電話
- (6) 携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール
- (7) 町有線テレビ自主放送 町有線テレビ文字放送

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 町デジタル防災行政無線等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐ上からも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、町では平成22年度から平成24年度の3ヶ年で、デジタル防災行政無線設備の整備を進め、災害対策本部を設置する町役場と各庁舎、各地域に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備を確立した。

また、あわせて町有線テレビの光ケーブルを活用したFM告知端末機の配備も推進し、町デジタル防災行政無線とJ-A L E R T（全国瞬時警報システム）、FM告知端末機の連動により、正確な情報を迅速に伝達できる体制を確立した。

さらに、災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、町役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線システムの整備も確立した。

このような情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多重化・多様化

災害時には、電話のふくそう、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 町内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (2) 地域情報化推進基盤整備施設等（町有線テレビ整備、高速インターネット接続）の活用
- (3) 関係機関等との連携強化
- (4) 情報ボランティア（アマチュア無線協議会）との連携
- (5) 住民向け非常時協力ルール の周知徹底

このほか、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があることから、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を確立しておく。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）。

3 被災者支援システムの導入推進

被災後のり災証明等の復旧業務等の運用を管理する被災者支援システムの導入を進める。

特に、大規模災害時は被害が広範囲に及び、また、発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、京都府をはじめ近隣市町村との応援・受援体制を強化するほか、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムを活用するなど、円滑な支援体制を整備する。

第3節 水害予防計画

(建設課、農林課)

第1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町域内の河川、海岸等の現況危険箇所等を把握し、京都府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業、海岸保全事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。また、併せて台風時における高浪、高潮による災害の防止を図る。

このほか、国、京都府及び市町村と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、河川下水道対策（流す対策）、浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的治水対策を一層推進する。

第2 河川の防災計画

1 河川の現況

本町の河川は、河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受け、2級河川として京都府の管理する野田川、加悦奥川、滝川、香河川、温江川、桜内川、男山川、三田川、岩屋川、水戸川、奥山川及びこれらに注ぐ多数の小河川があるが、これらの小河川のうち河床が荒れている箇所や雨量100ミリ以上となったとき堤防を越える危険のある所が多く、6河川で重要水防区域、野田川が河川重点警戒箇所に指定されており、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域も存在する。

表 重要水防区域

河川名	重要水防区域			特に重要な区域			予想被害原因 種別及び予想 される水防工 法	備 考
	左右 岸別	区 間	延 長 (m)	左右 岸別	区 間	延 長 (m)		
野田川	右	与謝から加悦	5,800					水防警報
〃	左	〃	5,800					〃
滝 川	右	滝～金屋	1,900					
〃	左	〃	1,900					
加悦奥川	右	加悦奥～加悦	3,500	右	加悦奥～加悦	400	溢水：竹流し	
〃	左	〃	3,500	左	〃	400	〃	
岩屋川	右	岩屋～四辻	3,900	右	四 辻	500	溢水：積土俵	
〃	左	〃	3,900	左	〃	500	〃	
奥山川	右	川上～石川	2,000					
〃	左	〃	2,000					
香河川	右	大石～石川	1,800	右	石 川	500	溢水：積土俵	
〃	左	〃	1,800	左	〃	500	〃	

資料) 令和3年度京都府水防計画

表 河川重点警戒箇所

河川名	河川重点警戒箇所		延 長 (m)	区分	重要水防区域との重複
	左右 岸別	区 間			
野田川	左	加悦町後野～加悦	1,400	①②	全区間
〃	右	〃	800	①	〃
野田川	左	0.4km～2.0km	1,600	①	
香河川	左	野田川合流～1.1km	1,100	①	
〃	右	〃	1,100	①	
岩屋川	左	野田川合流～0.9km	900	①	全区間
〃	右	〃	900	①	〃

2 河川改修事業等

洪水の調節、河川流水の正常な働き及び水資源の高度利用を図るため、水源地の建設を検討する。

また、河川全般について、上流での土砂流出を防ぐとともに、今後も指定河川については、京都府の治水対策の積極的な実施を強く要請し、その他の未改修小河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水、防火用水としても重要であるため、改修整備並びに土砂の浚渫を推進する。

第3 海岸保全計画

1 海岸の現況

本町の海岸線は3,547メートルあり、水深の深いところは約13.7メートルで砂浜は少ない。

2 海岸保全事業

海岸の保全は、後背地の人家、道路、埋立地等を保護するため重要なものである。

したがって、高潮、波浪及び海水による侵食等による被害を防止するため、京都府及び町は、河川の護岸や海岸保全を実施し、町域の保全を図る。

第4 高潮予防計画

1 防潮堤等の整備

現状施設の耐久性、安全性等を再検討し、京都府及び町が行う海岸保全事業、河川改修事業計画に基づく防潮堤、水門等の新設、補強、改修を積極的に促進し、安全性を確保するものとする。

2 潮位観測体制の確立

海面に異常現象が認められた場合、沿岸住民に対する広報、避難の措置が適切に講じられるよう潮位観測体制を配備する。

第5 危険区域（箇所）の警戒巡視

平常時から気象情報を的確に把握し、異常降雨等による水害の早期発見に努める。

また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、町内の危険区域の警戒巡視を行う。

第6 浸水想定区域における防災対策

1 浸水想定区域の指定・公表（水防法第14条）

京都府は、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条）

- （1）町域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- （ア）広報車
- （イ）町デジタル防災行政無線及びFM告知端末機
- （ウ）電話、ファクシミリ
- （エ）電子メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- （ア）避難所は、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を地区別に指定する。
- （イ）避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

要配慮者の避難については、災害時要援護者支援プラン（個別計画）を作成する。

ウ 浸水想定区域内の次に掲げる施設は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

- （ア）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）

地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

- (イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設という。）

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

- (ウ) 大規模工場等

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

※ 資料編「社会福祉施設等の現況」参照

表 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び情報伝達方法

施設名称	所在地	情報伝達方法	対象河川
石川保育所	石川 556 番地	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送	二級河川 野田川
通所介護事業所のらくろ	温江 5 番地	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送	二級河川 野田川
みんなのうちは後野	後野 542 番地 6	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送	二級河川 野田川
石川小学校	石川 743 番地 2	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送	二級河川 野田川
与謝野町宮津市組合立橋立中学校	岩滝 2330 番地	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送	二級河川 野田川

第4節 林地保全計画

(農林課)

第1 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し森林機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保全機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全と併せて地域の防災施設の計画的な整備を進める。

第2 治山事業

1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地区等の復旧・予防のため、京都府の山地災害危険地区調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についても併せて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

2 地すべり対策

地すべり防止区域及び地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

3 雪崩、飛砂等による災害の防止

雪崩危険箇所や飛砂等による災害の防止のため、治山事業を実施する等により森林の健全な育成を図る。

4 小規模治山事業と災害の応急対策

公共事業、京都府の補助対策事業については、積極的に取り組む。

また、極小規模なものでも場合によっては被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第3 保安林の整備

本町は、保安林に指定されている個々の森林を再検討するとともに、その特性を考慮して、保安林指定要件に適合した機能を最大限に有するよう整備する。

第4 造林事業

1 造林事業の概要

本町の森林面積は、約 8,149 ヘクタール（令和1年4月1日現在、京都府林業統計）で、総面積の約 75 パーセントを占めている。

個人有林の造林事業は、近年全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労務の不足、外材輸入による木材価格の低迷及び拡大造林の奥地移行など、種々の条件が考えられる。

森林造成は、災害防止あるいは農業用水、水道用水の確保上も重要な事業であり、官行造林による造林を行っている。

今後もこれ等の制度を利用して適正な森林管理を図るとともに、個人有林についても補助造林を積極的に実施指導する。

また、森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置づけられており、新たな需要の創出により、木材価格の向上と経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全に努める。

2 はげ山防止対策

地質的、人為的なことが原因で林地が粗悪化し、地力が衰えて植物の成育が困難であり、はげ山に移行しつつある山地に対し、主として造林を施行するよう指導する。

第5 林道の整備

森林の管理及び作業効率の向上や生産コストの低減など、木材生産基盤となる林道や作業道の整備を図る。

第6 本町の危険箇所

本町における「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」及び「なだれ危険箇所」は、下記のとおりである。

表 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及びなだれ危険箇所

平成29年11月末現在

危険区域別		林地保全				農地保全
		山地災害危険地区			なだれ 危険箇所	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
丹後 広域振興局	与謝野町	78	85	－	18	－

第5節 土砂災害予防計画

(建設課)

第1 計画の方針

本町は、約75パーセントが森林で、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、河川の流域に山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

このため、荒廃地、土砂災害危険地等を復旧整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から住民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

第2 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

町内には、地すべり防止区域の指定を受けている箇所はないが、地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して、必要な対策を実施する。

第3 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出して、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、氾濫の原因になる。

この土砂を生産抑制及び氾濫・堆積を抑制するため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところを重点的に砂防事業を推進し、かつ、総合的に検討する。

第4 土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町にも、土石流危険溪流が215溪流存在する。土石流危険溪流とは、昭和53年8月4日付け建設河砂第46号による土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の

危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされる溪流で、砂防堰堤を設置する砂防事業としての予防措置を講じるとともに、降雨状況等を速やかに把握して、警戒降雨量に達した場合は通報により避難体制を確立するように努める。

第5 急傾斜地崩壊対策計画

急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5m以上のもの）の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に基づき、京都府において、緊急性の高いものから、順次急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上で、崩壊するおそれがあり、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために、「1規制事項」に掲げる行為を制限する必要がある土地をいう。

本町には、13箇所の指定区域（令和元年7月19日現在）がある。

1 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防するため、次の行為について京都府知事の許可を必要とする。

- （1）水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- （2）ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- （3）のり切、切土、掘さく又は盛土
- （4）立木竹の伐採
- （5）木竹の滑下又は地引による搬出
- （6）土石の採取又は集積
- （7）その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

2 調査及び住民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について京都府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

第6 雪崩等対策計画

本町は、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯市町村による法指定がされており、雪崩危険箇所調査により、危険があるとされた箇所が立地している。

1 予防措置

(1) 雪崩危険箇所等雪崩のおそれが著しいと認められる場合は、雪崩対策事業の実施について京都府に要請する。

(2) 降雪、積雪、雪崩等により災害発生のおそれのある施設は、事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

2 住民への周知

雪崩により被害のおそれのある住民に対しては、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

第7 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法平成12年5月8日法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

京都府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

京都府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

町域に土砂災害警戒区域が指定された場合、町は次の措置を講じる。

(1) 警戒避難体制の整備

警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

なお、大雨には局地性があることから、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも、他の危険な兆候が認められた場合には、自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

※ 資料編「砂防法第2条指定箇所等 (5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

ア 適切な避難所等及び避難路の設定、周知

避難所等及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

設定した避難所等及び避難路、情報伝達経路等は、洪水土砂災害ハザードマップ等により、住民に対し周知徹底を図るものとする。

イ 情報収集及び伝達

平常時から防災パトロールを強化するとともに、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努める。

収集した情報や避難指示等を町デジタル防災行政無線、FM告知端末、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

ウ 防災知識の普及及び防災活動の実施

防災関係職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。

また、関係機関と協力して、土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

さらに、住民が自主的な判断によって避難できるよう、前兆現象等の防災知識の普及啓発に努める。

(2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害警戒区域内に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報を速やかに伝達する。

また、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画（避難確保計画）を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町に報告するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※ 資料編「社会福祉施設等の現況」参照

表 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び情報伝達方法

施設名称	所在地	情報伝達方法
ふれあいホーム神宮寺	石川 2376 番地	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送
高齢者総合福祉施設虹ヶ丘	岩屋 600 番地 3	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送
障害者福祉センター夢織りの郷	岩屋 600 番地 6	町デジタル防災行政無線、FM 告知放送

(3) 周知

国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第8 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

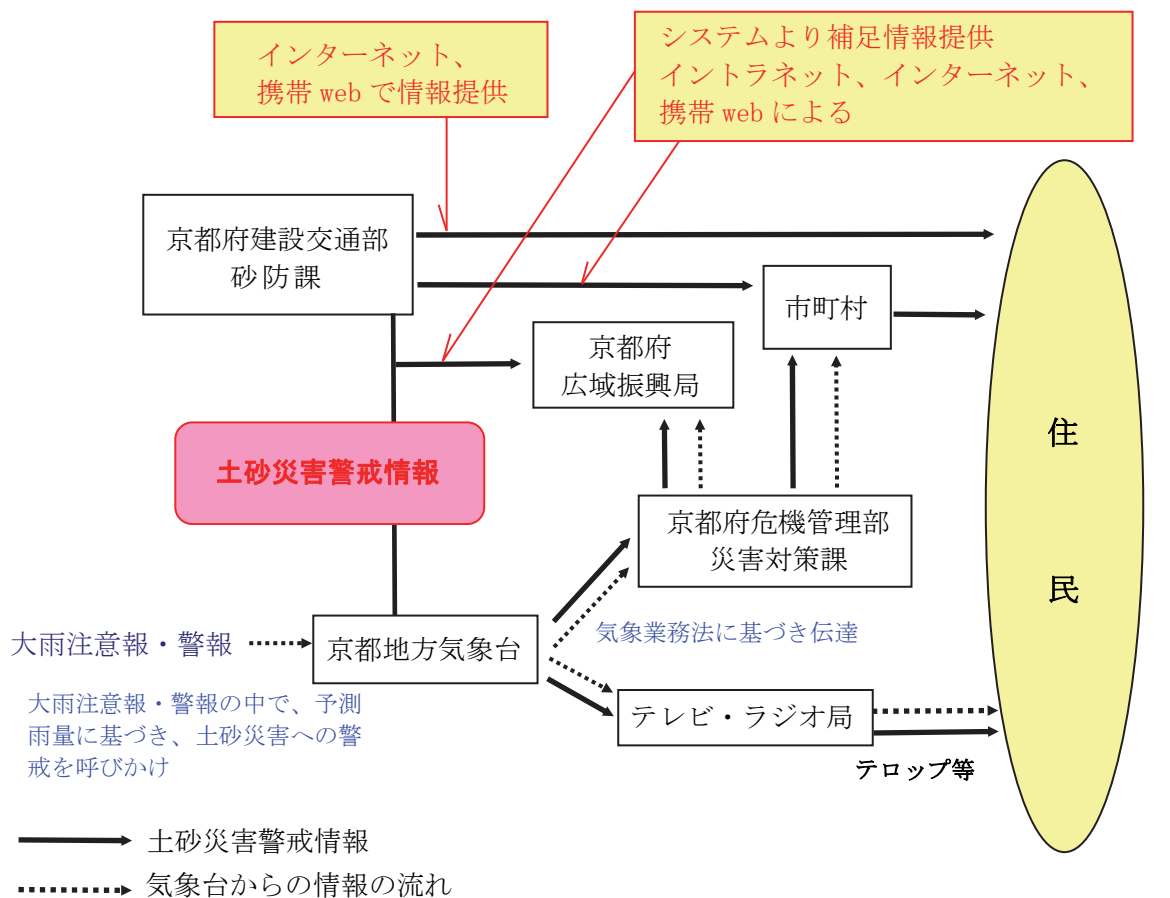
1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

京都府と京都地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が住民に対して行う避難指示等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること、及び住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条）

なお、町内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる（警戒レベル4に相当）。

図 土砂災害警戒情報の伝達経路



出典) 京都府地域防災計画

2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、その他必要が認められる場合には、京都府砂防課と京都地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

- (2) 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、京都府砂防課と京都地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。(48箇所)

本町に対する発表単位は加悦、岩滝、野田川となる。

4 留意点

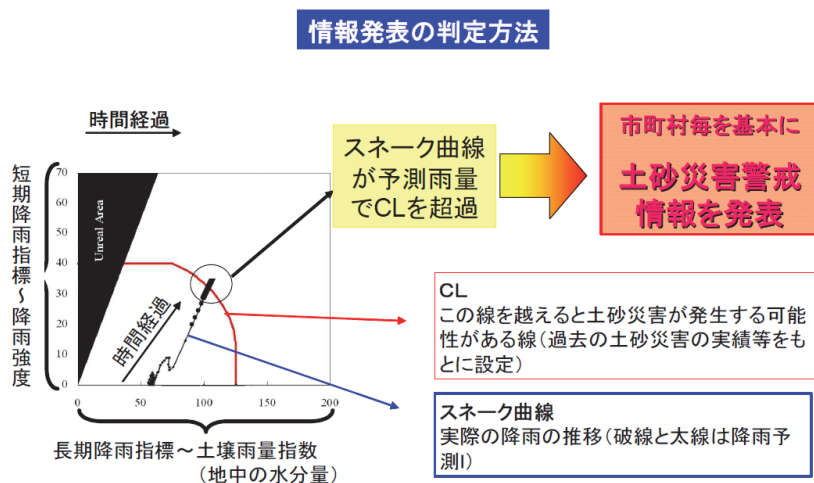
土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- (1) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- (2) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

5 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

(1) システムの概要

本システムは、气象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に、土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



出典) 京都府地域防災計画

(2) 市町村への情報提供

京都府は、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において、災害発生危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。

また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により、地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

(3) 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL (Critical Line)：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直し、さらなる精度向上を図る。

表 土砂災害危険箇所一覧

（平成27年3月末現在）

危険区域別		地すべり		雪崩	急傾斜地関係					砂防関係				
		地すべり等防止法第3条の指定区域	地すべり危険箇所	雪崩危険箇所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の指定区域	急傾斜地崩壊危険箇所				砂防法第2条指定箇所	土石流危険溪流			
						I	II	III	計		I	II	III	計
						保全人家5戸以上	保全人家1～4戸	保全人家0戸			保全人家5戸以上	保全人家1～4戸	保全人家0戸	
丹後広域振興局	与謝野町	—	—	28	13	44	50	1	95	46	147	68		215

注)「I」：人家5戸未満でも官公署、学校、病院等の公共的な施設がある場合は、人家5戸以上の箇所に含まれる。

「III」：人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所。

表 土砂災害警戒区域等指定状況

(令和3年度)

区 分	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
土砂災害警戒区域	257	228	0	485
土砂災害特別警戒区域	183	226	0	409

※ 資料編「急傾斜地崩壊危険区域」参照

※ 資料編「砂防法第2条指定箇所等」参照

第6節 道路防災計画

(建設課)

第1 計画の方針

崩土、冠水及び浸水、波浪による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第2 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送路となる次の道路などの早期改良・整備を京都府に要請していく。
 - ・第1次緊急輸送道路
国道176号、国道312号
 - ・第2次緊急輸送道路
国道178号、主要地方道網野岩滝線、主要地方道野田川大宮線、
一般府道温江加悦線、一般府道中藤加悦線
- 2 町道については、国道や府道の道路整備計画に合わせ、都市計画道路との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
- 3 水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。
- 6 積雪対策事業としては、雪崩防護柵の設置、除雪機械等の強化を図る。

第3 道路除雪対策

1 道路除雪に必要な事項

積雪に対処するために、「道路除雪基本要綱」に基づき、毎年別途定めるものとする。

2 関係機関の相互協力体制

建設課長は、道路除雪の相互協力体制の強化並びに円滑化を図るため、あらかじめ関係各課、国、京都府及びその他関係機関と道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的に協議し、その結果を町長に報告する。

(1) 京都府との協議事項

府道の除雪計画と早期除雪についての要望

(2) 町の協議事項

- ア 京都府の除雪計画と町の除雪計画との調整
- イ 屋根の雪おろしの処理方法
- ウ 除雪の際の損失に対する補償の交渉
- エ 路面上にある埋没物件に対する標示
- オ 除雪機材、除雪労力及びオペレーターの確保
- カ 消防団との協力体制

(3) 宮津警察署との協議事項

除雪実施中における交通規制等について

(4) 運輸業者及び建設業者との協議事項

除雪機材の確保とオペレーターの応援について

(5) 石油販売業者との協議事項

除雪機械用燃料供給の協力について

(6) 区長及び住民との協議事項

- ア 路上の物件の除去
- イ 埋没物件の標示
- ウ 屋根からおろした雪の処理
- エ 労力の供給

オ その他必要な事項

(7) 宮津海上保安署との協議事項

海域への排雪について

3 降雪量の観測・測定

本町における京都府の積雪観測所及び降雪量の測定位置は、本編 第2章第1節第11
に示すとおりである。

第7節 農業用施設防災計画

(農林課)

第1 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、町内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える資源としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。特に、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第2 大雨、洪水対策

1 ため池

- (1) 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行を行う。
- (2) 斜樋底樋の排水機能の点検整備を行う。
- (3) 堤体の応急補強と通行規制を行う。
- (4) 洪水吐及び下流放水路障害物の除去を行う。
- (5) 不用貯水の排除及び事前放流を行う。
- (6) 国及び京都府の協力を得て農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定期的な点検調査、ため池のハザードマップの作成等を実施するとともに、その成果を積極的に活用する。

2 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲートの整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとる。

3 用排水路

- (1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理を行う。
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。

4 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃を行う。

第3 雪害対策

- 1 融雪による洪水に対しては、大雨、洪水の対策と同様の対策をとる。
- 2 降雪、積雪、雪崩等により災害発生のおそれのある施設は、事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

第4 地震対策

- 1 農地や農業用施設そのものの被害（一次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。

農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握でき得るようにしておく。

- 2 地震に弱いと判定される構造物については、可能な工法で補強を行っておく。

対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次被害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所や緊急用水確保としての活用についても検討を加える。

第5 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため、農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかける。

第8節 防災営農対策計画

(農林課)

第1 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

第2 雪害及び寒干害予防対策

1 農作物対策

(1) 果樹

ア 防寒

柑橘類、くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか、枯死することとも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

イ 降雪前の果樹棚の補強と整枝、誘引

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強と整枝、誘引し雪害を防ぐ。

ウ 雪崩防止柵の設置

傾斜地等で雪崩のおそれがあるほ場では、できるだけ簡易雪崩防止柵を設置する。

エ 排水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるため、あらかじめ排水溝を整備するなど湿害防止に努める。

オ 融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要がある場合もあるため、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

カ その他

秋肥の施用、貯蔵用柑橘類の収穫、乾燥防止と暴風垣の設置、整枝など、必要な対策を実施する。

(2) 野菜

ア 寒害対策

(ア) 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風ネット、畝間のささ立て、わら立て等を行って寒害の防止に努める。

(イ) 施肥

肥切れや軟弱な成育のものは、寒さに弱いため、施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

(ウ) かん水

乾燥すると寒害を受けやすいため、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

(エ) 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

(オ) 播種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいため、早まきにならないよう心掛ける。

(カ) 土寄せ

だいこんは、地上に出ている部分が寒害を受けやすいため、土寄せして保護する。

(キ) 保温の準備

トンネル栽培のものについては、状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培のものについては、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

(ク) 果菜類の根の成長最低温度は、12～13℃ぐらいであり、最低地温はこれ以上となるよう管理する。

(ケ) 古いビニールハウスでは、光の量が少なくなるため、新しい資材を使って光線を十分に利用する。

(コ) ハウス等のかん水施設では、破裂防止のため水抜きを行う。

イ 雪害対策

(ア) 排水溝

融雪時には湿害が予想されるため、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは、雪解け水が入らぬよう除雪、排水に努めるほか、移植床を準備しておく。

(イ) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

また、ハウスの上、サイドの除雪を早めに行う。

(ウ) ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ圧雪に耐えるよう補強しておく。

(エ) フレーム等の設置場所

フレーム等は、除雪作業に備えて、なるべく家の近くで排水のよい場所に設置するよう計画する。

(オ) 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。

この場合、肥料は、窒素肥料を主体として10アール当たり窒素2～4キログラムを2回に分けて施用する。

(カ) 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるため、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

(3) 融雪剤の備蓄

雪害防止対策として、京都農業協同組合において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておき、必要に応じ直ちに施用できる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

ア 融雪剤の種類

(ア) 草木灰、くん炭

(イ) けい酸質肥料

(ウ) 転炉さい

(エ) 黒色粉末

(オ) バークたい肥

イ 施用量(10 アール当たり)

(ア) 草木灰及びけい酸質肥料は 100 キログラム程度

(イ) 転炉さいは 80 キログラム程度

(ウ) 黒色粉末は 10～20 キログラム

(エ) バークたい肥は 100～200 キログラム

ウ 施用方法

施用に際しては、降雪がしばらくしない日に全面的に均等散布する。

なお、草木灰、けい酸質肥料、転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので、硫酸等の肥料との混合は避ける。

黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

エ 積雪が非常に少なくなると、積雪の下層約 25 センチメートルが滞水層となり融雪の促進効果が低下するため、融雪水の排水に努める。

2 林業対策

(1) 苗畑

ア 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させる。

イ 仮植

春まで仮植する場合は、日当たりのよい排水良好な畑を選び、1 本並びにていねいに仮植する。

ウ 病害の防除

(ア) 病害のまん延を防ぐため、降雪前及び融雪後に殺虫剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。

(イ) 耐寒、耐病性のある健苗の育成に努め、窒素肥料の多用を避け、リン酸肥料、カリ肥料を十分に施用する。

(ウ) 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進する。

(エ) 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪等には特に注意する。

- (オ) 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却する。

エ 凍霜害防除

- (ア) 風当たりの強いところに仮植しない。
- (イ) 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。
- (ウ) 霜柱の立ちやすい畑には、砂を2～3センチメートル敷く。
- (エ) 稚苗は、わらを薄く覆うか、よしずで寒風を防ぐ。
- (オ) 霜覆をする(特に播種床)。
- (カ) 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行う。
- (キ) 排水をよくする。

(2) 造林

ア 苗木の選択

- (ア) 秋伸びしない健苗を使用する。
- (イ) すぎは、ウラ系のものを使用する。

イ 秋植え

秋植えは、11月中に終わるようにして、時期を失したときは、春植えにする。

ウ 植付け

植付けは、大きな植穴を掘り、根を十分広げてていねいに行う。

エ 雪崩防止

- (ア) 雪崩の発生する林地は、階段の切り付けをし、その幅は1.0～2.5メートル、間隔は幅の6～10倍とする。
- (イ) 多雪地域の地ごしらえに際しては、前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5メートルの頭栽木とする等、雪崩防止に注意する。

オ 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ(9月以降)の下刈を避ける。

カ 枝打ち

- (ア) 幼齢林分の枝打ちは、降雪までに励行する。
- (イ) 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除く。
- (ウ) 林縁木の伐採枝打ちはしない。

キ 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は、積雪前に伐倒しておく。

(3) 林道

ア 排水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくする。また、側溝、溜樹、排水、暗きょ等の清掃補修に努める。

イ 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚、橋台等の障害物の除去をしておく。

ウ 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておく。

エ 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をする。

(4) 治山

ア 伐採の規制

民家の上方にあり、雪崩のじゃっ起するおそれがある山林は、伐採の規制をする。

イ 実態の把握

降雪により、雪崩のおそれのある箇所を把握し、監視体制を整備する。

第3 風水害予防対策

1 農作物対策（夏季）

(1) 水稻

ア 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度を大きくすることから、穂発芽のしにくい品種を栽培する。

イ 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。

ウ 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。

エ けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。

オ 既に刈り取って稲架掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。

カ 地干ししているものは、速やかに稲架掛か又は安全な場所に搬入し、稲発芽又は流失等が起こらないよう注意する。

キ 流失しやすい場所に稲架掛けしているものは、安全な場所に移す。

ク 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

(2) 豆類

ア 排水溝は、整備しておく。

イ 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

(3) 野菜

ア 本ばに作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面にはわせる。

イ 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時間を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

ウ 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。

エ 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。

オ 溝の停滞水は速やかに排水し、病害の発生を防ぐ。

カ ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。

キ ハウス周囲は水量が多いことから、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

(4) 果樹

ア なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。

イ 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。）。

ウ 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

2 農作物対策(秋季)

(1) 水稲

夏季予防対策に準ずる。

(2) 豆類

ア 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。

イ 排水溝を整備する。

(3) 野菜

ア きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。

イ これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては、支柱を倒して地面にはわせ、防風ネットを張る等の対策を講じる。

ウ は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様を見ては種する。

エ だいこん等直まきのものは、間引きを遅らせるとともに、揺れを防ぐため土寄せを行う。

オ キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講じる。

カ ハウス周囲は、水量が多いことから、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

キ ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。

(4) 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、くり、かき等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。

果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て、棚を補強する。

(5) 茶園

夏季予防対策に準ずる。

3 林業対策(水害)

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

- ア 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして、倒壊、亀裂等を防止する。
- イ 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- ウ 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(2) 林道

- ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- イ 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- ウ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は、搬出するか又は安全な場所へ移しておく。
- エ 工事中の林道は、治山と同様の措置をする。

第4 晩霜と低温障害予防対策

1 農作物対策

(1) 野菜類

- ア 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。
- イ 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、とくに地温 12℃以上になってからとし、定植後は地温を上げるようにする。
- ウ ハウストンネルでは、高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスの発生することがあり注意する必要がある。また、ストーブや練炭などを持ち込む場合は一酸化炭素中毒に注意する。
- エ 土壌水分を十分に持たせる。
- オ 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

(2) 果樹

ア 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであり、早目に燃焼資材などを準備して対策の徹底を期す。

表 果樹の霜害発生限界温度〔1967 中川、角田〕

種 類	生育ステージ	霜害発生限界温度(℃)
う め	満開期	－ 7 ～－ 8
	幼果期	－ 3 ～－ 4
も も	満開期	－2.5
日本なし	満開期	－ 1 ～－1.5
	幼果期	－ 1 ～－1.5
ぶどう	ほう芽・展葉	－2.5～－ 3
か き	ほう芽期	－1.5～－ 2

注) 百葉箱内温度であらわす。

イ 人工交配を実施して結実を確保する。

ウ 樹勢着果状況等を勘案の上、摘果は2～3回に分けて行う。

第5 干害予防対策計画

- 各区、農家組合及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に、揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。
- 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により節水を行い、干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。
- 農作物については、次の措置をとる。
 - (1) 果樹、野菜等農作物全般に敷草を増施(10 アール当たり1～2トン)して乾燥を防ぐ。
 - (2) 水源のあるところは水利権等について関係区と十分協議した上、ポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水できるよう、ほ場内に溝切りを行う。

- (3) 野菜、果樹等施肥が必要な場合は、かん水をかねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。
- (4) 苗床の甘藍、白菜等は大苗にならぬよう節水覆で調節管理する。また、今後播種するものは、乾燥状態・かん水難易を考え、状況により播種定植など遅らせる。なお、きゅうりなどの果菜類では、1日1株当たりの蒸散量は1～2リットルぐらいで水分が少ないと苦味の発生など品質低下をまねくため、PF1.7～2.0に保つこと。
- (5) くり、もも、うめ等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (6) 干ばつ後、穂いもち病が発生しやすいので、ほ場巡回を行い対応する。

第9節 建造物防災計画

(建設課)

第1 計画の方針

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。

1 建築物防災対策

(1) 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。

ア 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

イ 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

ウ 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

エ 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用に当たり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。
火災時等には、防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

オ 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

(2) 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて推進するものとする。

ア 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。

イ 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとる。

ウ 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行う。

さらに、耐震改修促進計画の策定により、耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

2 宅地防災対策

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、京都府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入体制を整備するとともに、京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難所として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修
- (5) 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源の確保

2 多数の者が利用する特定建築物

旅館、社会福祉施設等の多数の者が利用する特定建築物は、高い防災性能が必要であり、京都府と連携して以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により、耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

住宅や不特定多数の者が利用する特定建築物以外の建築物は、京都府と連携して建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

特に、住宅は、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し耐震化を一層促進する。

- (1) 耐震改修のほか、家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進
- (2) 住民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進
- (5) 耐震改修促進法による認定制度を活用し、補助及び融資等による耐震改修の誘導
- (6) 共同住宅等は、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

4 建築物の安全対策

町は、施設管理者に対して、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

6 空き家対策

空き家となった住宅は、与謝野町営住宅等長寿命化計画に沿って解体除却しており、引き続き使用する住宅は長寿命化工事等により平時から安全性を確保するなど、今後も適切な管理を促進する。

なお、適切な管理のなされていない空き家等に対しては、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を進めるなど、必要に応じて対策を行うよう努める。

また、空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第3 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、京都府との連携により都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には京都府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対して、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第10節 文化財防災計画

(社会教育課)

第1 計画の方針

町内に所在する貴重な文化財は国民的財産であり、その文化財を将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止して、これを公共のために保存することが不可欠であり、文化財に関する防災業務の実施に当たっては、特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には的確な対応ができるように消防用設備の設置等の推進を図る。

第2 文化財の保全・指導内容

1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言を行う。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかけを行う。

京都府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物については、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置の働きかけを行う。

町指定文化財については、国指定・京都府指定文化財に準じた働きかけを行う。

特に、重要伝統的建造物群保存地区については、建造物が群を成している性質上、総合的な防災設備の設置の促進について、京都府の指導助言を得るなど連携し、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造であり、耐震・耐火のものとし、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観・位置等にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に消防用設備、避雷針等の設備を設置する等、状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第3 文化財保護対策

町及び町教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導や助言を行う。

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対する防災組織の活用、災害時における防災の方法等、文化財の防災措置
- 2 避雷針、消防用設備、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難・搬出について、施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画の作成
- 5 消防機関等、文化財の防火に関係のある機関との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民や地域住民などによる自衛組織の結成についての指導

第4 防災思想の普及

町及び町教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動等
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言

※ 資料編「指定等文化財一覧表」参照

第11節 危険物等保安計画

(防災安全課、宮津与謝消防組合)

第1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第2 危険物の予防対策

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、宮津与謝消防組合が危険物施設等の事業所に対して、次のような指導等を実施する。

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (1) 消防法第12条に基づき、危険物製造所等が、同法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行うとともに、危険物の貯蔵、取扱い作業に関する保安のための講習の受講を励行する。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者等が行う施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外貯蔵タンクの不等沈下対策

危険物、特に石油類屋外貯蔵タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）によるタンクの破損を防止するとともに、万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

4 地震対策

屋外貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指導する。

第3 火薬類及び高圧ガス対策

京都府消防保安課は、取扱事業所に対して次のような指導を実施する。

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏えいを最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏えい防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

- (1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- (2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

- (1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。
- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第4 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物（昭和25年法律第303号）は、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）による登録を受けなければ、製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等を含む。）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講じることとなっている。

京都府保健所及び京都府健康福祉部薬務課の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

町は、必要に応じて、これに協力する。

1 予防対策

（1）毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。

（2）災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

ア 表示による貯蔵場所の明示

イ 貯蔵設備、方法の確立

ウ 在庫数量の把握

エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

貯蔵場所には、「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

また、災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等、安全が確保されるよう指導する。

第5 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第12節 消防組織整備計画

(防災安全課、消防団、宮津与謝消防組合)

第1 計画の方針

各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、宮津与謝消防組合との連携を図りつつ、本町における消防体制の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防防災意識の啓発及び関係市町相互の応援体制を堅持し、消防体制の強化を推進する。

第2 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに、消防活動内容も高度化していく傾向にある。また、若年層の減少などにより、消防団員の確保が年々困難になっている。

このため、消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図るため、次の取組を進め、住民生活の安心安全を図る。

- 1 消防団員の確保
- 2 多機能消防車両の配備による大規模災害への対応力の向上
- 3 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進
- 4 消防団支援隊の充実

第3 消防設備等の整備強化

国の示す「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」などに基づき、消防団の保有する機械器具の近代化、防火水槽、消火栓等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

第4 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事を行い、さらに春秋2回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、住民に対する火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季火災予防運動
- 2 秋季火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し、消防意識の啓発と消防士気を高める。

- 5 関係団体と協力して防災意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第5 相互応援協定

大災害発生に備えて、関係機関と相互応援協定を堅持する。

※ 資料編「消防相互応援協定」参照

第6 消防団員の教養訓練の促進

近年の消防の近代化、科学化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して、次の教養訓練に重点を置いて実施する。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育

第7 防火管理者の育成・指導

宮津与謝消防組合は、消防法第8条に規定する防火対象物の管理権原者に必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導を行う。

第8 与謝野町の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけに止まらず、火災予防及び火災以外の災害を防御し、これらの災害に因る被害、すなわち地震、風水害、雪崩、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画の樹立を図るものとする。

2 消防計画の作成

町長は、1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておく。

3 消防活動

消防は、2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。

特に、各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の招集計画の樹立により、招集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎょ）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は、一般の防ぎょ対策では万全を期せられないため、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部所を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策とする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合には、近隣市町に応援を要請するとともに、所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物製造所等が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建物の防ぎょ対策

官公署、学校、病院、旅館等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるため、特殊な防ぎょ対策とする。

オ 危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、指定可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は、一般の防ぎょ対策では万全を期せられないため、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部所を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

キ 山林（野）の防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

各地域に水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒防ぎよし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については、「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5 その他の消防活動

（1）地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は、道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるため、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) 雪崩、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎよ、避難等の対策を立てて活動する。

(3) 救急活動

災害時を考慮して、消防組合の行う救急活動を支援する。

車両の借上転用、救急活動計画等を樹立して、軽傷者等の搬送業務を行う。

第13節 鉄道施設防災計画

(企画財政課、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社)

第1 計画の方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社の計画

1 施設の防災対策

平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。

2 降雨に対する対策

(1) 降雨により災害の発生するおそれがある場合は、的確な情報収集・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

(2) 雨量計の設置停車場と規制区間

雨量計設置 停車場	運転規制区間	延長	運転規制の規準（ミリ）					
			徐行運転			運転中止		
			時	連	連＋時	時	連	連＋時
宮津駅	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野駅	天橋立・ 京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
久美浜駅	小天橋・ コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15

注）徐行運転は、1時間30km以下の速度で運転

規制区間の境界は、停車場の中心とする

「連」は、連続雨量を示し、降り始めてから降りやみまでの降雨量（12時間内の中断は中断とみなさない。）

「時」は、時雨量を示し、1時間以内の降雨量

「連＋時」は、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準

3 強風に対する対策

（1）強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ちつきを待って列車運転を再開する。

（2）風速監視装置設置の円山川橋梁、由良川橋梁及び第2桧川橋梁では、風速が20m/sに達した場合は、列車の運転を中止して風の弱まりを確認した後、運転を再開する。

風速計の設置箇所	運転規制区間
円山川橋梁	久美浜～豊岡
由良川橋梁	東雲～丹後由良
第2桧川橋梁	宮村～大江山口内宮

4 降積雪に対する対策

（1）降積雪状況の把握等

降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報収集・連絡等の徹底を図るとともに、状況により輸送対策本部を設置して、輸送体制に万全を期するものとする。

(2) 除雪の標準等

除雪時における除雪標準等は、別に定める。

(3) 除雪機等

表 除雪モーターカーの配置箇所

車 種	配置箇所
モーターロータリー1号	宮 津 駅
モーターロータリー2号	与謝野駅
モーターロータリー3号	久美浜駅

※ 資料編「北近畿タンゴ鉄道の規制区間等について」参照

第14節 通信放送施設防災計画

(防災安全課、西日本電信電話株式会社等)

第1 計画の方針

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信途絶の防止等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画、「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切な処置を講じ得るよう、各設備に予防措置の万全を期するものとする。

第2 通信施設の防災計画

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力、防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、通信途絶による孤立化を防止するため、次の応急措置を行う。

また、小型無線電話機や可搬型無線機の増備等、移動無線網の整備充実を図る。

- (1) 通信疎通に対する応急措置
- (2) 災害対策機器による通信の確保
- (3) 特設公衆電話の設置及び災害用伝言ダイヤル（171）等のサービス提供

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行い、「災害用伝言板（web171）」は、インターネットを経由して伝言板サイトにアクセスして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録・閲覧を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第3 放送施設の防災計画

平常時から、次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝はん試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第15節 電力供給施設防災計画

(防災安全課、関西電力送配電株式会社)

第1 計画の方針

電力供給施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。

台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

また、設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第2 電力供給施設防災計画の内容

1 水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(2) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的事業のかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

4 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の熔断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

5 地震動への対応

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

第16節 資材器材等整備計画

(防災安全課、関係各課)

第1 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

また、複合災害の発生可能性を認識し、資材器材等の備えを充実する。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

なお、大規模な災害が発生し、中長期的な避難状態となった場合、あるいは宮津・与謝地方で甚大な被災地が発生した場合に備え、宮津与謝消防組合及び宮津市・伊根町・本町において、共同で資材器材の備蓄を計画的に進める。

また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第2 応急復旧資材確保計画

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

(1) 水防倉庫

ア 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長1 km から2 km まで1箇所とする。

イ 大きさは33 m²以上とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な場所を選び、適切な場所のないときは支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資材器材

ア 腐敗、損傷のおそれのある資材は、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ 資器材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 備蓄量等

水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準は、資料編「水防資材及び器材の一覧」のとおりとする。

第3 食料及び生活必需品の確保計画

1 生活物資等の備蓄

(1) 災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町は、それを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

(2) 町は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。

(3) 備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

(4) 町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

(5) 町は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

2 米穀等食料の確保

(1) 町は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

(2) 災害の発生が予想される場合には、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。

3 物資の調達体制の整備

町内及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

4 調達ルート

食料については、表第1から第2まで、生活必需品については、表第3のとおりとする。

5 燃料の確保

町は、府と連携して、平常時から住民拠点SS※の役割や所在地について周知し、災害時にも住民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

※住民拠点SSは、自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

6 家庭動物の飼料等の確保

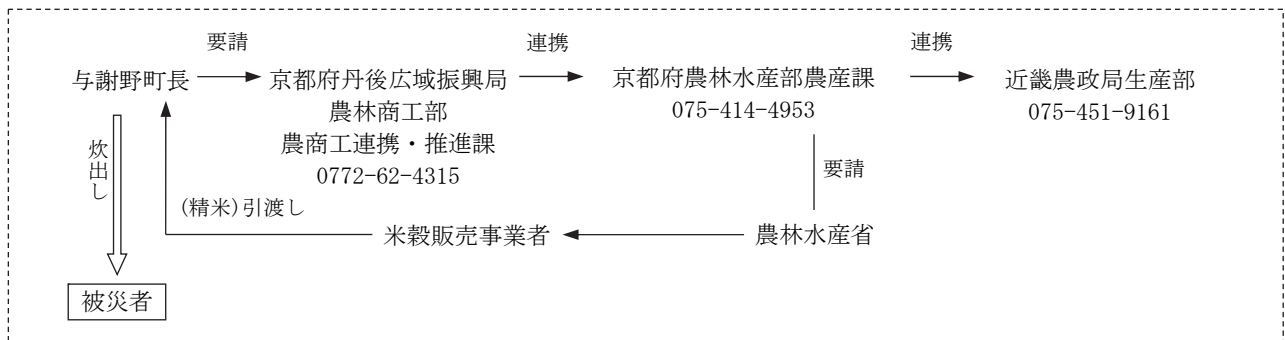
家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるよう広報啓発する。

第4 物資集配地の整備

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資の備蓄場所、避難場所・避難所の位置並びに京都府及び近隣市町等からの物資受入輸送経路を考慮し、集配予定地をあらかじめ定める。

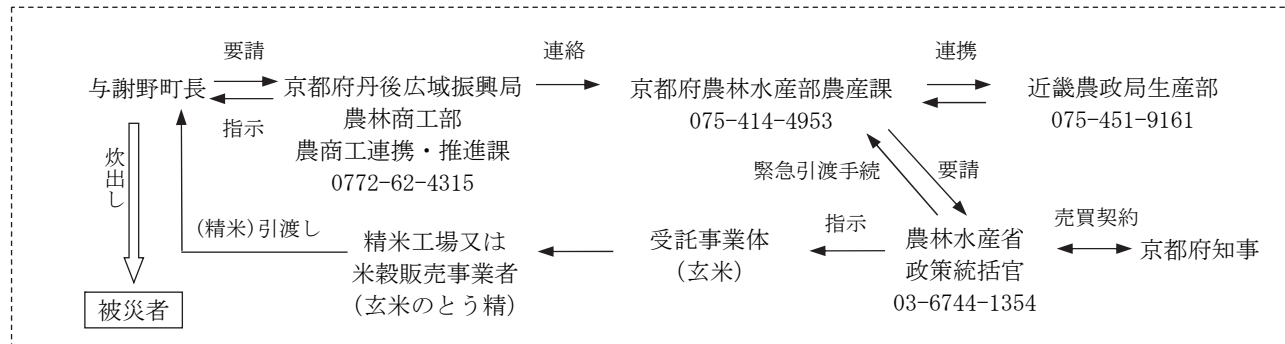
表 第1 救助法非適用の場合の調達ルート

1 販売事業者からの調達



※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

2 政府所有米穀の調達

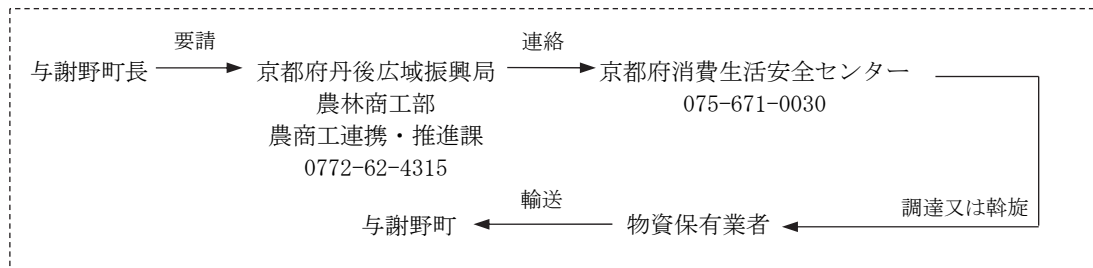


※ 国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定する。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

表 第2 食料品の調達等系統

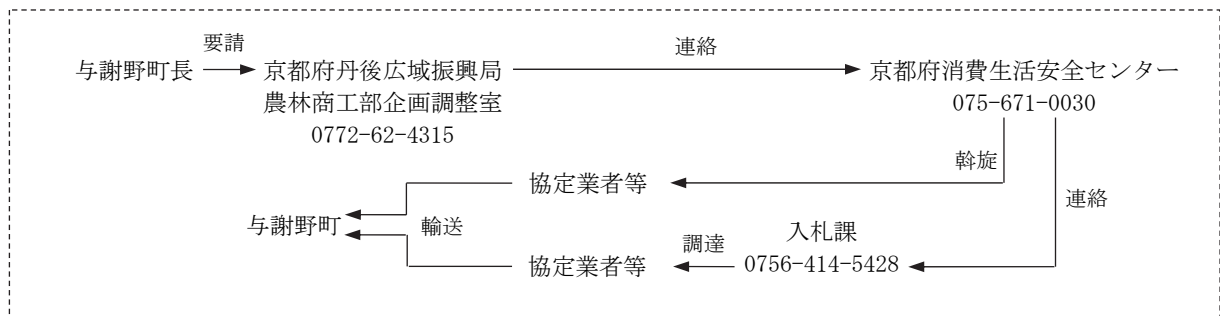
1 応急対策用食料品の調達又は斡旋ルート



※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

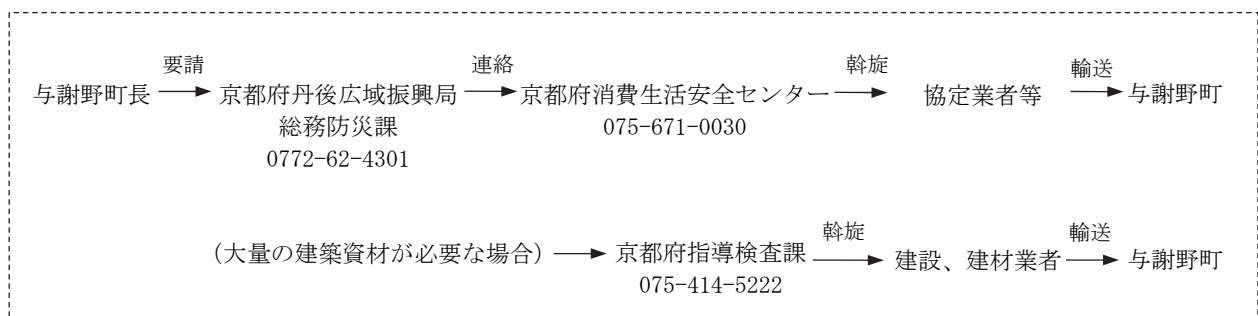
表 第3 生活必需品の調達系統

1 災害救助法により京都府が調達及び給貸与する場合



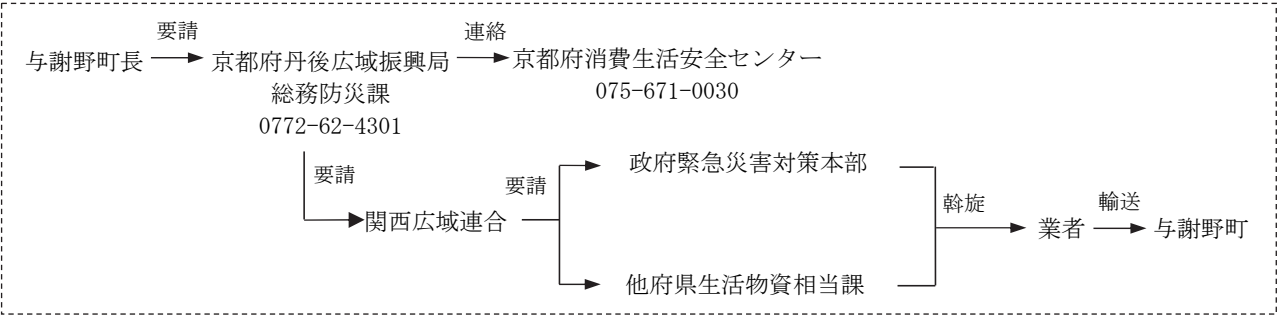
※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

2 町から京都府に物資斡旋を要請する場合



※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

3 国又は他府県に物資斡旋を要請する場合



※ 京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

第17節 防災知識普及計画

(防災安全課、社会教育課、学校教育課)

第1 計画の方針

町職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう、常に防災意識の高揚に努めるよう計画する。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識の周知、さらに、地域や事業所、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の克服に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

このほか、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努める。

第2 職員に対する防災研修

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

2 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

第3 住民等（個人、家庭、地域、企業、団体）に対する普及内容

次のような内容の普及を図る。

1 町地域防災計画の周知

町地域防災計画に定められている中で、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。

2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発

自宅周辺や避難場所、避難所への避難途上にどのような危険があるのかを認識させて、各自がより安全な避難経路を決めておくよう周知し、災害時の避難行動を円滑なものとする。

3 過去に町内で発生した災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実状と対策を取り上げ、これを紹介し、再び同じ災害を繰り返さないように住民に再認識させる。

4 災害時における住民の心構え

風水害、地震、津波、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所・避難所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

5 防災リーダーの養成

地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座等を実施する。

また、消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制確立に努める。

6 普及の内容

- (1) 災害に関する一般的知識
- (2) 日常普段の減災に向けた取組
 - ア 住宅、屋内外の整理点検
 - イ 火災の防止
 - ウ 非常食料、非常持出品の準備
 - エ 避難場所、避難所、避難路等の確認
 - オ 災害危険箇所の把握
 - カ 応急救護
 - キ 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資
 - ク 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成
- (3) 災害発生時における的確な行動
 - ア 場所別、状況別
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難の心得
 - エ 「N T T災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
 - オ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - カ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - キ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
 - ク 帰宅困難者支援ステーションの活用
- (4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。
- (5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発
- (6) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性

7 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 住民への普及の方法

- 1 町広報、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオ、ホームページ等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- 2 宮津与謝消防組合と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- 3 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については、各種資料を提供し、普及広報について協力を依頼する。
- 4 異常気象時等には随時町デジタル防災行政無線やFM告知放送、町有線テレビ（文字・データ放送）の利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。
- 5 防災の日（防災週間）、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間）、海難防止月間、火災予防運動月間、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。
- 6 次のような社会教育等を通じて普及する。
 - （1）社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
 - （2）PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
 - （3）その他の関係団体の諸活動を通じての普及
- 7 「NTT災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」、「災害用伝言板サービス」の仕組みや利用方法等の周知に努める。
- 8 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5 学校等における防災教育

各学校等においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、次のように防災教育を推進する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急手当等の技能の向上を図る。

第18節 防災訓練・調査計画

(防災安全課)

第1 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

第2 防災訓練

町地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）が災害時に十分活用され、的確に遂行できるように、京都府、隣接市町、その他の関係機関と協力し、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して、防災訓練を実施する。

また、関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策に当たる体制を強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加して、概ね次により原則として毎年1回実施する。

(1) 訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

(2) 訓練時期

防災週間又は「北丹後地震（丹後大震災）の発生日（3月7日）前後の時期」

(3) 訓練項目

ア 地域の災害リスクに基づき、現実に応じた可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、必要に応じて、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、気象、雨量状況等を設定する。

ウ 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ その他細部については、協議の上、決定する。

(4) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

2 地域別訓練

自主防災組織、地区別等の単位又は必要により連合して行う訓練で、地域の災害の状況を想定し、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

その際、訓練には極力住民が多数参加するよう配慮する。

また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

3 図上訓練

町域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて図上訓練を実施するものとする。

4 夜間巡回訓練

昭和2年3月7日に北丹後地震により多大な被害を受けていることから、毎年3月7日を防災の日とし、夜警巡回を行い、訓練日としており、今後もこれを継続実施していくものとする。

5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

6 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や、災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を検討する。

7 複合災害を想定した図上訓練（D I G）の実施

様々な複合災害を想定した図上訓練（D I G）を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

8 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、必要に応じて、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 防災調査

町内の河川、ため池、山くずれ、高潮及び宅地造成地などで、災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、あるいは地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

1 防災パトロール

町長が実施責任者となり、町並びに京都府の防災担当責任者及び警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、町が行い、関係機関の協力を求める。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

3 調査結果の周知

1及び2の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し、予告などにより事前に指導を行うものとする。

予告文書は、次に示す別記様式による。

別記様式

事前措置予告通知書

住所

氏名 様

貴所有の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意の上、災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

年 月 日

与謝野町長 印

設備又は物件の名称	数 量	措置の方法	備 考

第19節 自主防災組織整備計画

(防災安全課、商工振興課、福祉課、保健課、学校教育課)

第1 計画の方針

住民の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要であることから、この育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

また、研修の実施などにより、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境づくりなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

第2 地域における自主防災組織整備の計画

1 具体的な方針

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、第17節「防災知識普及計画」、第18節「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備にむけてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、町において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

また、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

ア 役 員

(ア) 防災責任者（防災リーダー）及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会 議

(ア) 総 会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(5) 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）。

エ 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。また、多様な意見を反映させるため、情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

オ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立て、かつ、町が行う訓練にも積極的に参加すること。

カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

キ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

ク 避難所、避難道路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

ケ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

コ その他自主的な防災に関すること。

第3 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計

画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第20節 社会福祉施設防災計画

(福祉課)

第1 計画の方針

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第2 予防対策

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、宮津与謝消防組合の指導のもとに、防火管理及び施設入所者の火災等予防指導に当たる。

さらに、各施設の入所者は災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導し、災害時の減災に努める。

1 防災設備等の整備

- (1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食糧等の備蓄を行う。

2 防災体制の整備

- (1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。

特に、夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討しておく。

- (2) 必要に応じて、地域住民の協力が得られるよう、所在地域の自主防災組織との協力体制を確立しておく。

- (3) 有事の際における入所者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるとともに、災害時の福祉サービスの継続に必要な体制を確立（事業継続計画（BCP）を策定）しておく。

3 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- (2) 施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう、所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第21節 交通対策及び輸送計画

(防災安全課、建設課)

第1 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

第2 緊急輸送道路の確保

災害が発生した場合に、緊急輸送道路として確保すべき道路は、次のとおりとする。

1 広域間の緊急輸送道路となる路線

国道176号、国道178号、国道312号

主要地方道網野岩滝線、主要地方道野田川大宮線、

一般府道温江加悦線、一般府道中藤加悦線

(京都府地域防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線)

2 町内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、与謝野町役場本庁舎、野田川庁舎、加悦庁舎、広域物資配送拠点などを結ぶ路線

3 町内の防災基幹施設と、避難所等を結ぶ路線

第3 緊急交通路候補路線等の整備

道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

- 1 土砂崩れ、雪崩等の危険区間における対策工の実施
- 2 拡幅、待避所の設置等の道路改良
- 3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保
- 4 その他必要な整備等

第4 物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築

町の備蓄物資や各自治体、企業からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に輸送できるように、ニーズの把握方法、物資集積拠点や輸送方法、搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあつては、次のように対応する。
 - (1) 被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。
 - (2) 最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- 2 物資集積所から避難所等への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的である。
- 3 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。
- 4 義援物資については、次のとおりとする。
 - (1) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - (2) ダンボール箱への混載は避け、中身を明示するように周知する。
- 5 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。
- 6 輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制の構築に努める。

第5 民間事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のため、発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。

- 4 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

第6 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - （1）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - （2）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第22節 医療助産計画

(保健課)

第1 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2 医療救護体制の確立

医療救護体制は、丹後医療圏における地域災害拠点病院となる京都府立医科大学附属北部医療センター、与謝医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 与謝野町立国民健康保険診療所など、救護所設置予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後方医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ（傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること）など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 その他、必要な事項

第3 住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発

- 1 消防団、町担当職員等に対する災害時初期対応を徹底する。
- 2 住民、事業所等に対する災害時初期対応の普及・啓発を図る。

第23節 要配慮者及び外国人に係る計画

(防災安全課、福祉課、保健課)

第1 計画の方針

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすい上、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。

災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本章第20節「社会福祉施設防災計画」とともに、在宅の要配慮者対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

第2 在宅の要配慮者対策の推進

1 要配慮者に係る支援体制の整備

(1) 町の防災担当課（防災安全課）と福祉担当課（福祉課、保健課）との連携の下に、防災関係機関（宮津与謝消防組合、消防団、自主防災組織等）及び日頃から要配慮者と接している団体関係者（社会福祉協議会、民生児童委員、介護事業所、障害者団体、女性団体等）並びに地域住民と協力して、平常時より要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者に関する情報の把握・共有を図る。また、避難支援計画（災害時要援護者支援プラン：個別計画）は、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和3年5月）を踏まえて、「個別避難計画」として見直しを図り、避難行動要支援者の支援体制を充実する。

(2) 個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。

また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区においては、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援

内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

なお、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

- (3) 町と京都府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

2 避難行動要支援者対策

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

この際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

なお、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、名簿の適正な情報管理の徹底を図るものとする。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ア 要介護認定3～5を受けている者
 - イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - オ 町の生活支援を受けている難病患者
 - カ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者
- なお、要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができることとする。

（3）避難行動要支援者名簿の記載項目

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 性 別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（4）避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

【避難支援等関係者となる者】

- ア 消防機関
- イ 京都府警察
- ウ 民生委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 福祉事業者
- キ 地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者
- ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める者

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町の担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

また、適切な情報管理を図るよう、必要な措置を講じる。

(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を締結しておく。

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

4 要配慮者の安全確保対策

- (1) 災害発生時に避難行動要支援者以外の要配慮者が迅速かつ適切に行動できるように、要配慮者をあらかじめ把握し、関係者が情報の共有により避難支援を図りやすい環境づくりを進めるとともに、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアルの作成・配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する特段の安全確保に努める。
- (2) 社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- (3) 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
- (4) 地域住民等の協力も得て、要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

5 要配慮者の生活確保対策

- (1) 食料及び生活必需品の確保に当っては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- (2) 避難所の施設・設備については、要配慮者にも配慮した整備に努める。
- (3) 京都府との連携のもとに、要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- (4) 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第3 外国人の安全確保

- 1 京都府との連携により、広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など、多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 京都府との連携により、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など、図式化を進める。

- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。
- 4 防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 京都府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第24節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

(住民環境課)

第1 計画の方針

一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

また、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について対応策を講じる。

なお、国（環境省）の災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第2 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 最終処分場における焼却施設、野田川衛生プラント（し尿処理）、阿蘇霊照苑（火葬場）の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - （1）近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - （2）仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - （3）廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - （4）生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - （5）住民、事務所に対して、災害時における被害甚大地域における廃棄物の収集、資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ・生ごみ等のごみの分別、がれきの自己搬入の原則など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。
 - （6）災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。

第25節 行政機能維持対策計画

(防災安全課、関係各課)

第1 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

町は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」）の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器の貸与要請等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、「第16節 資材器材等整備計画」に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第3 人材の確保・育成

職員の危機意識の徹底を図り、また、災害時に迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施、及び災害応急対策に従事する者の安全確保を期するため、防災教育を実施する等人材の育成に努める。

また、町職員の災害対応力の向上を図るため、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

このほか、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

第4 各種データの整備保全

町は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第26節 ボランティアの登録・支援等計画

(防災安全課、商工振興課、町社会福祉協議会)

第1 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

また、与謝野町大規模災害時受援計画（令和2年10月）の「第4編 災害ボランティア受け入れ計画」に基づき、対策を実施する。

第2 NPO・ボランティア等との連携

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成、NPO・ボランティア等と協力して発災時の災害ボランティアとの連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、NPO・ボランティア等との連携により、研修や訓練を通じて、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

さらに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第3 ボランティアの活動支援体制の整備

町は、次のような対策等を進め、災害時においてもボランティアの活動、受入れが円滑に行える体制の整備に努める。

また、町は、京都府、京都府社会福祉協議会、町社会福祉協議会と協力し、常設災害ボランティアセンターの設置を進める。

- 1 町災害ボランティアセンター設置要領の作成
- 2 ボランティアコーディネーターの育成確保
- 3 平常時におけるボランティア登録の推進
- 4 町社会福祉協議会との連携、ボランティア保険への加入促進、ボランティア活動に必要な資機材の整備等
- 5 各種防災訓練へのボランティアの参加促進
- 6 京都府災害ボランティアセンターとの連携体制の確立

第4 ボランティア活動に関するPR

次のような対策を進め、ボランティア活動の普及、啓発に努める。

- 1 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の設置
- 2 ボランティアに関する各種研修、講座等の開催
- 3 京都府との連携による災害ボランティア活動マニュアルの普及

第27節 企業等防災対策促進計画

(防災安全課、商工振興課)

第1 計画の方針

災害の多いわが国では、町や京都府はもちろん、企業、住民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与するものとする。

第2 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画（BCP）の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

町は、京都府、商工会議所・商工会と連携して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

さらに、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるとともに、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

そのため、町は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集

等を行う。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造、貯蔵、取り扱いする施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるため、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、貯蔵及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止に当たることが効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設）
- オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

- (ア) 統括管理者及びその任務
- (イ) 班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるよう、その時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ、町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火、通報及び避難に関する役割、消防用設備等の設置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、学校、旅館、病院等、多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画（BCP）」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画（BCP）」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

(3) 事業継続計画の普及啓発

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（B

CM) 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。

また、国や京都府、関係団体等と連携し、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画（BCP）の普及啓発に努めるものとする。

6 要配慮者の安全確保

土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、土砂災害防止法に基づき、避難確保に関する計画の作成及び避難誘導等の訓練を実施するものとし、この場合、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第28節 広域応援体制の整備

(防災安全課)

第1 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するほか、町の受援体制、派遣要請や受入れの手順及びルール等を明確にした「与謝野町災害時受援応援計画」（令和2年10月）に基づき、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2 近隣市町との相互協力体制の整備

現在、本町及び宮津与謝消防組合は、4つの消防等に関する応援協定を締結している。

これを維持し、必要に応じて拡張するとともに、近隣市町等との災害時における次のような相互協力体制の整備に努める。

- 1 物資・人員等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川・海岸における治水対策、津波、流出油防除対策に関する協力

※ 資料編「消防相互応援協定」参照

また、今後、宮津与謝管内の1市2町と宮津与謝消防組合により防災体制の連携を一層強化するとともに、災害時の応援協定の連携締結や防災備蓄資器材の共同購入、備蓄物資の共同備蓄などを進めていく。

第3 広域的応援受入れのための体制の整備

- 1 他の都道府県及び市町村から、物資及び人的派遣等の応援を受ける際、職員の配置や物資のスムーズな受入れ、配布等を進めるために、受援計画を策定する。
- 2 広域的物資等の配送など、応援受入拠点の指定をあらかじめ行う。
- 3 応援受入拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 4 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

第4 災害支援体制の整備

- 1 国内で大規模な災害が発生した場合や府及び他市町村等からの応援要請があった場合に、迅速かつ効果的に支援できるように町の災害支援対策本部を設置する。

(1) 災害支援対策本部の所掌事項

- ア 府からの支援要請に関する対応
- イ 被災自治体からの支援要請に関する対応
- ウ 関係団体からの支援要請に関する対応
- エ 住民及び団体等からの物資等の提供等に関する対応
- オ その他啓発、周知等、積極的な支援に関して必要な事項

(2) 災害支援対策本部の構成

- ア 災害支援対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- イ 本部長は町長を、副本部長には副町長を、本部員は各課長・次長・室長・局長・センター長をもって充てる。

(3) 災害支援対策本部の支援業務分担

対策部名称	所 管 事 務
総務部	・災害支援対策本部事務局に関すること（防災安全課） ・情報収集及び提供に関すること（防災安全課） ・動員及び職員の派遣に関すること（防災安全課） ・報道対応及び広報に関すること（企画財政課） ・財務措置に関すること（企画財政課）
岩滝支部 加悦支部 野田川支部	・救援物資の受付に関すること（各支部） ・本部との連絡調整、庁舎各部への連絡調整（各支部） ・被災者の相談窓口に関すること（防災安全課）
建設部	・被災者受入れのための町営住宅の提供に関すること（建設課）
商工観光部	・被災者受入れのための宿泊施設等の提供に関すること（商工振興課・観光交流課）
民生部	・義援金に関すること（福祉課） ・被災園児の保育に関すること（子育て応援課） ・医療機関との連絡調整に関すること（保健課） ・被災者の健康相談に関すること（保健課）
産業部	・救援物資の調達に関すること（農林課）
教育部	・被災児童・生徒の学校等への受入れに関すること（学校教育課・社会教育課） ・議会議員との連絡調整に関すること（議会事務局）

対策部名称	所 管 事 務
住民部	・被災者の出身自治体との連絡調整に関すること（住民環境課） ・住民の異動に関すること（住民環境課） ・遺体の火葬に関すること（住民環境課） ・清掃、ごみ処理等に関すること（住民環境課） ・し尿処理に関すること（住民環境課） ・救援物資に係る調整、管理、とりまとめ、輸送に関すること（税務課）
上下水道部	・給水活動派遣に関すること（上下水道課）

※ 上記に定める所管事務以外の支援業務が生じた場合には、災害支援対策本部にて協議し決定する。

2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

3 応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第5 相互応援協定の締結及び相互協力体制の整備

1 近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 相互応援協定を締結している自治体との災害時における協力体制整備に努める。

3 相互協力体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

4 W e b E O C（ネットを活用した防災情報の共有システム）や各災害時優先業務に対応した災害時応急対応業務マニュアル等を効率的に活用した訓練、救助・救出活動や、物資搬送等の京都府と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や各課間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

※資料編「応援協定等一覧表」

第6 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

町は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は当該制度を活用し、京都府を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する総括支援チームの派遣を要請することができる。

また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第29節 上・下水道施設防災計画

(上下水道課)

第1 計画の方針

上水道事業者は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、耐震化・強靱化を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講じる。

下水道施設については、災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道関係施設（農業集落排水含む。）を耐震構造とするとともに、災害時に予測される電力の供給停止等の二次災害に対処するための措置を講じる。

第2 上水道施設等の防災計画

1 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行う。

2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努める。

3 災害に強い水道施設づくり

(1) 緊急を要する弱点对策

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づく。

また、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。

二次災害の発生のおそれのある施設、需要度の高い施設、老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進める。

(2) 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線の強靱化・ブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合せ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進める。

また、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

(3) 被災時にも給水機能を持つ水道

施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

また、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて電源車の派遣を要請する手順を確認するなど、停電対策の実施に努めるとともに、被災時においても発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう、調達先との連携強化に努めるものとする。

第3 下水道施設の防災計画

- 1 管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- 2 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材を常備する。
- 3 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 4 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するとともに、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう、調達先との連携強化に努めるものとする。

第30節 学校等の防災計画

(学校教育課・社会教育課、子育て応援課、各保育園)

第1 計画の方針

学校その他の教育機関並びに保育所・保育園（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の災害対策担当部局（防災安全課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、災害発生時の幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等の安全確保が適切に行われるための対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。

災害発生時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、福祉課、災害担当部局（防災安全課）等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは、学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

なお、登下校時の発災の場合、児童生徒等は自宅又は学校等のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時（在園時、在所時）
- ・ 学校等外の諸活動時
- ・ 登下校時（通園・通学時等を含む。）
- ・ 夜間・休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 避難所としての運営方法等

避難所を運営する町担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。

また、参集状況により、少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第3 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ、必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第4 防災訓練等の実施

学校等における防災教育は、本編 第2章第17節第5「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第5 教育活動への配慮

1 避難所としての活用

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 敷地の活用

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第31節 避難に関する計画

(防災安全課、関係各課)

第1 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等がどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また、要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町等は、災害により危険区域にある住民が命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等の判断ができる知識の普及と情報の提供、指定緊急避難場所及び指定避難所等の避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2 避難情報等の周知徹底

1 事前措置

指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・がけ崩れ・土石流・地すべり・雪崩・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の避難情報の意味、自主的に早めの避難行動をとる等の適切な避難行動のあり方や、別表第1、第2の広域避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、本編 第2章第17節「防災知識普及計画」及び第2章第18節「防災訓練・調査計画」等を通じて、あらかじめ徹底させておく。

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「町の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

さらに、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相

対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

なお、本町は津波の影響範囲は極めて小さいものであることから、津波発生時には戸別に対応することとし、垂直避難を基本とした避難誘導の周知徹底を図る。

2 京都府による避難所情報の発信

京都府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを、平常時から府ホームページ等により発信するとともに、避難所開設時には、開設・混雑状況についても発信する。

このため、町は、住民等に、府による避難所情報の発信を周知する。

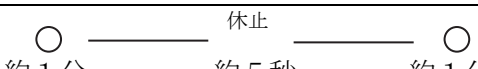
3 避難指示等の伝達

災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせるための伝達は、次の多様な伝達方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(1) 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	サイレン
乱 打	 約 1 分 約 5 秒 約 1 分

(2) 放送による伝達

ア 町デジタル防災行政無線放送及びFM告知放送による伝達

町役場から直接関係地区へ放送する。

イ 町有線テレビ（文字・データ放送）による伝達

町有線テレビ（文字・データ放送）により、避難指示等を行った内容を放送する。

ウ ラジオ等による伝達

日本放送協会（NHK）及び民間放送会社に対し、避難指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

（３）広報車等による伝達

町広報車、消防車などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

（４）伝達員による個別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防機関に基づく連絡員によって個別口頭伝達を行う。

第３ 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

１ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

（１）指定緊急避難場所の指定の際は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

なお、避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについても、住民等への周知徹底に努める。

（２）指定避難所の指定の際は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

(3) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(4) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示することとし、公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整を行うものとする。

また、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(5) 福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等については、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。

また、福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、一般の避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、住民に周知する。

2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災が発生した場合などにおいても、住民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ広域避難場所等を選定しておく。

※ 資料編「避難地、避難所等指定の一覧表」参照

(1) 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、概ね2㎡以上として算定する。

(2) 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため、液化化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。

(3) 大地震が発生した時にも崖崩れや浸水等の危険がないこと。

(4) 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

(5) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

(6) 避難所として指定されている公共的施設においては、障害者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置を図るなど要配慮者に配慮した設備の整備を図る。

3 避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等の際は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

なお、避難場所の定めのない地区は、広いオープンスペースに避難する。

- (1) 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難場所の区分けにあつては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (3) 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

4 避難道路の選定と確保

町職員、消防職員、道路管理者、警察官等、避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所等に至る避難道路については、市街地の状況に応じて、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物製造所等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (4) 液状化や浸水等により通行不能になるおそれがないこと。
- (5) 避難道路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。
- (7) 避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めること。

※ 資料編「避難地、避難所等指定の一覧表」参照

第4 孤立するおそれのある地区の対策

災害時に孤立するおそれのある地区については、事前把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- (1) 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- (2) 孤立地区の発生も想定した防災訓練などを実施する。
- (3) 孤立化防止用無線の活用についての普及を図る。
- (4) 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- (5) 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。

第5 避難所の選定・整備

- (1) 風水害時の避難所の選定については、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分に考慮して選定する。なお、浸水想定区域内の施設を指定する場合は、予測された浸水深や土砂災害危険箇所の分布等を踏まえて安全な施設を指定する。
- (2) 避難所として指定されている公共的施設においては、Wi-Fi ネットワーク等の整備のほか、障害者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置など要配慮者に配慮した設備の整備を図る。
- (3) 想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- (4) 避難場所・避難所の指定に際しては、併せて他市町村からの広域避難者の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等についても、あらかじめ決定しておくよう努める。

- (5) 避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること、避難場所と避難所（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、住民等への周知徹底に努める。
- (6) 巨大地震の警戒対応における避難期間は、一週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保するよう努める。

第6 避難所運営マニュアルの整備

避難所は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を含む避難者に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要である。

このため、町は、避難者の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、実際の災害も想定しつつ地域の実情に応じた実践的な避難所運営マニュアルを作成する。

第7 町の避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、住民の浸水想定地区域等に対する理解が深まるような知識の提供に努める。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に、警戒レベルによる避難指示等の発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、京都府による「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生し得るので、総合的な判断を行うこと。

4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局は緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

表 三段階の避難指示等一覧

警戒 レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	【高齢者等避難】 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）（注1） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	【全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保 （注2）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

（注1）立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

（注2）必ず発令されるとは限らない。

第8 避難所の管理、運営の留意点

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営については、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。さらに、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、避難所の管理責任者は女性と男性による2名を配置するとともに、運営組織に女性の参画を促し、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立するとともに、特に以下の事項に留意する。

- 1 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- 2 トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。また、マンホールトイレの設置が可能となるよう資機材を確保する。
- 3 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める（二次被害の防止）。
- 4 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等による集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 5 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる（例えば、障害者、女性、高齢者、子どもなどの目線）。
- 6 乳幼児のいる家庭の専用部屋を設置する。
- 7 女性用物干し場を設置する。
- 8 トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 9 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、避難所における安全確保、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 10 「重点分野雇用創造事業」※を活用して避難所運営に当たる被災者を雇用する。
(※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業)
- 11 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。
- 12 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に

必要な物資等)の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、女性や子供等に配慮する。

- 13 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

第9 新型インフルエンザ等の感染者発生等に備えた対策

- 1 新型インフルエンザ等の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災安全課と保健課が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して、あらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。
- 2 収容スペースが不足するなどの場合に備え、ホテルや旅館等の活用を検討する。
- 3 避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。
- 4 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災安全課と保健課が連携し、関係機関との調整を進める。
- 5 平常時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄する。特に、マスク、消毒液のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備蓄に努める。
- 6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

第10 広域一時滞在

- 1 避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、京都府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協

定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 4 他の市町村への広域避難については、災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施に向けた取り組みを進めるものとする。

第11 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき町防災計画に記載された施設は、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練を実施するものとする。

町は、京都府と連携して避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等
- 2 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法等
- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法等

第12 車中泊避難への対応

大規模災害発生時において、本震後の地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。

このため、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図るものとする。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所を確保する。

また、車中避難場所について、必要に応じて、施設管理者と開設のタイミング等を事前調整する。

第32節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(防災安全課、商工振興課)

第1 計画の方針

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から、町は、京都府をはじめ、関西広域連合、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2 計画の内容

1 基本方針

町は、京都府や関西広域連合等と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

さらに、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、町や京都府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。

このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報の入手、冷静な行動

- (5) 帰宅できるまでの自助・共助による助け合い

3 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

4 事業所等への要請

- (1) 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示するとともに、来所者を事業所内の待機スペースに誘導する。
- (2) 出勤・帰宅時間帯に発災した際は、自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）する。
- (3) 事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

5 観光客への支援の検討

- (1) 町は、京都府との協力のもと、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。
- また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めている。
- (2) 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付や、外国人でも分かりやすいピクトグラムや優しい日本語の活用等による外国人支援体制を検討する。
- また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- (3) 学生ボランティア等の活用について検討する。また、住民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。

第33節 集中豪雨対策に関する計画

(防災安全課、関係各課)

第1 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため、浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

町では、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民への周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難所の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2 計画の内容

1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり、対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として行政と地域の防災組織などが連携を図り、情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取組が必要である。

(1) 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

(2) 避難態勢等の取組強化

ア 客観的避難基準の充実

イ 被災の危険性を考慮した避難所の設定

ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

(3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

(4) 要配慮者対策の強化

2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取組が必要である。

(1) 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

- ア 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
- イ 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
- ウ 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
- エ 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

(2) 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取組

- ア 山地・森林環境の保全と整備
- イ 農地の持つ防災機能の保全と整備
- ウ 雨水貯留・浸透施設の設置
- エ 適正な土地利用の誘導、規制など

3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取組推進に向け検討を進める。

第34節 雪害対策に関する計画

(防災安全課、建設課、福祉課、関係各課)

第1 計画の方針

近年の降積雪期における被害をみると、全国で毎年人的被害が発生するとともに、住家被害や電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通被害、農林水産業への被害等が発生している。

町では、人命の保護を第一とした防災態勢の強化を図るための対策を講じる。

第2 計画の内容

1 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、低温に関する異常天候早期警戒情報、1ヶ月予報等による長期的な降雪量予報及び降積雪の状況に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、注意喚起する。

2 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪機への巻き込まれ事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図る。

(2) 高齢者の事故防止

支援の必要な高齢者宅の状況を消防機関や福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪できるよう取り組む。

3 安全で円滑な雪処理体制の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

安全で円滑な雪処理を行うために、地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、組織的に、

雪下ろしの困難な高齢者、障害者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等の取組を奨励するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを促進する。

(2) 除雪ボランティアの安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障害者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を強化する。

また、除雪ボランティアを受け入れる場合にあっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底等の安全確保対策を十分に講じる。

(3) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域は、雪処理等支援体制を確保するため、災害時に相互協力をするための協定を活用するなど、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換の実施を図る。

(4) 空き家等の対策

ア 平常時より、空き家等の除雪については所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取組を促進する。

また、関係条例の制定等、空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組も参考にしつつ、その取組を推進する。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能である。

(ア) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができる。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第64条第1項に基づき、町長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができる。

(イ) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第23条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができる。

(5) 雪捨て場の確保

事前に雪捨て場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨て場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整える。

4 適切な道路管理と交通対策

チェーン装着等についての車両運転者、関係団体等への啓発活動、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際の早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、各関係機関の間で通行止めの措置等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施する。

また、雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底により、道路等の安全確保を図る。

5 大雪発生に備えた災害即応体制の確立

(1) 総合的な防災体制の確立

町は、府や関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図る。

そのため、大雪により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、事前に情報連絡要員の派遣を要請するなど、連携を強化する。

なお、救援等の要請を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、事前に所要の手続きや要件等を確認する。

※ 災害警戒本部及び災害対策本部についての詳細は、本編 第3章第1節「災害対策本部等運用計画」の定めるところによる。

※ 除雪本部についての詳細は、本編 第3章第23節「道路除雪計画」の定めるところによる。

(2) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等、関係事務の弾力的な運用を行うなどの取組を推進する。

また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進する。

※ 道路の除雪についての詳細は、本編 第2章第6節「道路防災計画」及び第3章第23節「道路除雪計画」の定めるところによる。

(3) ライフライン事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者等と連携して、大雪による障害発生未然防止に努めるとともに、大雪による障害が発生した際に速やかに対応できるような体制を構築する。

(4) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて府知事の判断により災害救助法を適用することも可能である。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得る。

6 要配慮者及びその関連施設に対する平常時及び緊急時の適切な情報収集・除雪支援体制の整備

平常時より、町は、消防機関、福祉関係機関等と相互に連携し、高齢者等の要配慮者宅やその関連施設について、巡回等により状況を把握する。特に大雪時に備え、適切に情報の収集や提供を行い、除雪が困難又は危険な場合においては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段等の確保を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努める。

7 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

町が主体となって、関係機関の協力の下に、次のような取組を行う。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民に周知する。

その際、災害時要援護者、観光客等に配慮する。

(2) 降積雪の状況等の的確な把握

大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行う。

(3) 遅滞のない避難指示等の発令

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携して情報収集し、遅滞なく避難指示等を行う。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達

避難指示等の伝達については、地域の実情に応じ、町デジタル防災行政無線や消防機関、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

また、町デジタル防災行政無線等の伝達手段の点検・確認を行う。

第35節 突発的大事故に対する予防計画

(防災安全課、関係各課)

第1 計画の方針

海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、京都府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務又は業務の大綱を受け持つ本町が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、本町は、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「関係市町以外の市町村」に該当することとなり、所要の応急対策を定めておくものとする。

なお、本町が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、町地域防災計画の他の節の内容を援用する。

本町の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 湾内及び沿岸海域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (8) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 流出油が河川又は公共水域等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者等に対する通報及び河川流域又は沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 必要に応じた流出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

第2 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び船舶、交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本町に直接関わる情報連絡系統は、概ね別記1のとおりであり、宮津与謝消防組合及び京都府丹後広域振興局と通報・伝達を行い、これを消防庁、地元関係機関等に伝達することになる。

第3 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第4 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

また、収集した情報を分析・整理するための体制整備を推進し、必要に応じて専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第5 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

宮津与謝消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

町長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

町長は、火災警報を発表したときは、火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

第6 防災活動体制の整備

- 1 宮津与謝消防組合では、搜索、救助・救急活動の円滑な推進のため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。
- 2 医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄に努める。

- 3 その他、的確な応急対策活動を行うことができるように、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。
- 4 突発的大事故の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。また、避難計画の作成に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画となるようにする。

第7 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

1 巡回監視

林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に緑の指導員等を活用し、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、たばこ、たき火等の不始末など入山者の不注意によるもの、又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱によるものが主因である。

この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

(1) 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるたばこ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

- ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- イ みだりに火をたく者に対する警告、取り締りを行う。
- ウ 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

(2) 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

- ア 林内作業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- イ 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

(3) 火入れ作業等に対する措置

ア 火入れをしようとする者は、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市町村長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

イ 町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため、人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

3 林野火災消防対策

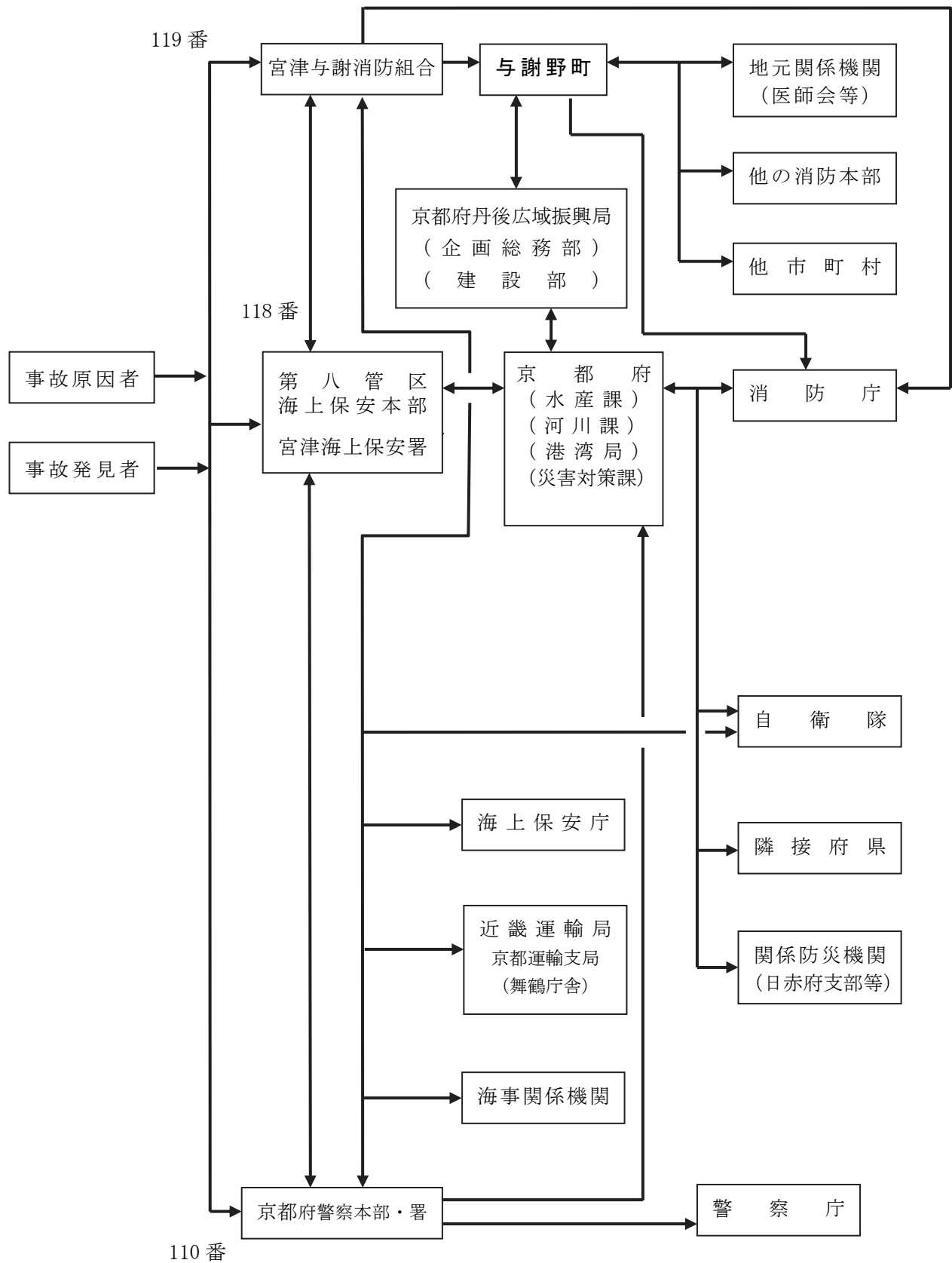
平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には消防機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとする。

(1) 消火組織の整備

(2) 林野火災消火訓練

(3) 消火資機材の整備

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（海難事故対策の場合）



第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等運用計画

(全部、全班)

第1 計画の方針

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を發揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2 与謝野町の災害警戒体制等

1 初動対応の基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、次のような方針により初動対応を円滑に進め、災害の予防及び迅速な災害応急対策を実施するものとする。

(1) 気象予報警報発令時等の活動

ア 防災安全課においては、風水害警戒対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、警戒時活動体制における本部及び支部指揮機能を確保する。

イ 町内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。

町各部は、要員について不足することがないように、対象地域在住職員を中心に応援派遣する。

ウ 京都府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。

これにより、事態のいかなる推移・急変に際しても、迅速な警戒・応急対策実施を期する。

エ 災害警戒本部設置に至らない場合は、防災安全課において情報収集活動を行うなど、状況の変化に対応できるような体制を確保する。

(2) 土砂災害等警戒活動

ア 土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、各地域指定観測地点の降雨量(時

間雨量 50mm 以上を目安とする。)を基準として、できる限り先行的に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難情報の発令等を行う。

イ 「重要変更」と明示された場合の地面現象警報（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報）を受けた場合は、避難情報の発令等を行う。

ウ 降雨、積雪等により必要と認める場合は、土砂災害が予想される個所の住民に対し避難情報の発令等を行う。

また、工事中の建築物、工作物等の施工者に対し、必要に応じて、工事の中断、倒壊落下防止等の人的危険回避措置を講じるよう指示・要請する。

エ 土砂災害等の警戒活動の実施に当たっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう、京都府・国をはじめ、各課、宮津与謝消防組合・消防団、各機関・区長・協力団体等との密な情報連携を漏れなく行う。

（３）積雪災害等警戒活動

ア 雪崩等、降積雪による人的危険を回避するため、各地域指定観測地点の警戒積雪深（60cm～120cm）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難情報の発令等を行う。

イ 降雨、積雪、融雪等により必要と認める場合は、雪崩発生が想定される個所の住民に対し、避難情報の発令等を行う。

ウ 積雪災害等の警戒活動の実施に当たっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう、京都府・国をはじめ、各課、消防本部・団、各機関・区長・協力団体等との密な情報連携を漏れなく行う。

エ 冬期交通の確保については、毎年定める「道路除雪計画書」により行う。

（４）突発的大事故発生報を受領時の各災害共通の初動活動

ア 一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生した場合は、ただちに町に事故対策本部を設置する。

事故対策本部の編成は、災害警戒本部を準用する。

イ 町各課、京都府・関係機関・区長・協力団体等及び消防庁への事故等発生通報は、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、電子メール等により報告を行う。

ウ 事故等の規模が大きく、その被害が大きいことが判明した場合又は予測された場合は、その時点でただちに災害対策本部に切り替える。

エ 必要な情報収集・分析要員については、対象地域・情報源ごとに漏れなく確保し配置する。

オ 相互応援協定に基づく、他市町への応援要請、広域的な消防部隊の応援要請、自衛隊の災害派遣要請依頼、化学消火薬剤等特殊必要機材の確保に関する応援要請は、空振りをおそれず早め早めに判断し行う。

(5) 大規模林野火災時の初動対応

ア 林野火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府林野火災対策本部長等）に報告する。

イ 林野火災は、その全体像把握を最優先とし、町だけでは困難と認める場合は、京都府に迅速にヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

ウ 消防活動は、住宅等建物への延焼火災阻止（警戒を含む。）及び飛び火消火を優先して行う。

エ 市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は、京都府に対し迅速にヘリコプター等による空中消火活動を依頼する。

(6) 危険物等流出事故及び大規模海難事故災害時の初動対応

ア 事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス等の流出・漏洩危険の有無の把握を最優先で行う。

イ 沿岸海域において大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

ウ 油流出後の海岸線対応は、油防除作業を必要とする海岸の判別、処理作業の優先順位、環境影響や費用負担の低減を最適化する作業方法の決定等について専門家の助言を得て、計画的に行う。

エ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

(7) 航空機事故災害時の初動対応

ア 市街地部における墜落事故の発生報を受領した場合は、延焼火災、多数負傷者の発

生、広域的な緊急避難等の実施を想定し、災害対策本部により対応する。

イ 被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

ウ 航空機火災が発生した場合及び航空機の衝突等による救急・救助事故で死者及び負傷者の合計が15人以上発生した場合（火災発生のおそれのある場合を含む。）は、火災・災害等即報要領により、第1報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、電子メール等により報告を行う。

エ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

（8）鉄道事故災害時の初動対応

ア 突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府鉄道事故対策本部長）に報告する。

また、列車火災が発生した場合及び列車の衝突、転覆等による救急・救助事故で死者及び負傷者の合計が15人以上発生した場合（発生のおそれのあるものを含む。）は、火災・災害等即報要領により、第1報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、電子メール等により報告する。

イ 列車転覆・脱線等の事故が発生した場合は、多数の重症者発生を想定し、広域救急搬送体制による被災者の救助、医療救護活動を行う。

ウ 危険物等漏洩、爆発火災等のおそれのある場合は、その旨を京都府に通報するとともに、火災警戒区域の設定、関係住民に対する避難指示等の安全確保のための緊急措置を講じる。

（9）道路災害事故時の初動対応

ア 突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府道路事故対策本部長）に報告する。

イ 事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス漏洩の危険、トンネル内車両火災発生の危険の有無の把握を最優先で行う。

ウ 危険物・毒ガス等漏洩又はそのおそれのある場合は、その旨を京都府に通報する。また、負傷者の移動、危険区域の設定、周辺住民の避難指示、誘導等の安全確保のための緊急措置を講じる。

エ トンネル内車両火災（火災発生のおそれのある場合を含む。）発生の場合は、火災・災害等即報要領により、第1報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、電子メール等により報告する。

（10）大規模工場等火災、爆発等事故時の初動対応

- ア 事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス漏洩の危険の有無の把握を最優先で行う。
- イ あらかじめ指示する事業所等に関する火災、爆発事故発生報を受報した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等の実施を想定し、災害対策本部により対応する。
- ウ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

（11）放射性物質等の事故時の初動対応

- ア 放射性物質等の輸送車両事故の場合は、その旨を京都府及び消防庁に通報する。
また、輸送責任者と連携し立入制限区域の設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等の安全確保のための緊急措置を講じる。
- イ 放射性同位元素等の不法投棄事故の場合は、その旨を京都府に通報し、立入制限区域の設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等の安全確保のための緊急措置を講じる。
- ウ 町外の原子力災害等事故の場合は、原子力災害対策編に記載された体制をとる。

2 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、大雨、洪水及び高潮等の状況を把握し、水防活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする与謝野町災害警戒本部を設置し、情報収集に当たる。

（1）設置及び閉鎖の決定

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、副町長、防災安全課長、建設課長、総務課長、税務課長及び住民環境課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。

（2）配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の発令基準による。

ア 災害警戒本部 防災安全課体制

- (ア) 大雪警報が発表され、かつ積雪観測所の警戒積雪深を超えた場合
(町内の府積雪観測所6ヵ所中1ヵ所以上が超えた場合)
- (イ) 暴風警報が発表され、かつ台風の接近が伴わない場合
- (ウ) 暴風雪警報が発表された場合

イ 災害警戒本部 情報収集体制

- (ア) 暴風警報が発表され、かつ台風の接近が伴う場合
- (イ) その他町長が必要と認めたとき

ウ 災害警戒本部 1号配備

- (ア) 大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき
(※ 高潮警報のみの場合は、加悦・野田川支部は除く。)
- (イ) (ア)に記載の警報が発表されない場合で、堂谷橋の水位が3.00mを超えたとき
- (ウ) その他町長が必要と認めたとき

エ 災害警戒本部 2号配備

- (ア) 台風の進路に当たり、かつ出動要請があるとき
- (イ) 大雨その他異常な自然現象により、道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれ、かつ出動要請があるとき
- (ウ) その他町長が必要と認めたとき

オ 災害対策本部 3号配備

- (ア) 複数の支部管内において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるときで、なおかつ出動要請があるとき
- (イ) その他町長が必要と認めたとき

カ 動 員

情報収集体制、1号及び2号配備体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」において定める。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次のような本部及び支部組織により、各々の業務を行う。

図 与謝野町災害警戒本部の組織

町長（本部長）	総務担当部	防災安全課長
副町長（副本部長）	岩滝支部担当（支部長）	総務課長
教育長（本部付）	加悦支部担当（支部長）	税務課長
	野田川支部担当（支部長）	住民環境課長
	岩滝支部副支部長	商工振興課長
	加悦支部副支部長	福祉課長
	野田川支部副支部長	社会教育課長
	建設担当	建設課長（岩滝・野田川地域） 農林課長（加悦地域）
	水道担当	上下水道課長

※1 津波警報・高潮警報のみの場合は、加悦・野田川支部は除く

※2 道路及び河川等の緊急時の応急対応は、次のとおり

岩滝・野田川地域：建設課

加悦地域：農林課

表 与謝野町災害警戒本部事務分掌

担当班	課 名	事 務 内 容
総務班	防災安全課	・ 府への報告及び連絡調整に関すること ・ 被害状況の情報収集及び集計に関すること ・ 防災体制及び防災活動に関すること ・ 災害対策に関すること ・ 報道機関との連絡調整に関すること ・ 災害記録写真に関すること ・ 災害広報資料の収集及び提供に関すること ・ 避難所の開設状況及び避難者数の集計に関すること ・ 水位雨量その他気象情報の送受、確認に関すること

表 支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員		事 務 内 容
支部担当班	本 庁 舎	総務課 建設課 企画財政課 商工振興課 会計室	・被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 ・本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 ・住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り ・避難行動要支援者の安全確保対策
	加 悦 庁 舎	農林課 福祉課 議会事務局 学校教育課 税務課 子育て応援課 CATVセンター	・避難所の開設準備・初期開設、運営業務、避難者数の把握 ・災害時における総合相談窓口の開設・運営 ・その他救護民生担当班、教育担当班の所管する災害警戒、応急対策活動 ・被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 ・道路交通に関する応急対策活動 ・観光施設に関する応急対策活動 ・その他建民生担当班の所管する災害警戒、応急対策活動
	野 田 川 庁 舎	住民環境課 上下水道課 保健課 社会教育課 観光交流課	・災害調査班の編成に関すること ・応急水防活動に関すること ・応急資機材及び備蓄食料の配布に関すること ・飲料水の確保と応急対応に関すること ・所管する地域の水位・雨量、その他気象情報の収集に関すること
建設担当班	建設課（岩滝・野田川地域） 農林課（加悦地域）		・公共土木施設災害の応急対応に関すること ・砂防施設の確保と応急対策に関すること ・道路、橋梁の確保と応急対策に関すること
水道担当班	上下水道課（全地域）		・上下水道施設に関する応急対策活動
消防班	消防団員		・水防活動 ・土砂災害・積雪災害等警戒活動 ・消火・救急・救助活動 ・緊急避難、誘導 ・その他消防団部の所管する災害警戒及び応急対策活動

(4) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐものとする。

第3 災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。

- (1) 複数の支部管内において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき若しくは発生することが予想されるとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 設置の決定

災害対策本部の設置は、1に基づき具体的には次の状況に至ったときに、副町長、防災安全課長、建設課長、総務課長、税務課長及び住民環境課長が協議し、町長に具申して、町長が決定する。

- (1) 町域の24時間雨量が100ミリとなり、また相当な集中豪雨があり、なお、相当な降雨が予想されるとき
- (2) 河川の主要地点の水位が氾濫注意水位〈警戒水位〉を突破し、なお、相当な増水のおそれがあるとき
- (3) 台風が京都府地方に接近することが確実であるとき
- (4) その他大雪、浸水、火災等の災害により設置が必要と思われるとき

3 災害対策本部室の位置

災害対策本部室は、原則として、与謝野町役場本庁舎に設置する。

4 災害対策本部の構成と事務

- (1) 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部付及び各部長で構成する。
- (2) 災害対策本部は、次の事務を分掌し、災害状況、被害状況等により、災害活動の基本方針を決定するものとする。

ア 警戒情報、発生情報、対策情報、救援情報を一元的に処理する。

イ 住民が適切に判断するための情報提供（災害時広報）を行う。

ウ 人的被害が及ぶおそれのある場合の避難情報を発令する。

- エ 二次災害防止及び人的危険回避に関する対策を総合的に実施する指示を行う。
- オ 応急復旧及び都市機能の早期回復に関する対策を総合的に実施する指示を行う。
- カ 被災者救援に関する対策を総合的に実施する指示を行う。
- キ 災害対策本部体制の縮小、閉鎖時期を見極める。
- ク 必要な場合には、災害復興を推進する体制への移行を見極める。

5 災害対策本部の組織

(1) 組織編成

災害対策本部の組織編成は、次図のとおりとする。

※は、本計画においてのみ位置づける副部長とする。

注) 災害対策本部緊急対応動員体制（災害応急対応業務）から災害対策本部に移行する際には、支部の地域内の各地区との調整業務は総務部に移管する。

（他の業務はそれぞれの対策部が全地域を担当する。）

支部長は本部と支部との連絡調整業務のみを担うこととする。

図 災害対策本部の組織編成

	災害対策本部設置時		平常時部署名(課・係)		庁 舎
	対策部名	班 名	担当課	担当係	
本部長 (町長) 副本部長 (副町長) 本部付 (教育長)	総務部 部長:防災安全課長 副本部長:総務課長 副本部長:企画財政課長※ 副本部長:会計室長※	本部事務局 受援班 人事・車両班 広報班 情報・記録班 救助隊受け入れ班 連絡・調整班 財政班 調達・輸送班	防災安全課 ※受援計画のとおり※ 総務課 企画財政課 会計室	消防防災係(防) 防犯・交通安全係(防) 行政係(総) 人事・庶務係(総) 企画政策係(企) 広報情報係(企) 財政係(企) 出納係(会)	本庁舎
	岩滝支部 支部長:総務課長	連絡調達班	総務課		本庁舎
	加悦支部 支部長:税務課長	連絡調達班	税務課		加悦庁舎
	野田川支部 支部長:住民環境課長	連絡調達班	住民環境課		野田川庁舎
	建設部 部長:建設課長	施設班 土木班 住宅班	建設課	管理係(建) 土木係(建) 住宅係(建) 都市計画係(建)	本庁舎
	商工観光部 部長:商工振興課長 副本部長:観光交流課長	商工班 観光班	商工振興課 観光交流課	商工振興係(商) 労働雇用対策係(商) 観光振興係(観) 交流促進係(観)	本庁舎
	民生部 部長:福祉課長 副本部長:保健課長 副本部長:子育て応援課長※	救助班 援護班 医務班 ボランティア班 避難所班	福祉課 福祉課・子育て応援課 福祉課 保健課(町立国保診療所) 保健課 保健課 子育て応援課(こども園・保育園・保育所・幼稚園)	社会福祉係(福) 介護高齢係(福) 地域包括支援センター(福) こども応援係(子) 障害者福祉係(福) 国保・医療係(保) 保健係(保) 国保係・福祉医療係(保) こども応援係(子) 家庭応援係(子)	加悦庁舎
	産業部 部長:農林課長	農業班 林業・水産班 農業施設班	農林課	農業振興係(農) 農業委員会事務局(農) 林業水産係(農) 農林土木係(農)	加悦庁舎
	教育部 部長:教育次長 副本部長:社会教育課長 副本部長:学校教育課長※	炊出班 学校教育班 社会施設班 文化施設班	学校教育課 社会教育課 議会事務局	学校給食係(学) 総務係(学) 学校教育係(学) 社会教育係(社) 文化財保護係(社)	加悦庁舎
	住民部 部長:住民環境課長	住民班 環境衛生班	住民環境課 野田川衛生プラント 阿蘇霊照苑	住民係(住) 管理係(住) 環境係(住) 本庁舎住民係(住) 加悦庁舎住民係(住)	野田川庁舎 本庁舎 加悦庁舎
	調査部 部長:税務課長 副本部長:CATVセンター長※	家屋調査班	税務課 CATVセンター	住民税係(税) 資産税係(税) 庶務係(税) CATV係(C)	加悦庁舎
	上下水道部 部長:上下水道課長	水道班 下水道班	上下水道課	整備係 管理係	野田川庁舎
	議会部 部長:議会事務局長	議会災害対策本部班	議会事務局	議事係(議) 庶務係(議)	加悦庁舎
	消防団部 部長:消防団長	各消防団班	消防団	各消防団 分団	加悦庁舎

(2) 各部各班の事務分掌

本部長：町長

副本部長：副町長

本部付：教育長

表 与謝野町災害対策本部事務分掌

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事務内容
総務部 部長：防災安全課長 副部長：総務課長 副部長：企画財政課長 副部長：会計室長 消防防災係（防） 防犯・交通安全係（防） 行政係（総） 人事・庶務係（総） 企画政策係（企） 広報情報係（企） 財政係（企） 出納係（会）	本部事務局 受援班	・災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめに関すること ・本部の設置及び閉鎖に関すること ・本部会議に関すること ・他部・支部との連絡調整及び現地災害対策本部の設置に関すること ・災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関すること ・災害救助法に基づく救助に関する各部との連携及び指導に関すること ・災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報告に関すること ・府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関すること ・隣接市町との相互協力、災害時相互応援協定締結市町及び他市町村への応援要請に関すること ・災害応急対策全般の調整に関すること ・活動拠点の配置のとりまとめに関すること ・電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施状況のとりまとめに関すること ・避難指示、警戒区域設定のとりまとめに関すること ・災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること ・消防団との連絡調整に関すること ・防災行政無線局の管理運用に関すること ・災害の予防に関すること ・災害の通信連絡に関すること ・被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること ・被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること ・鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること ・被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること ・り災証明書の発行のとりまとめに関すること ・分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること ・本部長、副本部長の秘書、特命に関すること ・防災功労者の褒章に関すること

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
(総務部)	人事・車両班	・災害対策に関する職員の動員計画に関すること ・災害対策要員の動員計画に関すること ・配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること ・車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関すること ・町議会への報告及び町議会への提出書類のとりまとめに関すること ・各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること ・災害派遣職員、自衛隊の受入に伴う後方支援業務に関すること
	広報班	・被害情報及び防災情報の処理に関すること ・会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること ・広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること ・報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務
	財政班	・災害関係費の予算措置及び支出に関すること ・各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関すること ・救援物資の受付、保管に関すること
	情報・記録班	・全般的な被害状況、被害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること ・災害広報資料の収集及び提供に関すること ・災害情報の報告に関すること
	連絡・調整班	・住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り ・避難行動要支援者の安全確保対策 ・災害時における総合相談窓口の開設、運営 ・各区との連絡調整に関すること
	救助隊受け入れ班	・救助隊受入れに関すること ・救助隊派遣に関すること
	調達・輸送班	・災害用電話の確保に関すること ・応急資機材等確保に関する調整、とりまとめ、輸送、供給に関すること ・食料・生活・衣料等必需品の調達・管理、輸送、供給に関すること ・応援物資の調達、管理、輸送、供給に関すること
岩滝支部 支部長：総務課長	連絡調達班	※連絡調達班は移管、本部と支部との連絡調整業務を担当 ・本部との連絡調整、庁舎各部への連絡調整
加悦支部 支部長：税務課長	連絡調達班	※連絡調達班は移管、本部と支部との連絡調整業務を担当 ・本部との連絡調整、庁舎各部への連絡調整
野田川支部 支部長：住民環境課長	連絡調達班	※連絡調達班は移管、本部と支部との連絡調整業務を担当 ・本部との連絡調整、庁舎各部への連絡調整

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
建設部 部長：建設課長 管理係（建） 土木係（建） 住宅係（建） 都市計画係（建）	施設班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること ・冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること ・水位雨量その他気象情報の送受に関すること ・水防資機材の輸送調達に関すること ・水防活動全般に関する企画・指導 ・公共土木施設災害のとりまとめに関すること
	土木班	・道路交通に関する応急対策活動 ・道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること ・河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること ・災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること ・交通事情の把握に関すること
	住宅班	・被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること ・被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること ・応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること ・被災者への住宅供給のとりまとめに関すること ・被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること
商工観光部 部長：商工振興課長 副部長：観光交流課長 商工振興係（商） 労働雇用対策係（商） 観光振興係（観） 交流促進係（観）	商工班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・被災者向け食料、生活必需品等の調達、貸与のとりまとめに関すること ・各庁舎等への応急対策指導に関すること ・各庁舎への金融措置指導に関すること ・商工業施設等の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること ・中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること ・商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること ・被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること
	観光班	・観光施設に関する応急対策活動 ・観光施設等の被害防止に関すること ・観光施設等の応急対策に関すること ・観光客等に対する連絡等に関すること ・観光協会等関係機関との連絡調整に関すること ・町内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
民生部 部長：福祉課長 副部長：保健課長 副部長：子育て応援課長 社会福祉係（福） 介護高齢（福） 地域包括支援センター（福） 障害者福祉係（福） 国保・医療係（保） 保健係（保） 国保係・福祉医療係（保） こども応援係（子） 家庭応援係（子） 国保診療所 各保育所・園 各幼稚園	救助班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に關すること ・救急患者の輸送に關すること ・災害救助に關する救助事務全般に關すること ・災害見舞金に關すること ・被災者の生活支援に關すること ・物価の安定等住民生活擁護対策のとりまとめに關すること ・義えん金品の受付・配分に關すること ・その他被災者生活救援対策のとりまとめに關すること ・避難行動要支援者台帳の作成に關すること
	援護班	・被災者向け保健、心のケア対策のとりまとめに關すること ・高齢者、障害者、乳幼児その他要配慮者等の救援に關する統括 ・園児の避難、救護対策のとりまとめに關すること ・保育所における応急保育の実施のとりまとめに關すること ・保育所・幼稚園施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに關すること ・保育所・幼稚園施設の被害防止に關すること ・保育所・幼稚園施設の点検・復旧に關すること ・幼稚園における応急教育の実施のとりまとめに關すること ・幼稚園における学用品等の供給に關すること
	医務班	・医療、助産救護対策のとりまとめに關すること ・医療機関との連絡調整に關すること ・災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに關すること ・被災傷病者の応急処置に關すること ・被災傷病者の搬送に關すること ・被災傷病者の情報収集に關すること
	ボランティア班	・被災者のボランティアの受入れのとりまとめに關すること ・災害ボランティアセンター及び社協との連絡、調整に關すること
	避難所班	・避難所の開設及び運営、避難者のとりまとめに關すること ・福祉避難所に關すること

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
産業部 部長：農林課長 農林振興係（農） 林業水産係（農） 農林土木係（農） 農業委員会事務局（農）	農業班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・農業関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること ・農業関係の復興支援対策のとりまとめに関すること ・農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農業生産資材などの確保、調達、配付協力のとりまとめに関すること
	林業・水産班	・林業・水産関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること ・林業・水産関係の復興支援対策のとりまとめに関すること ・林業・水産関係の資機材の確保、調達、配付協力のとりまとめに関すること ・港湾に係る災害対策のとりまとめに関すること ・港湾施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること ・港湾の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
	農業施設班	・農林業用施設等に関する応急対策活動 ・被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関すること ・山崩れ、地すべり関係応急対策のとりまとめに関すること ・農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関すること
教育部 部長：教育次長 副部長：社会教育課長 副部長：学校教育課長 学校給食係（学） 総務係（学） 学校教育係（学） 社会教育係（社） 文化財保護係（社）	学校教育班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること ・学校における応急教育の実施のとりまとめに関すること ・学校における学用品等の供給に関すること ・学校施設の被害防止に関すること ・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること ・学校施設の点検・復旧に関すること
	炊出班	・炊出し等に関すること ・学校給食対策に関すること
	社会施設班	・社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること ・社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること ・社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
(教育部)	文化施設班	・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること ・文化施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること ・文化施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること ・文化施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること
住民部 部長：住民環境課長 住民係（住） 管理係（住） 環境係（住） 本庁舎住民係（住） 加悦庁舎住民係（住）	住民班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・災害時における総合相談窓口の運営支援に関すること ・外国人の救援救護対策のとりまとめに関すること ・行方不明者に関すること ・被災者の所在地のとりまとめに関すること
	環境衛生班	・食品衛生に関すること ・防疫、衛生対策のとりまとめに関すること ・遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめに関すること ・ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること ・災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること ・ペットの保護対策のとりまとめに関すること
調査部 部長：税務課長 副部長：CATVセンター長 住民税係（税） 資産税係（税） 庶務係（税） CATV係（C）	家屋調査班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・家屋の被害状況の調査に関すること
上下水道部 部長：上下水道課長 整備係 管理係	水道班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・水道施設に関する応急対策活動 ・水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること ・緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること ・病院等防災拠点施設及び住民への応急給水のとりまとめに関すること ・他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること
	下水道班	・下水道施設に関する応急対策活動 ・下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること ・下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること ・下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること

※ 各班の班長は、各係の上席の役職職員が担うものとする。

部名及び部長、係名称	班名	事 務 内 容
議会部 部長：議会事務局長 議事係（議） 庶務係（議）	議会災害対策本部班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・議会災害対策本部の庶務に関すること
消防団部 部長：消防団長 各消防団分団	各消防団班	・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・初期消火及び出火防止活動 ・倒壊建物等生埋め被災者の救出 ・住民向け避難命令の伝達、広報の協力 ・緊急避難時の誘導、安全確保 ・負傷者の救護 ・水防活動 ・災害による行方不明者の救助・捜索活動 ・火災、水災等の被災状況調査の協力 ・河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること ・被災地における防犯対策への協力に関すること

6 災害対策本部の閉鎖

町長は、町内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を閉鎖する。

7 災害対策本部の標識及び職員の証票

※ 資料編「災害対策本部の標識及び職員の証票」参照

第2節 動員計画

(全部、全班)

第1 計画の方針

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員、職員、消防団員等の動員について、その要領等を定める。

第2 与謝野町災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

区分	防災指令の 発令基準	災害警戒 本部 (本庁舎)	災害警戒支部		
			与謝野町役場 本庁舎	与謝野町役場 加悦庁舎	与謝野町役場 野田川庁舎
災害警戒本部 情報収集体制	1. 暴風警報が発表され、かつ、台風の接近が伴う場合 2. その他町長が必要と認めたとき	防災安全課	総務課 商工振興課	福祉課 税務課	住民環境課 社会教育課
災害警戒本部 1号配備	1. 大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき 2. 1に記載の警報が発表されない場合で、堂谷橋の水位が3.00mを超えたとき 3. その他町長が必要と認めたとき ※高潮警報のみの場合は、加悦・野田川地区を除く。	防災安全課	総務課 企画財政課 建設課 商工振興課 観光交流課 会計室	福祉課 農林課 議会事務局 学校教育課 税務課 子育て応援課 CATVセンター	住民環境課 上下水道課 社会教育課 保健課 観光交流課

区分	防災指令の 発令基準	災害警戒 本部 (本庁舎)	災害警戒支部		
			与謝野町役場 本 庁 舎	与謝野町役場 加 悦 庁 舎	与謝野町役場 野 田 川 庁 舎
災害警戒本部 2号配備	1. 台風の進路に当たり、 かつ、出動要請がある とき 2. 大雨その他異常な自然 現象により道路冠水、 河川橋梁通行止措置、 田畑冠水等の事象が出 始めたとき、又は短時 間のうちに見込まれ、 かつ、出動要請がある とき 3. その他町長が必要と認 めたとき	防災安全課 消防団本部	総 務 課 企画財政課 建 設 課 商工振興課 会 計 室 消 防 団 (岩滝本部)	農 林 課 福 祉 課 議 会 事 務 局 学 校 教 育 課 税 務 課 子 育 て 応 援 課 CATVセンター 住 民 環 境 課 消 防 団 (加悦本部)	住 民 環 境 課 上 下 水 道 課 社 会 教 育 課 保 健 課 観 光 交 流 課 消 防 団 (野田川本部)
災害警戒本部 3号配備	1. 複数の支部管内におい て、暴風雨又は局地的 集中豪雨による住家の 被害が発生したとき、 若しくは発生すること が予想されるときで、 かつ、出動要請がある とき 2. その他町長が必要と認 めたとき	防災安全課 消防団本部	総 務 課 商工振興課 企画財政課 会 計 室 建 設 課 住 民 環 境 課 消 防 団 (岩滝本部)	税 務 課 福 祉 課 農 林 課 議 会 事 務 局 CATV センター 子 育 て 応 援 課 学 校 教 育 課 住 民 環 境 課 消 防 団 (加悦本部)	住 民 環 境 課 社 会 教 育 課 上 下 水 道 課 保 健 課 観 光 交 流 課 消 防 団 (野田川本部)

※ ただし、警戒本部の動員人数については、各支部長の裁量により変更可能とする。

第3 与謝野町災害対策本部の動員

1 動員計画

災害対策本部要員は、5段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班に動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき配備するものとする。

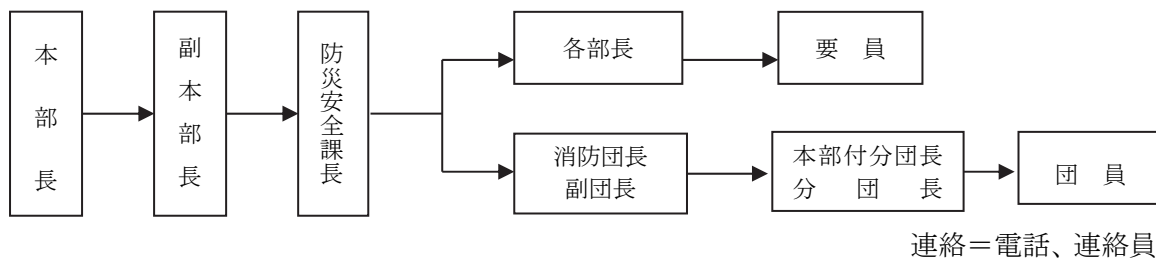
本部における動員計画は、資料編「風水害等の災害時における災害対策本部動員体制」のとおりとする。

なお、初動時の本部（本庁舎）への参集体制は、各部の活動状況を勘案の上、次席の職員配置を考慮することとする。

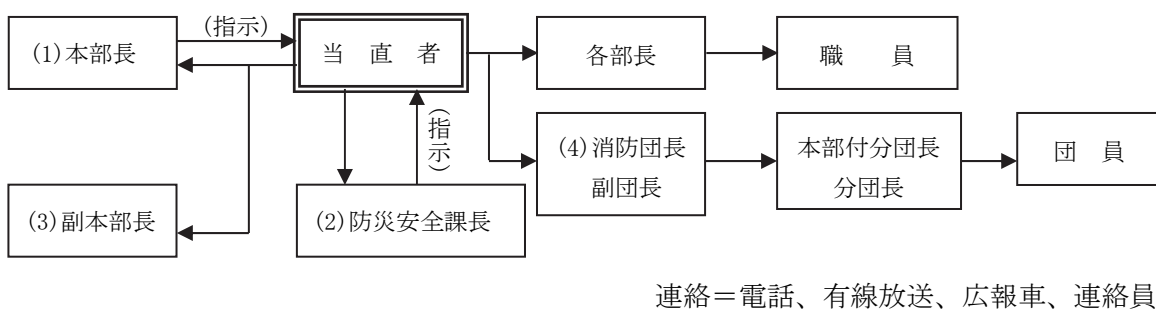
2 動員の要領

(1) 本部要員等に対する伝達

ア 勤務時間内の伝達系統



イ 勤務時間外における伝達系統



(2) 動員の方法

ア 勤務時間中の動員伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、2の(1)のアの伝達系統で行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、電話、町デジタル防災行政無線、FM告知放送、広報車又は連絡員等により、2の(1)のイの伝達系統で行う。

ウ 消防団員の動員については、2の伝達系統により行うが、出動要領については別に定める消防計画による。

エ 災害対策本部体制を迅速に整えるために、本計画の附表として毎年度始めに本部要員班別編成表、本部要員動員連絡責任者表及び電話番号表を調整するものとする。

第4 他機関に対する応援要請

1 応援要請の協議

応急救助実施について、京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合、災害対策本部長は、直ちに本部会議を召集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫して本部会議を召集するいとまのないときは、直接、本部長が決定

する。

2 要請及び報告

災害対策本部長が応援要請を決定した場合は、要請先に対し、自衛隊災害派遣要請に準じて要請を行うとともに、京都府丹後広域災害対策支部長に対し、その旨を報告する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第3節 通信情報連絡活動計画

(本部事務局、広報班、情報・記録班)

第1 計画の方針

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、町及び防災機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、町及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

1 町デジタル防災行政無線（屋外拡声子局）

※ 資料編「通信施設の現況 (1) 町デジタル防災行政無線」参照

2 町有線テレビ

3 FM告知端末機

4 京都府防災情報システム

各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、本町では町役場に設置されている。

5 消防無線

宮津与謝消防組合が開設している無線は、資料編「通信施設の現況 (2) 消防無線」のとおり配置されている。

6 NTT（西日本電信電話株式会社）の災害時優先電話

※ 資料編「通信施設の現況 (4) NTTの災害時優先電話」参照

7 J-ALERT（全国瞬時警報システム）

第3 災害情報及び被害状況の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。

ただし、町の被害が甚大で、町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術

を要するため町が単独ではできないときは、京都府丹後広域災害対策支部に応援を求めて行うものとする。

1 災害情報

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

(1) 情報の収集

ア 住民組織による収集

- (ア) 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報するものとする。
- (イ) 区長、消防団長・消防分団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告するものとする。

イ 本部組織による収集

- (ア) 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、防災安全課長に報告する。
- (イ) 被害状況については、次の役割により速やかに調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、防災安全課長に報告する。

各支部管内の被害状況	岩滝・加悦・野田川支部の連絡・調査班
公共土木施設の被害状況	建設部 施設班
観光施設の被害状況	商工観光部 観光班
農作物の被害状況	産業部 農業班
治山、林業用施設の被害状況	産業部 林業・水産班
耕地、農業用施設の被害状況	産業部 農林施設班
学校施設、体育館の被害状況	教育部 学校教育班、社会施設班
幼稚園の被害状況	教育部 学校教育班
保育所（園）の被害状況	民生部 援護班
文化財、文化施設の被害状況	教育部 文化施設班
家屋の被害状況	調査部 家屋調査班
水道施設の被害状況	上下水道部 水道班
下水道施設の被害状況	上下水道部 下水道班

- (ウ) 本部長に報告する各種の情報は、総務部本部事務局において収集整理する。

(2) 情報の報告

ア 報告の内容

(ア) 被害の概要

(イ) 避難情報の伝達、避難指示の状況

(ウ) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）

(エ) 応援要請状況

(オ) 要員及び職員派遣状況

(カ) 応急措置の概況

(キ) 救助活動の状況（避難所開設、収容、炊出し、物資供給、医療、救出等応急救助の実施内容）

(ク) 要望事項

(ケ) その他の状況

イ 報告の概要

アに掲げる事項が発生次第、その都度様式第1号により報告する。

2 被害状況調査及び報告

被害状況の調査に当たっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は総務部本部事務局においてとりまとめ、京都府へは総合防災情報システムへの入力により被害報告を行うものとする。また、関係機関にも遅滞なく報告するものとする。

被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

(1) 被害状況調査

ア 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速を主とする。

イ 状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

ウ 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また、災害写真として十分役立つようなものを撮るよう努める。

エ 詳細調査

応急対策の活動状況若しくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

オ 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

カ 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、別表第2に定めた用語及び被害程度の認定基準を用いる。

(2) 被害状況報告

ア 報告の種類及び内容

町は、町の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合には、その状況を速やかに知事（災害対策本部長）に報告する。京都府は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、町が知事に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとし、この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、町は、直ちに京都府及び消防庁に報告する。

(ア) 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、まず、迅速を主とすることが望ましく、様式第2号により行うものとする。

ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

(イ) 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、様式第3号により報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に様式第3号により報告する。

(エ) 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、京都府の定めるところに従って報告する。

(オ) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

イ 報告の方法

(ア) 京都府丹後広域災害対策支部長及び関係機関に対する報告に際しては、防災安全課長が報告主任、副主任を決めてこれらに当たらせる。

(イ) 報告は、原則として、京都府総合防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府総合防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なされる。

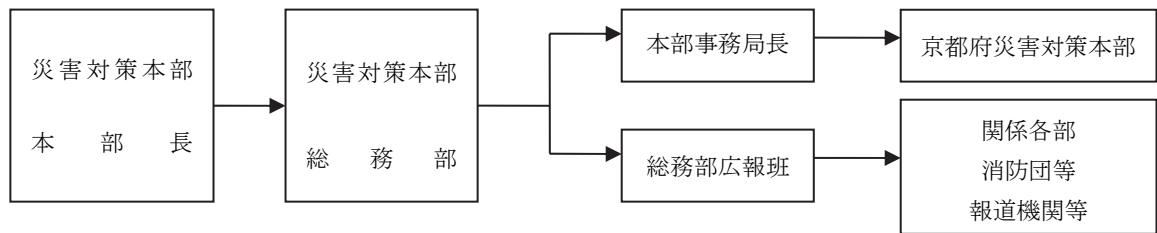
また、京都府総合防災情報システム以外の通信設備を利用する際、電話による場合には「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。

必要に応じて「定時通話」により、一定間隔によって報告を行う。

(ウ) 有線による連絡不能の場合及び緊急を要する報告については、町デジタル防災行政無線を利用する。

(エ) 公衆電気電信及び町デジタル防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を派遣して連絡の確保に努める。

3 報告の処理系統



注) 京都府対策本部には、京都府丹後広域災害対策支部長を経由して、被害状況等を報告する。

4 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称(人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等)は省略する。

また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図るものとする。

5 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- (3) KTR（北近畿タンゴ鉄道）の通信設備の具体的な利用方法については、最寄りのKTR野田川駅とあらかじめ協議しておくこと。
- (4) 報告に要する様式については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。

また、各様式とも複写機により複写可能なものとするよう留意すること。

6 関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第4 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

町、京都府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、次に示す加入電話、無線通信等により速やかに行う。

- 無線区間
 ----- 有線区間
 ~~~~ 使送区間
- ＜無線所有機関及び通信系統＞
- (1) 与謝野町 ——— 京都府丹後広域振興局 ——— 京都府庁
- (2) 与謝野町 ~~~~ 宮津警察署 ——— 京都府警察本部 ——— 京都府庁
- (3) 与謝野町 ~~~~ 関西電力送配電(株)宮津技術サービスセンター  
 ——— 関西電力送配電(株)京都支社 ----- 京都府庁
- (4) 与謝野町 ~~~~ 宮津海上保安署 ——— (巡視船) ——— 第八管区海上保安本部  
 ——— 近畿管区警察局京都府通信部 ——— 京都府庁
- (5) アマチュア無線局等の利用

これらの無線所有機関には前もって依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

## 2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、町デジタル防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

その運用要領は、以下のとおりである。

### (1) 非常通信の内容

- ア 人命の救助に関すること
- イ 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること
- ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること
- エ 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること



- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること
- コ 災対法第 57 条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- サ 災対法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
- シ 防災関係機関の相互間が発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- ス 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

## (2) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長連絡協議会
- オ 電力会社
- カ 地方鉄道会社
- キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

## (3) 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（電話番号を付記する。）
- イ 本文（字数は、1 通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- ウ 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

## 第5 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等の調査、報告は、この計画に準じて行う。

また、被災地への安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ関西支社、K D D I 株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板（web171）」を提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

※ 資料編「被害程度の認定基準等」別表第1、様式第1号、様式第2号、様式第3号参照

## 第4節 災害広報広聴計画

(本部事務局、広報班、各支部連絡調達班)

### 第1 計画の方針

町の地域にかかる災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、住民の心情の安定と速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、住民の心情の安定と速やかな復旧を図るため、町は、京都府及び関係機関と連携して広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

### 第2 報道機関に対する発表

防災安全課長は、広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。

発表の内容は、概ね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の状況
- 6 住民並びに被災者に対する避難情報の伝達、協力及び注意事項
- 7 避難所の設置・運営の状況

### 第3 放送の要請

知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社京都放送、株式会社エフエム京都代表取締役との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

## 第4 関係機関の相互協力

災害の広報に当たって必要があるときは、京都府丹後広域災害対策支部その他の関係機関に対し、情報の提供を求めるとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

## 第5 住民への広報要領

災害及び対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項について、総務部広報班、各支部連絡調整班が連携し、次の要領により広報する。

### 1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち、最も適切な手段を講じる。

- (1) 広報車の派遣及び消防車による巡回放送
- (2) 町有線テレビ（文字・データ放送）、町デジタル防災行政無線、FM告知放送の利用
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等に対する報道の要請
- (4) 広報紙、チラシ、ポスター等の配布並びに、インターネットによる町ホームページ、町メールマガジン等の利用

### 2 被害発生後の広報

被害の推移、避難指示、避難所の設置、運営状況、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を1に掲げた方法により迅速に行う。

### 3 住民等からの問合せに対する対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよ

う努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、他市町村、消防署、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第6 広聴活動

- 1 被災地及び避難所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等、多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 災害に関して、被災者、住民からの各種の問い合わせに対しては、総務部情報・記録班において対応するとともに、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

- 3 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、関係地方公共団体、消防機関、京都府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力（DV被害）等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第5節 災害救助法の適用計画

(本部事務局、救助班、関係各班)

### 第1 計画の方針

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続について定める。

### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- 1 町内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯の数が次の世帯数以上に達したとき

| 人 口                                 | 滅失世帯数 |
|-------------------------------------|-------|
| 20,092 人<br>(15,000 人以上～30,000 人未満) | 50 世帯 |

注) 人口は、令和2年10月1日 国勢調査による

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、町の区域内の住家の滅失世帯の数が1の滅失世帯数の半数以上であるとき
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

### 第3 被災世帯の算定基準

#### 1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。

- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

## 2 住家の滅失等の認定

### (1) 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

### (2) 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

### (3) 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

### (4) 床上浸水

上記(1)及び(3)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

### (5) 住 家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈) 必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別棟であつたり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

#### (6) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

### 第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、町における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、町長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

### 第5 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

京都府は、災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合には、府内の市町村に救助を実施する。

### 第6 災害救助法の実施基準

資料編「災害救助法施行細則」による。



## 第7 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町に通知することにより、町長が救助を実施する。

この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の搜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、町長は、知事が実施する救助に協力する。

- 1 応急仮設住宅の供与

また、京都府は、災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合には、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

## 第6節 消防計画

(本部事務局、広報班、各消防分団班、宮津与謝消防組合)

### 第1 計画の方針

各種災害（特に火災）の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等についてその大綱を定める。

### 第2 消防組織計画

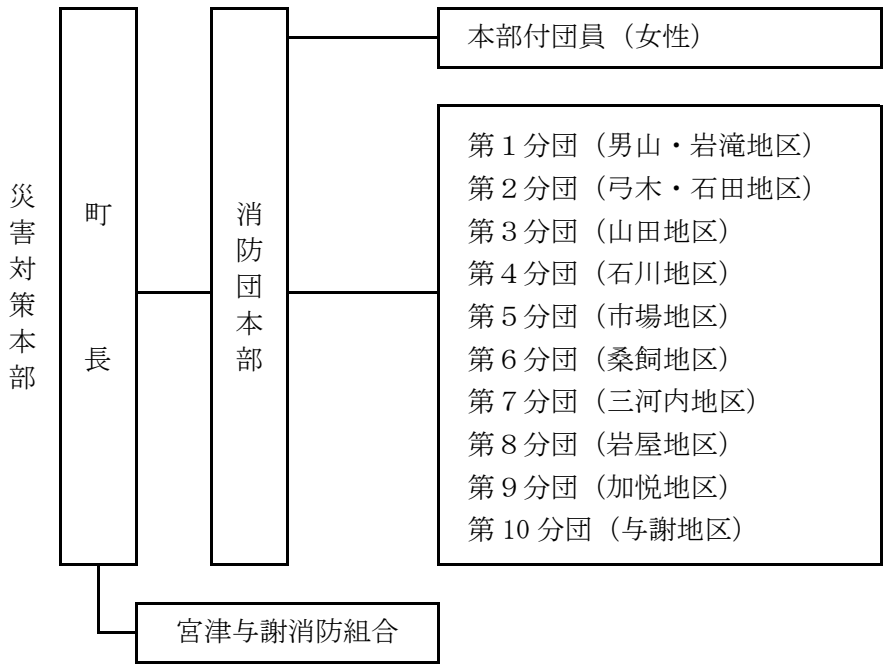
昭和55年に近隣5市町（現在は、宮津市、与謝野町、伊根町の3市町）による宮津与謝消防組合が発足し、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

さらに、消防組合を支える消防団は、本部以下10分団383人が確保されている。

#### 1 消防団組織

消防団の組織図及び編成は、次のとおりである。

##### (1) 与謝野町消防団組織図



##### (2) 与謝野町消防団編成

※ 資料編「与謝野町消防団編成表」参照

## 2 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、本章第1節「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより、災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、その体制下に入るものとする。

この場合、消防団長は、必要があるときは町長の許可を得て、次による消防本部を設置することができるものとする。

| 本部名称                   | 部 長  | 本部要員          | 事務分掌                                      |
|------------------------|------|---------------|-------------------------------------------|
| 与謝野町<br>災害対策本部<br>消防本部 | 消防団長 | 副団長<br>本部付分団長 | 1 水防活動体制の確保<br>2 救急活動体制の確保<br>3 応急活動体制の確保 |

## 第3 設備機器材の配備

### 1 消防設備機器材及び消防用超短波無線電話装置等

消防設備、機器材及び消防用超短波無線電話装置等を次のとおり配備する。

消防用超短波無線電話装置は、火災、災害等の非常事態における下記2のサイレンの制御並びに宮津与謝消防組合及び町消防団本部側と対移動局側(消防自動車等)との連絡を迅速かつ正確に行うことにより、効果的な消防・防災活動の確保を図ることを目的とする。

※ 資料編「設備機器材の配備 (1) 消防設備機器材及び消防用超短波無線電話装置」参照

### 2 町デジタル防災行政無線サイレン及びモーターサイレン制御装置

※ 資料編「設備機器材の配備 (2) モーターサイレン」参照

## 第4 調査計画

町は、消防機関が災害に対処して適切な防ぎょ活動を行うことができるよう、定期又は臨時に消防地理、消防水利及び災害危険区域等を調査し、この結果に基づき全般的な災害防ぎょ計画を作成する。

### 1 消防地理調査

消防活動を行うための地形、地物、道路、河川等の状況の変化について、各分団は毎年1回以上調査し、この結果に基づいて消防機械等の配備を行う。

## 2 消防水利調査

各分団長は、管内の消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防水利の状況の変化について毎年1回調査を実施する。

## 3 災害危険区域等の調査

木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物高圧ガス、R I（ラジオアイソトープ）、山くずれ、がけくずれ発生予想箇所等、災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査し、これらの地域及び建物を災害危険区域（又は重要区域）に指定し、定期又は臨時に立入検査を行い、態様の変化を把握する。

# 第5 教育訓練計画

町の消防がその任務を達成するため、消防団員の資質の向上を図ることを目的として、京都府及び宮津与謝消防組合と協力して教育訓練を実施し、有能な消防人を養成する。

## 1 教養訓練

教養訓練基準により消防団員を教育するとともに、必要に応じ、消防団員等を適切な機関に委託し教育を受けさせる。

## 2 基礎訓練

消防諸般の要求に適応させるため、消防団員の基本となる訓練礼式、基本操法を反復訓練し、消防活動が有効適切に措置できるようにする。

## 3 消防技能訓練

有事に際して迅速かつ適切な火災防ぎょ活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を対象とした訓練を、基本訓練と火災防ぎょ訓練により年度計画として実施する。

# 第6 災害予防計画

産業経済構造の変化並びに国民生活の向上によって、災害の発生は逐年増加していることから、宮津与謝消防組合は、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等

の予防査察を行い、与謝野町消防団との連携により、住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

## 1 自主的予防体制の確立

火災予防は、消防機関のみでは不十分であり、自主的予防体制を確立し万全を期する必要がある。

そのため、毎年、宮津与謝消防組合は、防火管理者、危険物取扱者又は各種団体等を対象とした講習、現地指導、消防相談等、適切な指導を行う。

## 2 消防対象物等の検査

(1) 町内の査察対象物は、資料編「町内の査察対象物 (1) 防火対象物 (2) 危険物施設」のとおりである。

(2) 火災予防上緊急を要する場合は、その都度、特別査察を行うものとする。

## 3 風水害等の予防指導

風水害等により、被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域について、指導班を編成して予防指導パトロールを実施する。

## 4 広報活動

住民の積極的な協力が得られるよう、年間の火災又は災害の多発する時期あるいは災害予防運動期間等に広報活動を実施する。

### (1) 各種行事

- ア 春季の全国火災予防運動
- イ 山火事予防運動
- ウ 丹後大震災追悼パレード
- エ 秋季の全国火災予防運動
- オ 年末警戒
- カ その他関係機関と協力して実施する行事

## (2) 広報方法

| 方 法                     | 対 象  | 備 考                              |
|-------------------------|------|----------------------------------|
| 説明会                     | 団員一般 | 法律、条例の説明、実例の説明                   |
| 座談会                     | 各種団体 | 団体の種類に応じた実例等の説明                  |
| 講習会                     | 一 般  | 1 消火器の使用方法的講習<br>2 消火栓の使い方の講習等   |
| 巡回映画会                   | 一 般  | 消防協会の協力により映画会開催                  |
| 広報紙                     | 全 般  | 町報により防火思想の高揚を図る                  |
| チラシ・ポスター                | 〃    | 1 各戸にチラシを配布する<br>2 主要地にポスターを掲出する |
| 火の用心旗の掲揚                | 〃    | 火災予防運動等に火の用心旗を掲出                 |
| 消防車巡回                   | 〃    | 消防車による全町巡回                       |
| 町有線テレビ（文字・データ放送）、ホームページ | 〃    | 防火に対する様々な情報提供                    |
| F M告知放送による広報            | 〃    | 防火啓発広報                           |

## 第7 警報発令伝達計画

### 1 火災警報の発令

宮津与謝消防組合管理者は、強風注意報、異常乾燥注意報を受け、気象の状況が宮津与謝消防組合火災予防条例施行規則第31条に規定する状況となった場合又はなる見込みのある場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。

### 2 伝達系統及び方法

本編 第2章第1節「気象等予報計画」に準じて行う。

## 第8 情報計画

### 1 災害情報の収集及び報告

消防団の各分団等は、地区内の災害情報の収集に当たり、収集した情報を直ちに町防災安全課に連絡し、防災安全課は直ちに京都府防災消防企画課、京都府災害対策課、関連機関に連絡するものとする。

## 2 大火災等の情報及び報告

大火災等の災害が発生した場合、町長は、次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて知事に報告する。

### (1) 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報取扱要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災発第 267 号消防庁長官通知）による。

### (2) 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

#### ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）及び事故について、火災・災害等即報要領 第 1 号様式（火災）により、電子メールで報告する。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができる。

(ア) 死者 3 人以上が生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

#### イ 個別基準

次の火災及び事故については、アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

(ア) 火 災

##### a 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(c) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(d) 損害額 1 億円以上と推定される火災

b 林野火災

(a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、社会的に影響度が高いもの

d その他

a から c に掲げるもののほか、毒性ガスの放出を伴う火災等の特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等、消防上特に留意すべきもの

### 3 その他

その他の実施方法については、本章第3節「通信情報連絡活動計画」により行う。

## 第9 消火活動

### 1 消防団

#### (1) 出動要領

消防団の火災出動は、次の区分による。

| 区 分  | 基 準                                       | 出 動         |
|------|-------------------------------------------|-------------|
| 第1出動 | 1 分団区域内に人家以外の火災の発生を覚知したとき<br>2 出動命令を受けたとき | 当該区域の分団     |
| 第2出動 | 方面隊区域内の人家に火災の発生を覚知したとき                    | 全方面隊員       |
| 第3出動 | 1 山林に火災が発生し、延焼拡大のおそれがあるとき<br>2 出動指令を受けたとき | 全団員         |
| 待機出動 | 第1出動又は応援協定により一部隊が出動し、残存消防力が不足であると認めたとき    | 指令による一時配置転換 |

#### (2) 招集部隊編成及び任務分担

消防団の編成は、第2の1の(2)のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として本部長の指揮下に入る。



### (3) 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、警戒班によって厳重な警戒を実施する。

### (4) 通信体制の確立

消防職団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

### (5) 火災防ぎょ体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について、火災防ぎょ体制を確立する。

## 2 宮津与謝消防組合

### (1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

### (2) 火災防ぎょ活動の原則

|                                           |                           |
|-------------------------------------------|---------------------------|
| ア 同時に複数の火災が発生した場合                         | 延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。   |
| イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合                | 当該広域避難場所及び避難路の安全確保を優先する。  |
| ウ 高層建築物、地階等の火災                            | 当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。 |
| エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災 | 住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。   |

### (3) 火災防ぎょ活動の区分

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| ア 分散防ぎょ活動 | 同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防ぎょする。           |
| イ 重点防ぎょ活動 | 延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。 |
| ウ 拠点防ぎょ活動 | 延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。 |

### (4) 同時多発火災の防ぎょ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

#### ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

#### イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

#### ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
- (エ) 広 報

### (5) 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ 有効かつ的確な水利統制
- ウ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
- エ 火気使用者に対する啓発
- オ 危険区域の重点立入禁止措置

(6) 大規模市街地火災の防ぎょ対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(7) 高層建築物等火災の防ぎょ対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 水損防止

(8) 二次災害の防ぎょ

災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

## 第10 相互応援計画

### 1 相互応援協定

本町においては、関係機関と消防相互応援協定を締結している。

※ 資料編「消防相互応援協定」参照

### 2 受入体制の整備

上記の相互応援協定に基づく応援隊等の受入れに関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 応援要請に必要な手続きに関すること
- (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること
- (3) 災害現場活動に係る方針に関すること
- (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること

- (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること
- (6) 災害活動の記録に関すること
- (7) 管内地図及び消防水利に関すること
- (8) 医療機関の所在地に関すること
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること

## 第7節 水防計画

(本部事務局、施設班、各消防団班)

### 第1 計画の方針

水防法第32条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定める。

### 第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具、資材の整備等、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる町がその責任を負う。

### 第3 水防事情

本町の河川、ため池等の概況は、資料編「河川及びため池一覧」のとおりとなっている。

町内を流れる主要河川は、6河川で重要水防区域、野田川が河川重点警戒箇所指定されており、急傾斜地崩壊危険区域が一部存在する。

危険区域等は、本編 第2章第4節「林地保全計画」及び同第5節「土砂災害予防計画」に定めるとおりである。

### 第4 水防組織

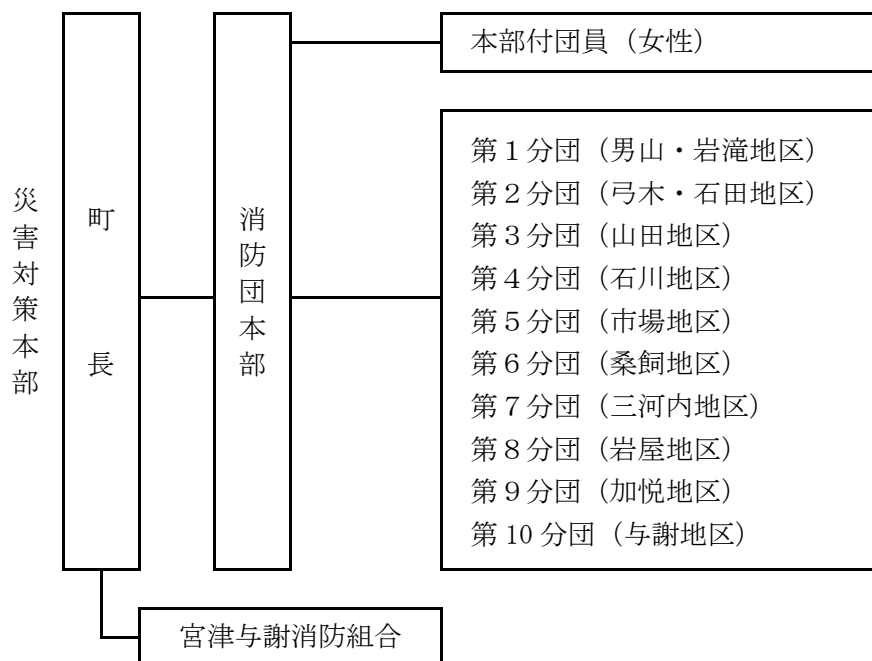
水防業務を処理する水防団は、与謝野町消防団をもってこれにあて、消防団本部を水防団本部とし、町長が総括する。

消防団の分団単位に水防分団を編成し、各分団区域内における水防業務に従事する。

ただし、被災地域及び事態の緩急により町長が指示した場合は、各部区域外においても水防業務に従事する。

## 1 水防団の組織

本編 第3章第6節第2の1「消防団組織」の「消防団」を「水防団」におきかえて活用する。



## 2 水防に関する事務分掌

- (1) 危険地域の警戒に関すること
- (2) 河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
- (3) 水害現場活動に関すること
- (4) 人命救助及び避難誘導に関すること
- (5) その他水防に関すること

## 第5 平常時の巡視

- 1 水防団長は、分団その他地区の責任者に、河川については、堤防延長1キロメートルないし2キロメートルごとに1人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させるものとする。

巡視員は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに水防団長に通報する。

- 2 ため池及び樋門等の管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は、直ちに水防団長に

通報する。

- 3 1又は2により、水防団長から通報を受けた町長は、これを直ちに京都府丹後広域振興局長又は京都府丹後土木事務所長に報告して必要な措置を求める。

## 第6 警戒体制

### 1 町の警戒体制

防災安全課は、次の事項に該当する事態となったときは、情報収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

- (1) 降雨に関する気象通報等を受けたとき
- (2) 管内の降雨が100ミリに達する程度となったとき
- (3) 隣接市町から、河川が水防団待機水位〈指定水位〉を超えるおそれのある旨の通報を受けたとき
- (4) 丹後土木事務所及び樋門・ため池の管理者から、水防に関する通報、指示、警告等があったとき
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき

### 2 水防団の連絡組織の確立

水防団長は、町長から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定めた要員を持って団員への連絡組織を確立して警戒体制に入る。

### 3 災害対策本部（水防本部）への移行

町長は、周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、2の警戒体制を災害対策本部（水防本部）に移行する。

### 4 京都府丹後広域災害対策支部との連絡

災害対策本部長は、京都府丹後広域災害対策支部長と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに、京都府の災害対策活動状況を把握する。

## 5 水位・雨量観測通報

町には、京都府が設置する水位観測所があり、所管である丹後土木事務所が業務を行っている。

### (1) 河川水位

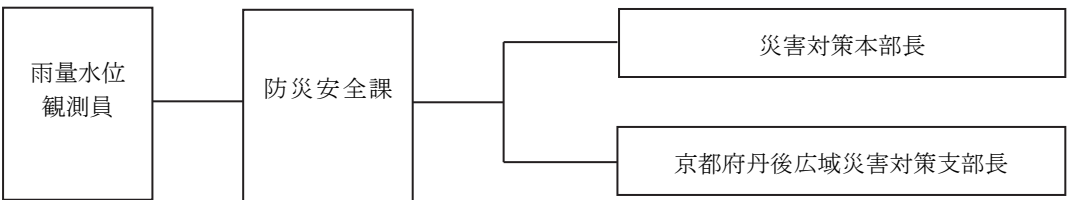
河川の水位については、大雨に関する注意報又は警報が発表されたときは、水位にかかわらず3時間ごとの定時0、3、6、9、12、15、18及び21時に観測し防災安全課に通報する。

| 河川名     | 観測場所 | 氾濫注意水位<br>〈警戒水位〉 | 適用                        |
|---------|------|------------------|---------------------------|
| 野田川（上流） | 寺田橋  | 3.50m            | 丹後土木事務所により、テレメーターが設置されている |
| 野田川（下流） | 堂谷橋  | 3.50m            |                           |

また、前1時間の水位上昇が30センチメートル以上のとき、及び氾濫注意水位〈警戒水位〉に達し、なお上昇のおそれのあるときは、直ちに防災安全課に通報する。

### (2) 通報系統

水位・雨量の観測結果は、観測員から防災安全課に通報し、防災安全課は直ちに災害対策本部長（町長）に通報するとともに、京都府丹後広域災害対策支部長にも通報する。



通報の際に使用する有線電話が途絶した場合は、連絡員が自動車、自転車又は徒歩により通報する。

### (3) 資料の相互交換

町外の河川水位及び雨量については、京都府丹後広域災害対策支部と連絡し、情報の把握に努める。

また、他市町から照会のあった場合は、その詳細を通報し、相互に資料の交換を行う。



## 第7 水防出動及び作業

### 1 水防団の活動体制

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

| 体 制 | 状 況                                                                                  | 任 務                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待 機 | 1 降雨に関する気象通報が発せられたとき<br>2 町災害警戒本部が設置されたとき                                            | 連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状況を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。                             |
| 警 戒 | 1 河川の水位が水防団待機水位〈指定水位〉に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき<br>2 気象状況等により高潮や津波の危険が予知されるとき   | 団長、班長等は所定の詰所に集合し、また、資器材の整備点検作業、人員の配備計画等に当たり、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため、分団員を出動させる。 |
| 作 業 | 1 河川の水位が氾濫注意水位〈警戒水位〉に達しなお上昇のおそれがあるとき<br>2 潮位が危険な水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき<br>3 津波のおそれがあるとき | 全団員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。                                                                         |
| 解 除 | 河川の水位が氾濫注意水位〈警戒水位〉以下となり水防活動の必要がなくなったと認められるとき                                         | 団長、班長等は、水防活動が終了した旨を災害対策本部長(町長)に報告し解散する。                                                        |

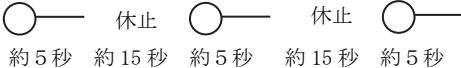
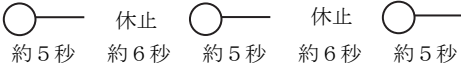
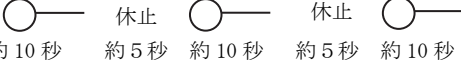
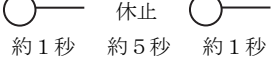
### 2 河川等の監視

水防団長は、河川、ため池等の監視について、あらかじめ要員及び連絡方法並びに監視の重点を定め、これを団員に徹底する。

なお、監視の計画を分団長に求め、これをまとめて町長に報告する。

### 3 水防信号

水防時における信号区分は、次のとおりである。

| 区 分  | サイレン信号                                                                                                                                              | 摘 要                                                                                                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1信号 | <br>約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。</li> <li>住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。</li> </ul>                   |
| 第2信号 | <br>約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき、水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。</li> </ul>                                 |
| 第3信号 | <br>約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときに、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。</li> </ul>                                 |
| 第4信号 | <br>約1秒 約5秒 約1秒                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。</li> <li>併せて宮津警察署に通報する。</li> </ul> |
| 備 考  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 信号は適宜の時間継続すること</li> <li>2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと</li> <li>3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること</li> </ol> |                                                                                                                                                |

注1）本信号は、家屋火災、山林火災等の信号と重複するが、大雨警報発令中に吹鳴したときは特に公告しない限り水防信号とする。

注2）警報発令中に火災が起こった場合の信号措置については、別に処理する。

注3）信号の解除は、別途の放送等による。

#### 4 出動の分担

次のとおりである。

| 河川名  | 担当地区                | 延長<br>(km) | 集結場所        | 分団名                   | 出動人員 |      | 備考                                                                                                              |
|------|---------------------|------------|-------------|-----------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                     |            |             |                       | 警戒   | 作業   |                                                                                                                 |
| 加悦奥川 | 加悦・加悦奥              | 4.0        | 役場加悦庁舎      | 第9分団                  | 7名   | 45名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に当たっては団長の指示により必要な場所に集結する。</li> <li>・必要に応じて各区自主防災組織の応援を求める。</li> </ul> |
|      |                     |            | 加悦奥地区公民館    |                       |      |      |                                                                                                                 |
| 桜内川  | 金屋                  | 1.2        | 桜内作業所       | 第9分団                  | 7名   | 45名  |                                                                                                                 |
| 滝川   | 滝・金屋                | 5.4        | 滝地区公民館      | 第10分団                 | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
| 温江川  | 温江                  | 2.3        | 温江地区公民館     | 第6分団                  | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
| 明石川  | 明石                  | 2.3        | 明石地区公民館     | 第6分団                  | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
| 野田川  | 与謝・金屋・後野・加悦・算所・明石・滝 | 12.7       | 役場加悦庁舎      | 第6分団<br>第9分団<br>第10分団 | 12名  | 105名 |                                                                                                                 |
|      | 三河内                 | 12.7       | 第7分団消防車庫    | 第7分団                  | 5名   | 36名  |                                                                                                                 |
|      | 四辻                  |            | 役場野田川庁舎     | 第5分団                  | 5名   | 43名  |                                                                                                                 |
|      | 山田                  |            | 野田川第3分団消防車庫 | 第3分団                  | 5名   | 36名  |                                                                                                                 |
|      | 石川                  |            | 野田川第4分団消防車庫 | 第4分団                  | 5名   | 36名  |                                                                                                                 |
|      | 石田                  | 2.2        | 石田地区公民館     | 第2分団                  | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
|      | 弓木                  |            | 弓木地区公民館     | 第2分団                  | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
|      | 岩滝                  |            | 役場本庁舎       | 第1分団                  | 6名   | 42名  |                                                                                                                 |
| 男山川  | 男山                  | 3.2        | 男山地区公民館     | 第1分団                  | 5名   | 42名  |                                                                                                                 |
| 岩屋川  | 岩屋                  | 5.0        | 岩屋地区公民館     | 第8分団                  | 5名   | 30名  |                                                                                                                 |
|      | 幾地・四辻               |            | 役場野田川庁舎     | 第5分団                  | 5名   | 43名  |                                                                                                                 |
| 奥山川  | 石川                  | 2.0        | 高津会館        | 第4分団                  | 5名   | 36名  |                                                                                                                 |
| 香河川  | 石川                  | 4.6        | 石川農構センター    | 第4分団                  | 5名   | 36名  |                                                                                                                 |

## 5 町内の重要水防区域等

表 重要水防区域

| 河川名  | 重要水防区域   |        |            | 特に重要な区域  |        |            | 予想被害原因<br>種別及び予想<br>される水防工<br>法 | 備 考  |
|------|----------|--------|------------|----------|--------|------------|---------------------------------|------|
|      | 左右<br>岸別 | 区 間    | 延 長<br>(m) | 左右<br>岸別 | 区 間    | 延 長<br>(m) |                                 |      |
| 野田川  | 右        | 与謝～加悦  | 5,800      |          |        |            |                                 | 水防警報 |
|      | 左        |        | 5,800      |          |        |            |                                 |      |
| 滝 川  | 右        | 滝～金屋   | 1,900      |          |        |            |                                 |      |
|      | 左        |        | 1,900      |          |        |            |                                 |      |
| 加悦奥川 | 右        | 加悦奥～加悦 | 3,500      | 右        | 加悦奥～加悦 | 400        | 溢水：竹流し                          |      |
|      | 左        |        | 3,500      | 左        |        | 400        |                                 |      |
| 岩屋川  | 右        | 岩屋～四辻  | 3,900      | 右        | 四 辻    | 500        | 溢水：積土俵                          |      |
|      | 左        |        | 3,900      | 左        |        | 500        |                                 |      |
| 奥山川  | 右        | 川上～石川  | 2,000      |          |        |            |                                 |      |
|      | 左        |        | 2,000      |          |        |            |                                 |      |
| 香河川  | 右        | 大石～石川  | 1,800      | 右        | 石 川    | 500        | 溢水：積土俵                          |      |
|      | 左        |        | 1,800      | 左        |        | 500        |                                 |      |

出典) 令和3年度京都府水防計画

## 6 住民の協力

事態が急迫し、水防団のみでは防ぎよが困難となったときは、区域内に居住する住民にも水防作業の協力を得るものとする。

## 7 出動の援助・応援要請

- (1) 災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき、警察官の援助又は他の水防管理者及び町長若しくは消防長に応援を求めることができる。
- (2) この場合、災害対策本部長は、現場に責任者をおくものとする。
- (3) 責任者は、目印として、昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にする。
- (4) 援助、応援を求めた場合には、直ちに京都府丹後広域災害対策支部長にその詳細を報告する。

## 第8 出動、水防開始等の報告

災害対策本部長は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合は、次により報告、通報の措置をとるが、まず、ファクシミリにより実施し、電話等で着信及び報告内容を確認するものとする。

### 1 水防団員出動状況報告

- (1) 状況把握 地区別・出動人員・活動内容
- (2) 報告要領 本章第3節「通信情報連絡活動計画」に準じて行う。

### 2 異常事態報告・通報

#### (1) 状況把握

- ア 河川の水位が急上昇しつつあるとき
- イ 河川の水位が氾濫注意水位〈警戒水位〉を超え、堤防上溢流寸前又は溢流したとき
- ウ 河川・ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき
- エ その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき

#### (2) 報告通報要領

報告する内容は次のとおりとし、様式第1号及び様式第2号に出水状況を記入し、直ちに京都府丹後広域災害対策支部長に報告するとともに、影響を及ぼす隣接の市町(水防管理者)に通報する。

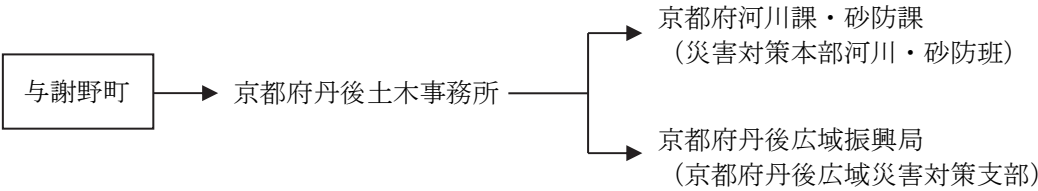
なお、ア～キの内容が全て整理されていなくても、部分的な情報を入手した場合は、速やかに報告するものとする。

- ア 堤防の決壊、越水、氾濫状況（内水及び外水によるもの）
- イ 一般被害状況（人的被害、住家被害、浸水面積等）
- ウ 水防活動状況
- エ 避難状況（避難命令等の発令状況含む。）
- オ 自衛隊の出動状況
- カ 町の対応状況
- キ その他

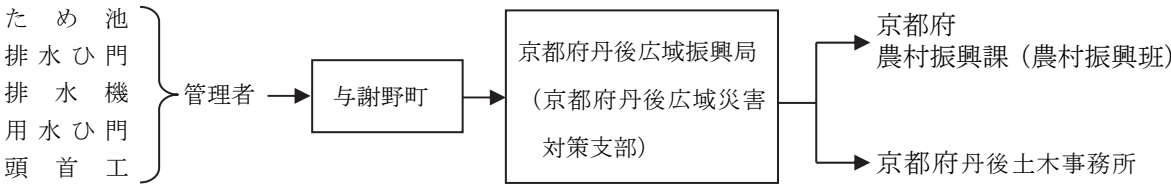
ただし、出水状況、被害状況などによって、資料の追加等がある場合は、その都度、京都府丹後土木事務所及び京都府河川課・砂防課から指示を受ける。

(3) 連絡系統図

ア 1及び2の場合の報告（ため池等の異常を発見したときを除く。）



イ ため池等の異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）の報告



第9 避難のための立退き

本章 第8節「避難対策計画」の定めるところによる。

第10 水防資材・器材の整備

1 水防倉庫

水防用資材・器材を備蓄する水防倉庫は、次の箇所とする。

| 水防倉庫名  | 場 所     | 構 造       | 面積<br>(㎡) | 設置<br>年度 | 管理課<br>(平常時) |
|--------|---------|-----------|-----------|----------|--------------|
| 役 場    | 与謝野町字岩滝 | 鉄骨プレハブ平屋  | 12        | S58      | 総務課          |
| 旧郵便局   | 与謝野町字岩滝 | 鉄骨スレート葺平屋 | 5         | H2       | 総務課          |
| 岩滝防災倉庫 | 与謝野町字岩滝 | 鉄骨造2階     | 215.82    | H17      | 総務課          |
| 男山防災倉庫 | 与謝野町字男山 | 木造平屋      | 57.24     | H10      | 総務課          |
| 加悦庁舎倉庫 | 与謝野町字加悦 | 鉄骨造       | 47        | H13      | 税務課          |

2 水防資材及び器材

品目・数量の基準は、資料編「水防資材及び器材の一覧」のとおりとする。

## 第11 公用負担命令書

- 1 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合、公用負担命令書〔様式第3号〕を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

- 2 水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長(水防団長)にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、公用負担命令権限証〔様式第4号〕を携行し必要ある場合はこれを提示する。

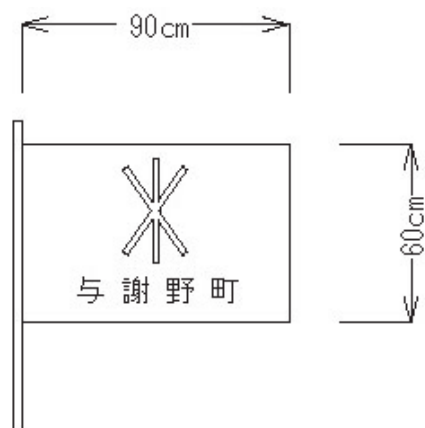
※ 資料編「公用負担命令書」参照

## 第12 輸 送

- 1 水防時の出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要に応じ公用車、消防車及び民間から借り上げた車両、舟艇を使用する。

2 優先通行の標識は次のとおりである。

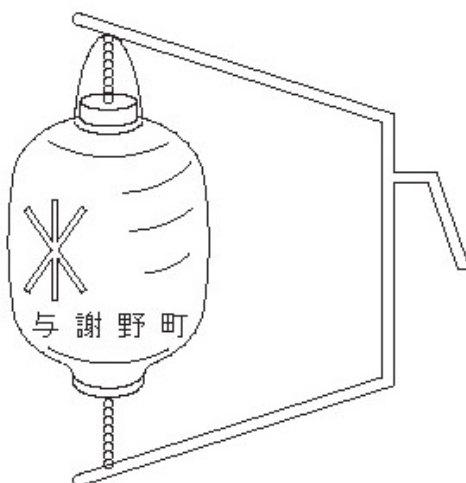
(1) 標旗（昼間）



注) 白布、水の字は赤色

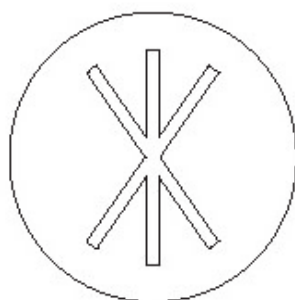
(2) 標 灯

ア 夜 間



注) 水の字は赤色

イ 夜間（自動車用ヘッドライト用）



注) 白布、水の字は赤色



## 第13 水防解除

災害対策本部長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じる等、水防活動の必要なしと判断したときは、水防解除を指令する。

同時に、その旨を一般に周知するとともに、京都府丹後広域災害対策支部長及び丹後広域振興局長に報告する。

## 第14 水防活動報告

水防が終結したときは、災害対策本部長は、遅滞なく別に定められた「水防活動実施報告書」により、5日以内に京都府丹後土木事務所長に報告を行う。

ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

## 第8節 避難対策計画

(本部事務局、人事・車両班、広報班、援護班、避難所班、学校教育班、  
社会施設班、文化施設班、住民班、各支部連絡調達班)

### 第1 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は、必要に応じて、避難指示等の発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、町から避難指示が発令された場合、速やかに、あらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。さらに、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は、比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに、適切に避難情報を発令し、周知を徹底する。

そのため、災害により危険区域にある住民の安全確保対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。

なお、避難指示等の発令については、令和3年5月に国が作成した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて町が作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

### 第2 避難指示等の実施責任者

| 実施責任者                | 災害の種類      | 根拠法                     |
|----------------------|------------|-------------------------|
| 町長（指示等）              | 災害全般       | 災対法第60条                 |
| 知事（指示等）              | 〃          | 〃                       |
| 警察官（指示）              | 〃          | 災対法第61条<br>警察官職務執行法第4条  |
| 海上保安官（指示）            | 〃          | 災対法第61条、海上保安庁法第18条      |
| 知事又はその命を受けた職員、吏員（指示） | 洪水、高潮、地すべり | 水防法第29条<br>地すべり等防止法第25条 |
| 水防管理者（町長）（指示）        | 洪水、高潮      | 水防法第29条                 |
| 自衛官（指示）              | 災害全般       | 自衛隊法第94条                |

### 第3 避難指示等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため、特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により、高齢者等の避難のための準備情報の発令・伝達、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示するものとする。

なお、地震に伴う土砂災害は、土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、発生危険性の高い箇所の特定制が困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難であることも考慮する必要がある。

#### 1 町長の避難情報の伝達

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、町長は高齢者等避難<警戒レベル3>を発令する。

災害が発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き指示<警戒レベル4>を発令する。必要なときは立退き先も指示する。

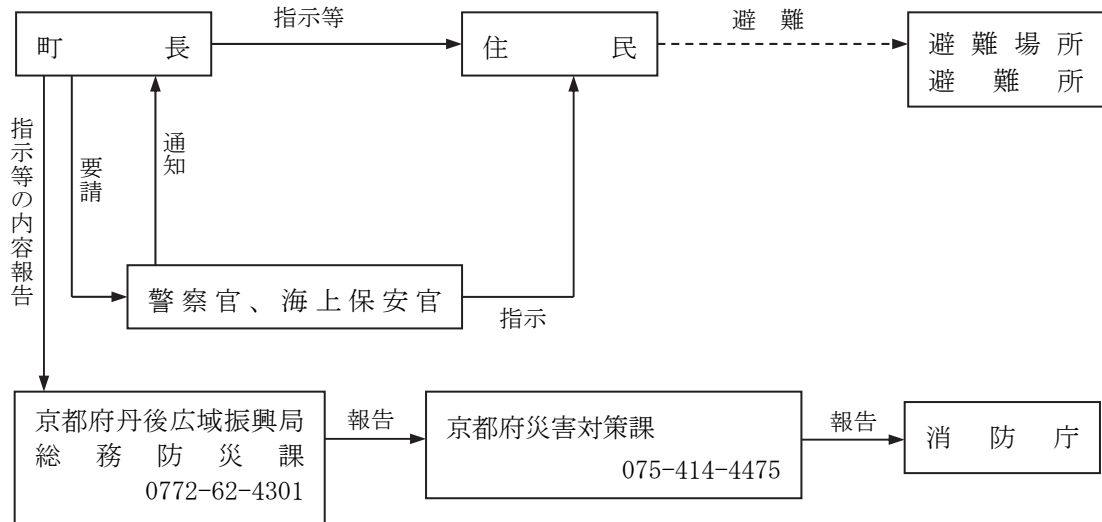
また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、避難指示等を発令した上で、住民に対し、屋内安全確保（屋内での待避）等を指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

このほか、町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、知事に報告する。

図 避難指示等の連絡系統



## 2 水防管理者（町長）の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は立退き又はその準備を指示する。

この場合、宮津警察署長にその旨を通知する。

## 3 知事の指示

- (1) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときはその旨を公示する。
- (3) 知事は、町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を町長に通知する。

## 4 知事又はその命を受けた京都府の職員の指示

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退き又はその準備の指示をする。

この場合、宮津警察署長にその旨を通知する。

- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。

この場合、宮津警察署長にその旨を通知する。

## 5 警察官の指示

町長が立退きを指示することができないとき、又は町長から要請があったときは、避難を指示し、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 136 号）に基づき、必要な限度で避難措置を講じる。

## 6 海上保安官の指示

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海域であってその必要が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。

- (2) 立退きを指示した場合、海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知する。

- (3) 宮津海上保安署の指導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態においては、宮津海上保安署は次の指導連絡を行う。

ア 在港船舶に対する避難指示指導

イ 航行中の船舶に対する通報連絡

ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

## 7 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとる。

## 第4 警戒区域の設定

町長は、災害対策基本法第 63 条の規定に従い、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第 2 項及び第 3 項並びに第 73 条の規定に従い、警察官、海上保安官、自衛官

又は知事は、町長の代行をすることができる。

## 第5 避難の指示等の区分等の基準

避難指示等を行う場合の目安として、災害の推移により、次のとおり一応の基準を定める。

### 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

### 2 避難すべき区域

浸水深や堤防の決壊、氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

### 3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、次の基準により発令する。

表 与謝野町避難情報発令基準 (2021.5)

| 発令基準<br>避難情報     | 町地域防災計画基準                                                                                                                                      | 避難情報を発令する基準                                                                                                        |                                                                      |                                                                                        |                                                                                |                                                                      | 他の基準による避難情報の補足として取り扱うもの                                                                                                                                 | 住民への周知                 | 町の警戒体制<br>目安   |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------|
|                  |                                                                                                                                                | 土砂災害                                                                                                               |                                                                      | 洪水災害                                                                                   |                                                                                |                                                                      |                                                                                                                                                         |                        |                |
|                  |                                                                                                                                                | 京都府土砂災害警戒情報                                                                                                        | 現地の状況                                                                | 京都府河川防災情報                                                                              | その他の河川・水路                                                                      |                                                                      |                                                                                                                                                         |                        |                |
| 警戒レベル2<br>警戒情報   | ■ 気象情報、水位・雨量情報等から避難を要する事態への推移を見守るなどの警戒体制を取っている状況                                                                                               | ■ 土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、時間雨量50mm以上を目安とし、できる限り先行的に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備・勧告等をおこなう                                  |                                                                      | ※堂谷橋・寺田橋<br>■ 野田川水位が水防団待機水位(2.3m)に達し、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき<br>■ 野田川水位が氾濫注意水位(3.5m)に達したとき |                                                                                | ■ 大雨注意報、洪水注意報が発表されたとき                                                | ■ 注意喚起<br>※消防団出動準備                                                                                                                                      | 情報収集警戒体制               |                |
|                  |                                                                                                                                                | ＜目安とする情報＞<br>■ 京都府土砂災害警戒情報で本町内の雨量局の数値が警戒基準に達したとき(2時間後予想雨量が土砂災害発生基準ライン(CL)を超えたとき)                                   | ■ 大雨警戒が発表され、近隣で土砂災害の前兆現象(わき水、地下水の濁りや量の変化など)が発見されたとき                  |                                                                                        | ■ 近隣での浸水や、河川の増水、本町周辺における降雨状況などにより、浸水の危険性が高いと判断されるとき                            | ■ 大雨警戒、洪水警戒が発表されたとき<br>■ 土砂災害警戒情報が発表されたとき                            | サイレン吹鳴、防災行政無線、FM告知放送、広報車<br>■ 避難・高齢者等避難開始を周知<br>■ 災害時要援護者は避難開始、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ<br>※避難判断水位(3.5m)に達し、降雨等による水位上昇により氾濫危険水位(4.1m)に到達することが見込まれるとき消防団出動 |                        | 災害警戒本部<br>2号配備 |
| 警戒レベル3<br>高齢者等避難 | ■ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しななければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況<br>■ 対象地区から計画された避難所への避難路途上に土砂崩れ危険箇所等があり、事実上避難困難となることが予想される災害の発生する可能性が高まった状況 | ＜目安とする情報＞<br>■ 京都府土砂災害警戒情報で本町内の雨量局の数値が避難基準に達したとき(1時間後予想雨量が土砂災害発生基準ライン(CL)を超えたとき)                                   | ■ 大雨警戒が発表され、近隣で土砂災害の前兆現象(渓流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等でのクラック発生など)が発見されたとき | ※堂谷橋・寺田橋<br>■ 野田川水位が氾濫危険水位(4.1m)に到達し、1時間後に水位が4.8mに達することが予想されるなど、なお水位が上昇しているとき          | ■ 近隣での拡大や、野田川の水位の状況が左記になったとき<br>■ 河川氾濫の恐れがあるとき                                 | ■ 大雨警戒、洪水警戒が発表されたとき<br>■ 土砂災害警戒情報が発表されたとき                            | サイレン吹鳴、防災行政無線、FM告知放送、広報車、区長へ電話連絡、町職員、消防団員、区役員等による避難指示<br>■ 避難指示を周知<br>■ 対象地域外でも、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ                                                  | 災害対策本部<br>緊急対応2号<br>職員 |                |
|                  |                                                                                                                                                | ■ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>■ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険度が非常に高いと判断された状況<br>■ 人的被害が発生した状況 |                                                                      | ■ 近隣で土砂災害が発生したとき<br>■ 近隣で土砂災害の現象、土砂災害の前兆現象(山鳴り、流水の流出、斜面の亀裂など)が発見されたとき                  | ※堂谷橋・寺田橋<br>■ 野田川水位が4.8mに到達したとき<br>■ 堤防の決壊の恐れがあるとき(堤防の決壊に水や亀裂等が発見されたとき)、決壊したとき | ■ 近隣での浸水が床上に及んだり、野田川の水位の状況が左記になったとき<br>■ 区域内の河川・水路の決壊の恐れがあるとき、決壊したとき |                                                                                                                                                         | 災害対策本部<br>3号動員         |                |

表 台風の接近・上陸に伴う野田川及びその支流2級河川等の洪水を対象とした避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）（2021.5）

| 気象・水象情報（注1）                                                                                                                 | 町災害対策本部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 区・自主防災組織・隣組等の動き                                                                                                                                                                                                         | 住民・要配慮者等の動き                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◇台風予報・警戒レベル1</p> <p>◇台風に関する京都府気象情報（随時）</p> <p>◇台風に関する気象庁記者会見</p> <p>◇大雨注意報・洪水注意報発表</p> <p>警戒レベル2</p> <p>◇大雨警報・洪水警報発表</p> | <p>○防災関係部署への情報伝達</p> <p>○防災対策の事前点検</p> <p>【防災安全課による情報収集体制】</p> <p>○気象・水象情報収集の開始</p> <p>○被害情報収集の開始</p> <p>【災害警戒本部設置】</p> <p>○災害警戒本部の体制</p> <p>○府への報告・連絡調整</p> <p>○被害情報収集・集計</p> <p>○水位雨量・気象情報の確認</p> <p>○消防防災機関・報道機関・要配慮者施設への情報提供</p> <p>○消防団（水防団）への待機指示</p> <p>【災害対策本部設置】→高齢者等避難発令1時間前</p> <p>【緊急対応1号動員体制】※掲載支那で住家被害が発生又は発生が予想されるとき</p> | <p>○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報の確認</p> <p>○避難所・避難経路の確認</p> <p>○防災グッズ（非常時持ち出し品等）の準備</p> <p>○避難行動要支援者は避難の準備</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による大雨警報・洪水警報の受信</p> <p>○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認</p> <p>○自宅の点検</p> <p>○要配慮者の避難準備</p> | <p>○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報の確認</p> <p>○避難所・避難経路の確認</p> <p>○防災グッズ（非常時持ち出し品等）の準備</p> <p>○避難行動要支援者は避難の準備</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による大雨警報・洪水警報の受信</p> <p>○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認</p> <p>○自宅の点検</p> <p>○要配慮者の避難準備</p> |
| <p>水防団待機水位到達</p> <p>堂谷橋水位観測局（水位2.30m）</p>                                                                                   | <p>○消防団（水防団）への待機指示</p> <p>【災害対策本部設置】→高齢者等避難発令1時間前</p> <p>【緊急対応1号動員体制】※掲載支那で住家被害が発生又は発生が予想されるとき</p>                                                                                                                                                                                                                                      | <p>→1時間後の指定避難所・地区避難所の開設を各区へ依頼</p>                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>避難判断水位到達</p> <p>堂谷橋水位観測局（水位3.50m）</p>                                                                                    | <p>○消防団（水防団）への出動指示</p> <p>○巡視・水防活動状況報告</p> <p>○要配慮者利用施設等への情報提供</p> <p>○高齢者等避難発令予告</p> <p>→指定避難所・地区避難所の開設</p> <p>警戒レベル3</p> <p>高齢者等避難発令</p> <p>・基準観測所の設定水位到達等による発令</p> <p>警戒レベル4</p> <p>避難指示発令</p> <p>・基準観測所の設定水位到達等による発令</p> <p>【緊急対応2号動員体制】※全町域で住家被害が発生又は発生が予想されるとき</p> <p>○福祉避難所への移送避難者の判断</p>                                        | <p>○指定避難所・地区避難所の開設</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による土砂災害警戒情報の受信</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による高齢者等避難の受信</p> <p>○区・自主防災組織・隣組等で要配慮者の避難誘導開始</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による避難指示の受信</p>                                                           | <p>○防災行政無線・FM告知放送による土砂災害警戒情報の受信</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による高齢者等避難の受信</p> <p>○避難行動要支援者避難開始（注2）</p> <p>○避難の準備（避難行動要支援者以外）</p> <p>○防災行政無線・FM告知放送による避難指示の受信</p> <p>避難開始</p> <p>避難完了</p> <p>最終的な危機回避行動</p>                      |
| <p>避難危険水位到達</p> <p>堂谷橋水位観測局（水位4.10m）</p>                                                                                    | <p>【3号動員体制】※特別警報発表又は災害救助法による応急対策の実施が必要な大規模災害が発生したとき</p> <p>○大雨特別警報の住民への周知</p> <p>○住民への周知（命を守る行動の呼びかけ）</p> <p>○避難状況の把握</p> <p>○指定避難所から地区避難所運営へ移行</p> <p>避難指示等の解除</p>                                                                                                                                                                     | <p>○防災行政無線・FM告知放送による大雨特別警報の受信</p> <p>○避難が連続して24時間を超えた場合は、24時間を目安として地区避難所を閉鎖に移動させるものとし、指定避難所及び地区避難所を閉鎖</p>                                                                                                               | <p>※台風上陸</p> <p>警戒レベル5</p> <p>緊急安全確保</p> <p>○避難が連続して24時間を超えた場合は、24時間を目安として地区避難所を閉鎖に移動させるものとし、指定避難所及び地区避難所を閉鎖</p>                                                                                                        |

注1：気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。

注2：外出することが危険な場合（土砂が崩れている場合や夜間の場合等）は、屋内の、山や斜面から離れた、より高い階へ避難しましょう。



表 三段階の避難指示等一覧

| 警戒<br>レベル | 避難情報           | 発令時の状況                                                                                                                 | 住民に求める行動                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レベル3      | 高齢者等避難         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況</li> </ul>                  | <b>【高齢者等避難】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）（注1）</li> <li>・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難</li> </ul> |
| レベル4      | 避難指示           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況</li> </ul>                  | <b>【全員避難】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</li> </ul>                                                                                                                                |
| レベル5      | 緊急安全確保<br>（注2） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況</li> </ul> | <b>【命の危険 直ちに安全確保！】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等</li> <li>・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>                                           |

（注1）立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

（注2）必ず発令されるとは限らない。

#### 4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局は緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

## 第6 避難指示等の伝達方法

### 1 地域住民に対する伝達

本編 第2章第31節第2の3「避難指示等の伝達」により、地域住民に伝達する。

## 2 知事に対する報告

町長等が避難指示等を行ったときは、その旨を直ちに京都府丹後広域災害対策支部長を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

## 3 関係機関への連絡

### (1) 施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

### (2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝え、協力を求める。

### (3) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示を行うときは、その内容を直ちに関係市長及び町長へ連絡し協力を求める。

## 第7 避難指示等の事項

避難指示等を関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、次のとおりとし、わかりやすく簡易な内容とする。

### 1 避難指示等の事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保）
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示等発令の理由
- (6) その他必要な内容

## 2 注意事項

- (1) 避難後の戸締り
- (2) 火災の予防
- (3) 家屋補強、家財道具の移動（家財道具を高い所へ移す等の措置）
- (4) 携帯品（貴重品、食料、飲料水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度のもの）を制限し、円滑な移動ができるようにすること  
ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については、十分配慮する。
- (5) 服装（帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

## 第8 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の避難の確保

### 1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町長は、水防法第15条第1項第3号の規定に基づき、浸水想定区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

浸水想定区域内の要配慮者関連施設（水防法第15条第1項第3号）と洪水予報（水位情報）等の情報伝達系統（水防法第15条第2項）を資料編に示す。

要配慮者関連施設への伝達手段は、町デジタル防災行政無線、電話、ファクシミリ等により行い、伝達内容は、洪水予報、水位情報、避難指示等が考えられる。

### 2 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設と土砂災害に関する情報等の情報伝達系統を資料編に示す。

要配慮者関連施設への伝達手段は、町デジタル防災行政無線、電話、ファクシミリ等により行い、伝達内容は、土砂災害警戒情報、避難指示等が考えられる。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講じる。

## 第9 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は、町の避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

### 1 避難場所、避難所

各地区の避難場所、避難所等は、資料編のとおりである。

### 2 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員が行うものとし、災害の態様に応じて、必要な箇所において、住民が安全かつ迅速に避難できるように誘導整理を行う。

誘導に当たっては、自治会単位又は避難行動に適した集団避難を心掛ける。

この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。

なお、要配慮者支援プランが作成されている者は、あらかじめ定められた支援者とともに避難する。

### 3 避難経路の表示

避難場所、避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため、要所ごとに標識を設ける。

### 4 避難順位

- (1) 避難住民のうち、避難行動要支援者及び疾病人等は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行うものとする。
- (2) 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

## 5 避難者の確認・救出

避難指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。

また、避難指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、把握している要配慮者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

## 6 移送の方法

(1) 避難、自主避難を原則とするが、孤立地区又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、町が車両、舟艇等を配置して移送する。

(2) 被災地が広範囲にわたり、大規模な移送を必要とし、町において処置できないときは、京都府丹後広域災害対策支部へ応援を要請する。

## 7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難場所等が使用不能になった場合、あるいは避難場所等に収容しきれなくなった場合には、野外にバラックを仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

# 第10 避難所の開設及び管理等

## 1 避難所の開設

町長は、災害の状況により、必要に応じて避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき、町長が実施する。

この時、次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーにも配慮する。

- (2) 避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ町が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。

例えば、古くからある寺院は安全な場所にあることが多く、また、2階建ての公共施設等は水害時に有効な場合もある。

災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

特に、要配慮者の避難誘導に当たっては、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

- (3) 避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

- (4) 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

- (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

## 2 避難所の周知

避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。

また、広報車及び町デジタル防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

### 3 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営に当たらせる。

連絡員には、町所属職員のほか、消防団員を当たらせることもある。

### 4 避難所の管理運営等

避難所責任者は、町が作成する「避難所運営マニュアル」や「避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」等に基づき、次のような避難所の管理運営を行う。

- (1) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- (2) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、NPO・ボランティア等、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (3) 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- (4) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。
- (5) 被災者のニーズの把握・調整を行う。特にニーズの把握には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点などにも十分配慮する。
- (6) 避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成し、町災害対策本部に報告する。
- (7) 町本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。
- (8) 避難所の運営に当たっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者等には次のような措置を講じる。

ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施

イ 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送

ウ 避難者の障害や身体の状態に応じた保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、町は、平常時から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

オ 外国人の避難時にあつては、主要な外国語による情報揭示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化等や宗教上の違い（ハラール認定を得た食品の必要可否等）への配慮

(9) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋により、避難所の早期解消に努める。

(10) 避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

(11) 避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防など、必要な措置を講じるよう努める。

(12) 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(13) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を利用し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(14) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（車中泊等）に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(15) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行



うよう努める。

- (16) 町は、各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

## 5 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

## 6 知事への報告

町長（災害対策本部長）は、避難所を開設したときには、直ちに、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を、京都府丹後広域災害対策支部長を通じ知事に、また宮津警察署長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

# 第11 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図るため、関係機関の協力を得て、町及び京都府がそれぞれの役割に応じて連携して次のように実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

## 1 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、町と府は、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動に当たる。

### (1) 災害発生から2週間

#### ア 自宅滞在している被災者への保健活動

- (ア) 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
- (イ) 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとと

もに必要な応じた支援を行う。

イ 避難所の被災者への保健活動

- (ア) 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
- (イ) 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- (ウ) 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。
- (エ) 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

ウ 支援体制の企画・調整活動

- (ア) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- (イ) 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- (ウ) 救護所及び関係部局並びに関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- (エ) 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- (オ) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

(2) 災害発生概ね2週間以降

- ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。
- イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。
- ウ 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
- エ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

## 2 精神保健対策の実施

(1) 医療を必要とする避難者への対策

ア 精神科救護所の設置

京都府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、丹後保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

#### イ 診療情報の管理

京都府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、京都府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を丹後保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

### (2) 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

#### ア 関係者による支援組織の編成

京都府は、京都府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

(ア) 知識の普及・啓発

(イ) 巡回相談の実施

(ウ) 相談電話の設置

(エ) アルコール問題等への対応

#### イ 専門的なケアを必要とする者への支援

京都府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

## 3 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。

### (1) 自宅療養者等の避難確保

自宅療養者等に避難指示等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。

### (2) 宿泊施設等の活用

避難所の過密を防止するため、町内の宿泊施設等と避難所の協定を推進し、これらの

施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

### （３）避難所の感染防止

#### ア 滞在スペースのゾーニング

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある者、発熱・咳等がある者、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。

#### イ 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

また、避難者が発症した場合は、直ちに保健所に報告し、病院等への移送を要請する。

#### ウ 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援の際は、衛生管理を考慮した方法で実施する。

また、避難者には、手洗い、マスク等による咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

#### エ 車中泊の避難者への対策

やむを得ず車中泊の避難者が発生した場合には、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じる。

## 第12 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。

ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

## 第13 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

### 1 避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

## 2 避難所開設の期間

避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## 3 避難所開設の費用

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設トイレ等の設置費とし、災害救助法施行細則（資料編参照）に定める額の範囲内とする。

# 第14 災害救助法による福祉避難所開設基準等

## 1 対象者

高齢者、障害者、乳幼児等、避難所生活に何らかの支障をきたす者及びその家族を対象とする。

## 2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

## 3 開設期間

災害の発生の日から7日以内とする。

# 第15 新型感染症等町内感染者の発生時における対応

- 1 町は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した避難所以外にも、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 町は、防災安全課と保健課が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。なお、やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。

## 第16 学校等における避難計画

認定こども園、保育所（園）、学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

### 1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、認定こども園及び保育所（園）は、園長または所長とする。

### 2 避難の順序

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから、低学年を最初に避難させる。

### 3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあつては教頭、認定こども園・保育所（園）にあつては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

### 4 避難誘導の要領、措置

- (1) 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難は、まず、屋外運動場等広場を目標とし、状況判断の上、第2目標へ誘導する。
- (3) 避難に当たっては、充分状況判断を行った上、履物、学用品等の携行を考慮する。
- (4) 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次町教育長又は町長に報告し、町教育長は町長又は保護者に通報する。
- (5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

### 5 避難場所の設定

避難場所及び避難経路は1箇所だけでなく、状況に応じて変更できるよう、複数の候補を設定する。

なお、これらの設定に際しては、町防災計画の避難場所と以下の事項とを配慮しなければならない。

- (1) 危険物製造所等の近くでないこと。

- (2) 近辺の家屋・建築物から火災が発生しても安全性が確保されること。
- (3) 建築物等が倒壊・破損しても安全性が確保されること。
- (4) 傾斜地や埋立地でないこと。
- (5) 高圧鉄塔・高圧線等が周辺にないこと。
- (6) 深い穴、危険河川、低地、崩落しやすい急傾斜地の近くでないこと。

なお、町防災計画に準拠し、町、宮津与謝消防署、宮津警察署、自治会等と密接に連携して安全の確認に努めるとともに、避難場所等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

## 第17 二次災害の防止

地震等の災害により、宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

## 第18 広域一時滞在

### 1 京都府内における広域一時滞在

#### (1) 被災した場合

被災した場合、町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、京都府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、京都府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

また、被災した場合、町は、京都府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要等）、その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

#### (2) 協議を受けた場合

協議を受けた場合、町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

## 2 京都府外における広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求める。

## 3 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、京都府から他の都道府県からの広域一時滞在の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

## 4 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 町は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域一時滞在を受け入れた場合、町は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

## 第19 車中泊避難への対応

大規模災害発生時において、本震後の地震活動への不安やプライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合には、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

このため、町は、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。

また、避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。

さらに、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。



## 第9節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(本部事務局、観光班)

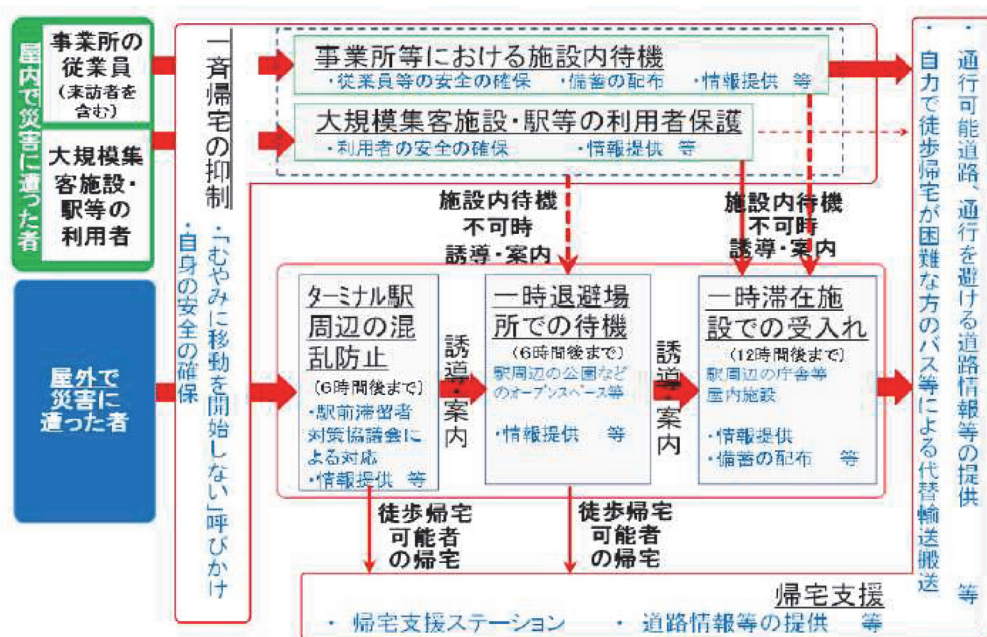
### 第1 計画の方針

町は、京都府とともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

表 大規模地震発生時の例

|                 | 発災                                                                                                | 1 h | 24 h | 72 h |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|------|
| 外出者の行動<br>想定される | <p>○安全な場所を求めて移動</p> <p>○被害状況の確認・家族の安否確認</p> <p>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</p> <p>○帰宅</p>               |     |      |      |
| 必要とされる対策        | <p>○滞留者を安全な場所へ誘導</p> <p>○災害伝言ダイヤル等の運用開始</p> <p>○災害時帰宅支援ステーションの開設</p> <p>○帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入</p> |     |      |      |

図 大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ



出典）京都府地域防災計画

## 第2 計画の内容

### 1 観光客・帰宅困難者への広報

- (1) 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- (2) 出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報
- (3) 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

### 2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

#### (1) 駅での情報提供

- ア 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難所等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- ウ 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

#### (2) 一時退避場所の開設

- ア 駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。
- イ 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

#### (3) 一時滞在施設の開設

- ア 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を一時滞在施設として開設する。  
  
施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、町は、府と連携し、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提

供することを検討する。

イ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入れを優先する。

ウ 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

### 3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して、以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

（１）水道水・トイレ等の提供

（２）地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

### 4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

町内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ、外国人観光客等への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

## 5 各機関、団体の役割

| 機 関 名              | 内 容                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供</li> <li>○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営</li> <li>○観光関係団体との連携</li> </ul>                                                                    |
| 府                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。</li> <li>○緊急速報メールによる注意喚起</li> <li>○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等）</li> <li>○避難誘導・交通規制</li> </ul> |
| 関西広域連合・隣接府県        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等）</li> <li>○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供</li> <li>○主要駅での滞留者に係る情報提供</li> </ul>                                                  |
| 近畿運輸局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管区域の総合的な交通の情報提供</li> <li>○代替輸送の速やかな認可</li> </ul>                                                                                                        |
| 鉄道事業者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供</li> <li>○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の多言語による提供</li> <li>○バスによる代替輸送手段の確保</li> <li>○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携</li> </ul>       |
| 観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供</li> </ul>                                                                                               |
| 西日本電信電話株式会社        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用</li> <li>○特設公衆電話の設置</li> </ul>                                                                                                         |
| ラジオ、テレビ等放送報道機関     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客保護・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供（府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）</li> </ul>                                                                    |
| 集客施設・駅等の事業者        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者を施設内や安全な場所で保護</li> <li>○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</li> </ul>                                                                                      |

## 第10節 食料供給計画

(本部事務局、各支部連絡調達班、炊出班、調達・輸送班)

### 第1 計画の方針

災害が発生した場合は、食料の配給、販売機構が一時的にまひ混乱を生じさせることから、日常の食料を確保できない被災者に、速やかな配給ができるよう、平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 実施責任者

実施責任者は、町長とする。

ただし、町で対処できないときは、町長は隣接市町又は京都府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

### 第3 食料供給の対象者

- (1) 避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

### 第4 食料の供給系統

- (1) 町があらかじめ指定した集配予定地（地域内輸送拠点予定地）の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る集配地（地域内輸送拠点）を定め、当該集配地（地域内輸送拠点）を経由して避難所等に輸送、供給する。
- (2) 災害の規模が甚大な場合には、京都府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該集配地（広域物資輸送拠点）を経由して、町の定める集配地（地域内物資輸送拠点）に輸送する。

なお、京都府は、町の集配地（地域内物資輸送拠点）が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届ける。

- (3) 集配地（地域内物資輸送拠点）は、設営者が近隣市町やボランティアの協力を得て管理、運営する。

## 第5 食料供給の内容

炊出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努めるとともに、通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳児への粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、高齢者など配慮を必要とする者について、適切な食料が供給されるよう努める。

## 第6 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 町長は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ、とう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 町長は、京都府丹後広域振興局長及び卸売事業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

## 第7 米穀の調達

### 1 災害時における米穀の調達

- (1) 町長は、災害が広域にわたり、町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、京都府丹後広域振興局長を経由して、知事に要請する。
- (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。
- (3) 知事からの要請を受けた政策統括官は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。
- (4) 知事又は知事の指定する者は、政策統括官からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

## 2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達及び応急配給

- (1) 町長は、給食に必要な米穀の数量を、京都府丹後広域振興局長を経由して、知事に報告する。
- (2) 知事は、(1)の報告を受けた場合、1の(2)～(4)に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、政策統括官に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- (3) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき行われる。
- (4) 政策統括官への要請は、「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行われ、知事は、政策統括官と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し、「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
- (5) 知事又は知事の指定する引取人は、政策統括官から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行う。政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(4)にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。
- (6) 町長は、政府から売却を受けた米穀については、知事の指定する場所においてこれを受領し配給を行う。
- (7) 応急配給を行う期間は、災害が発生した日から7日以内とする。  
ただし、町長が災害の事情により、その期間を延長する必要を認めたときは、京都府丹後広域振興局長と協議する。

## 第8 災害救助法による炊出しその他食品の給与

### 1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事のできない者

## 2 費用の限度

災害救助法施行細則（資料編参照）に定める額以内

## 3 給与期間

災害発生の日から7日以内とする。

なお、定められた期間を超えて炊出しその他による食品の給与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、給与期間を延長できる。

## 第9 乾パン・乾燥米飯の調達

町長は、乾パン・乾燥米飯による給食が必要と認めた場合、知事に要請し、知事より提供を受け、速やかに被災者に配給する。

## 第10 炊出しの実施

### 1 実施責任者等

被災者に対する炊出しは炊出班が当たり、炊出し施設ごとに現場責任者を定める。

現場責任者は、炊出しの状況及び配分の状況を逐一炊出班に報告する。

広報班は、これを京都府丹後広域災害対策支部長に報告する。

### 2 炊出し施設、設備の状況

炊出し予定施設は、資料編「炊出し施設、設備の状況等」のとおりとする。

### 3 協力機関等

炊出しに際しては、必要に応じ、自主防災組織、自治会及び住民等の協力を得て実施する。

### 4 炊出しの食品衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設ごとに備えつける。



## 5 副食等

副食、調味料については、可能な限り町内の販売業者から購入するものとし、不能な場合は、京都府丹後広域災害対策支部長に調達斡旋を要請する。

## 第11 米穀販売事業者等について

### 1 米穀販売事業者

町内米穀販売事業者に依頼する。

### 2 副食品販売業者

町内業者に依頼する。

## 第12 通常配給の復帰

町長は、災害時における応急配給は最小限にとどめ、可及的速やかに通常配給に復帰するよう措置する。

## 第13 家畜飼料の確保

農業協同組合等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに京都府丹後広域振興局長に調達斡旋を要請し、確保に努める。

## 第11節 生活必需品等供給計画

(本部事務局、各支部連絡調達班、調達・輸送班)

### 第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を、迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 実施責任者

#### 1 災害時における生活必需品の調達及び支給

実施責任者は、町長とする。

#### 2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、知事の補助機関として町長が実施する。

### 第3 生活必需品等の種類

#### 1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品等とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具：就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服：普段着で作業衣、婦人服、子ども服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着：シャツ、ズボン下、靴下、パンツ等の類
- (4) 身の回り品：タオル、手ぬぐい、ゴム長靴、つっかけ、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具：鍋、釜、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器：茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品：石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等の類

- (8) 光熱材料：マッチ、ローソク、乾電池、灯油等の類
- (9) 紙おむつ（大人用、子ども用）、哺乳瓶、車いす、衛生用品、女性用生理用品

## 2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、概ね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、かわら等の類

## 第4 物資の調達

### 1 災害救助法の適用を受けない場合の措置

- (1) 町長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。
- (2) 各支部の連絡調整班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

### 2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 各支部の連絡調整班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) (1) の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を京都府丹後広域災害対策支部長に要請する。
- (3) 京都府丹後広域災害対策支部長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

## 第5 物資の供給系統

- 1 町は、必要に応じて、あらかじめ指定した集配予定地（地域内輸送拠点予定地）の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地（地域内輸送拠点）を定め、当該集配地（地域内輸送拠点）を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 京都府は、発災後必要と認める場合は、直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を町の定める集配地（地域内輸送拠点）に輸送する。

また、災害の規模が甚大な場合には、京都府が調達した物資又は全国からの救援物資（京都府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、京都府があらかじめ定めた集配予定地（広域物資輸送拠点予定地）の中から、集配地（広

域物資輸送拠点)を定め、当該集配地(広域物資輸送拠点)を経由して町の定める集配地(地域内物資輸送拠点)に輸送する。

なお、町の集配地(地域内物資輸送拠点)が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や集配地(広域物資輸送拠点)から避難所等へ直接物資を届けるなど、集配地(地域内物資拠点)の代替に努める。

- 3 集配地(地域内輸送拠点、地域内物資輸送拠点)は、設営者が近隣市町や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

## 第6 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

### 1 対象者

住家の全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

### 2 品 目

第3の1に準じる。

### 3 費用の限度

災害救助法施行細則(資料編参照)に定める基準による。

### 4 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内

なお、定められた期間を超えて給(貸)与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、給与期間を延長できる。

### 5 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は、直ちに物資を仕分、梱包の上、町に輸送する。
- (3) 物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領

書を受け取る。

なお、配分に当たっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意する。

## 第7 応急復旧資材の調達斡旋

町長は、必要に応じて、知事に応急復旧資材の斡旋を要請する。

## 第8 物資の配分

調達された生活必需品等は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画をたてて、自治会長等立会いの上配分し、配分に関する記録をとる。

## 第9 生活必需品等販売業者

町内販売業者に依頼するものとする。

## 第12節 給水計画

(環境衛生班、水道班)

### 第1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

### 第2 実施責任者

飲料水供給の実施責任者は町長とし、町において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとする。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を町長に委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、京都府が市町相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

### 第3 事前措置

災害の発生が予想されるときは、事前に次の措置をとる。

- 1 配水池の満水
- 2 予備動力の点検又は確保
- 3 家庭における用水確保の措置
- 4 応急復旧工事に必要な器具、資材の点検整備
- 5 予備水源の調査
- 6 消毒薬品（次亜塩素酸ソーダ）の確保

### 第4 飲料水の確保

災害発生時に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

## 1 災害発生時に備えた事前措置

### (1) 水道施設関係

- ア 隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等について事前に協議する。
- イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは、低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講じる。
- ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- オ 事務系職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

### (2) その他

- ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平常時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。
- イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。
- ウ 飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ソーダ）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるよう、その保管場所、配置場所もよく検討する。
- エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は、いつでも使用できるようにする限り多く備える。

## 2 災害発生時の水道施設の給水源の確保

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

※ 資料編「使用可能給水源」参照

- (2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配を迅速に行う。

- (3) 停電による断水の場合にあつては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
- (4) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに京都府等関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

### 3 災害発生時のその他の給水源の確保

- (1) 京都府丹後広域災害対策支部に、給水車による浄水の供給を要請する。
- (2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、京都府丹後広域災害対策支部長にろ水機による給水を要請する。
- (3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、別表により消毒の措置をとる。
- (4) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するように広報する。

## 第5 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給する。

- 1 現地で、ろ水機により供給する。
- 2 給水車又は容器により運搬供給する。
- 3 消毒薬を投入し（基準量は、別表のとおり）、又は配布して飲料水を確保する。

## 第6 給水の要領

- 1 給水に際しては、その場所、時間等について被災の住民に周知措置を講じる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となり、給水範囲が大きいときは、必要に応じ、要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 ろ水機による場合は、先ず現地において適当な水源を必要とする。この場合、地表面から水面まで約4メートル以下位の井戸が適している（ポンプのサクシヨンの都合上）が、事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒する。井戸替えを行ったときは、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ、残留塩素が検出されてからろ水作業を行い、給水を始める。

給水の残留塩素は0.2ppm以上を確保する。



- 4 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。

給水量標準は、次のとおりとする。

表 応急給水の目標水量等

| 災害発生からの日数 | 目標水量              | 住居からの運搬距離  | 用 途                                            |
|-----------|-------------------|------------|------------------------------------------------|
| 3日まで      | 3ℓ／人・日            | 概ね1,000m以内 | 生命維持に最小限必要<br>(飲料等)                            |
| 4～10日     | 20ℓ／人・日           | 概ね250m以内   | 日周期の生活に最小限必要<br>(飲料、水洗トイレ、洗面等)                 |
| 11～21日    | 100ℓ／人・日          | 概ね100m以内   | 数日周期の生活に最小限必要<br>(飲料、水洗トイレ、洗面、<br>風呂、シャワー、炊事等) |
| 22～28日    | 被災前給水量<br>(約250ℓ) | 概ね10m以内    | ほぼ通常の生活<br>(若干の制約はある)                          |

注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

## 第7 災害救助法による飲料水の供給

### 1 対 象

災害のため、飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

### 2 費用の限度

給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則（資料編参照）の定めによる。

### 3 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

なお、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、供給期間を延長できる。

別表

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

(例) 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量は、概ね次表のとおりである（ただし注入率1mg/ℓ）。

| 井戸の口径<br>水深 | 1.0m | 1.5m | 2.0m  | 2.5m  |
|-------------|------|------|-------|-------|
| 0.5m        | 4 g  | 9 g  | 16 g  | 25 g  |
| 1.0m        | 8 g  | 18 g | 32 g  | 50 g  |
| 1.5m        | 12 g | 27 g | 48 g  | 74 g  |
| 2.0m        | 16 g | 36 g | 63 g  | 99 g  |
| 2.5m        | 20 g | 45 g | 79 g  | 123 g |
| 3.0m        | 24 g | 54 g | 95 g  | 148 g |
| 3.5m        | 28 g | 63 g | 110 g | 172 g |
| 4.0m        | 32 g | 71 g | 126 g | 197 g |
| 4.5m        | 36 g | 80 g | 145 g | 221 g |
| 5.0m        | 40 g | 89 g | 157 g | 246 g |

注) 水質の状況により注入率を増すときは、上表より算出する。

実際に井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なることから、残留塩素を確認して注入率を決めること。

## 第13節 住宅対策計画

(住宅班)

### 第1 計画の方針

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

なお、応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

### 第2 被災住宅に対する措置

#### 1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導に当たるとともに、直ちに独立行政法人住宅金融支援機構による融資に必要な認定、算定業務をあわせて行う。

#### 2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に、事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）第8条の規定により、国が、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

### 第3 応急仮設住宅

#### 1 実施責任者

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。

ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関として町長が実施する。

## 2 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行うが、町長はその補助機関として実施する。

家屋調査班が、本章第3節「通信情報連絡活動計画」に基づき調査した住家被害状況により、入居対象者となるべき者につき調査し、次の事項に該当する者を民生委員の意見を徴して選考する。

## 3 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次の範囲の者をいう。

なお、特別な事情のある者等に対して法による応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議する。

- (1) 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

## 4 規模

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

## 5 費用の限度

1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、実施主体が設定し災害救助法施行細則（資料編参照）に定める額以内

## 6 着工の期間

建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。

賃貸型応急住宅、又はその他による供与するものについては、災害発生の日から速やかに提供する。

これにより難しいときには、内閣総理大臣に協議して延長する。

## 7 供与期間

建設型応急住宅は、完成の日から2年以内とする。

賃貸型応急住宅についても、同じく原則2年とする。

## 8 既存の公的施設の利用

町は、平常時において、あらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として扱うものとする。

## 9 建設予定地の選定

町は、あらかじめ被害が予想される程度等を考慮して、応急仮設住宅建設適地を町有地等で、二次災害の危険のない場所を選定しておく。

| 番号 | 施設名                 | 所在地             | 建設戸数（戸） | 優先順位 |
|----|---------------------|-----------------|---------|------|
| 1  | 加悦小中グラウンド           | 字加悦 1 0 6 1 番地  | 166     | 4    |
| 2  | 与謝小グラウンド            | 字滝 4 6 8 番地     | 69      | 2    |
| 3  | 三河内小グラウンド           | 字三河内 1 8 5 8 番地 | 116     | 3    |
| 4  | 岩屋小グラウンド            | 字岩屋 2 7 8 番地 1  | 97      | 2    |
| 5  | 市場小グラウンド            | 字幾地 1 0 1 3 番地  | 115     | 3    |
| 6  | 山田小グラウンド            | 字下山田 1 0 番地     | 94      | 3    |
| 7  | 石川小グラウンド            | 字石川 7 4 3 番地 2  | 100     | 4    |
| 8  | 岩滝小グラウンド            | 字岩滝 4 4 3 番地    | 108     | 3    |
| 9  | 江陽中グラウンド            | 字四辻 8 9 3 番地    | 129     | 4    |
| 10 | 野田川グラウンド            | 字幾地 4 5 0 番地    | 165     | 1    |
| 11 | 岩滝グラウンド             | 字岩滝 8 7 5 番地 1  | 137     | 1    |
| 12 | 男山八幡公園グラウンド         | 字男山 1 4 6 5 番地  | 66      | 2    |
| 13 | 算所グラウンド             | 字算所 5 7 6 番地    | 34      | 2    |
| 14 | 石田農村広場              | 字弓木 2 4 8 番地    | 32      | 2    |
| 15 | 三ツ葉グラウンド            | 字三河内 9 1 3 番地   | 28      | 2    |
| 16 | 幾地さんさんパーク芝生広場       | 字幾地 1 7 2 0 番地  | 36      | 2    |
| 17 | 阿蘇シーサイドパークグラウンドゴルフ場 | 字岩滝地内           | 72      | 1    |
| 18 | 野田川わーくぱる駐車場         | 字四辻 1 6 1 番地    | 33      | 4    |
| 19 | 消防団第 6 分団駐車場        | 字温江 4 9 0 番地    | 13      | 2    |

## 10 応急住宅等の供与

応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては十分な調査を行うものとし、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

また、応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤収されるべき性格のものであるため、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

## 11 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。

この際、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

## 第4 住宅の応急修理

### 1 実施責任者

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合、自らの資力により応急修理できない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行うものとする。

ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関としての町長が実施する。

### 2 対象者

住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者で、その範囲は第3の3に準ずる。

### 3 修理部分

居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分

### 4 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則（資料編参照）に定める額の範囲内

### 5 期 間

災害発生の日から3ヶ月以内

（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）

なお、災害の規模や被災地の実態等によって、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での修理の適切な実施が困難となる場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行う。

## 第5 建設業者への依頼

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者へ依頼するものとする。

## 第6 災害廃棄物仮置場候補地

与謝野町災害廃棄物処理計画において、仮置場の設置場所の考え方は次のとおりとしている。

- ① 推計廃棄物発生量からそれを仮置きできる必要な面積が確保できること。
- ② 重機による作業ができる広さが確保できること。
- ③ 廃棄物の搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有すること。
- ④ 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。
- ⑤ 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しないこと。
- ⑥ 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保できること。
- ⑦ 避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避けること。

これらを踏まえ、公共施設からは、当面「大江山運動公園グラウンド」を仮置場の候補地としている。

また、公共施設外ではあるが、「㈱YAKIN大江山阿蘇海埋立地」についても候補地として想定しておくこととなっている。

したがって、「大江山運動公園グラウンド」だけで対応出来ない場合は、「野田川グラウンド」「与謝小グラウンド」「岩屋小グラウンド」を第2候補地とし、それでも対応出来ない場合は「㈱YAKIN大江山阿蘇海埋立地」を依頼するものとする。



## 第14節 医療助産計画

(医務班)

### 第1 計画の方針

災害により医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産について必要な事項を定める。

### 第2 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）、町が京都府に要請した場合、及び知事が必要と認めた場合には知事が行う。

### 第3 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

### 第4 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要があるときは、原則として救護班により行う。  
町は、与謝医師会と協議して、救護班の編成、派遣を依頼する。
- 2 患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）又は医療機関に移送する。

※ 資料編「町内の医療機関一覧表」参照

- 3 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。  
交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 4 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
- 5 町から京都府へ救護班の応援要請を行う場合、京都府を通じて公立病院等に応援要請をする場合、並びに空輸のための応援要請をする場合は、京都府丹後広域振興局総務防災課を通じて行う。京都府の災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて

京都府災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてで行う。

- 6 京都府は、町から応援要請があった場合又は必要と認めたときは救護班を派遣し、救護所において負傷者の応急治療を行い、重病傷者は後送病院に搬送する。

## 第5 救護所の開設

医療班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

## 第6 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 医療班は、医療及び助産に必要な資材並びに次の用紙を携行するものとする。  
○診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として、必要に応じ行うものとする。

## 第7 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医療品等の調達については、町内医療品等調達先のほか、京都府丹後広域災害対策支部と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

## 第8 災害救助法による医療基準

### 1 対象

災害のため医療の途を失った者

### 2 医療範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

### 3 費用の限度

- (1) 救護班……………使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 病院・診療所……国民健康保険の診療報酬の額以内
- (3) 施術者……………協定料金の額以内

### 4 期 間

災害発生の日から14日以内とする。

なお、定められた期間内に、災害救助法による医療を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、医療を実施する期間を延長できる。

## 第9 災害救助法による助産基準

### 1 対 象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者  
(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)

### 2 助産範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べんの後の処置
- (3) ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給

### 3 費用の限度

- (1) 救護班……………使用した衛生材料等の実費
- (2) 助産師……………慣行料金の8割以内

### 4 期 間

分べんした日から7日以内とする。

定められた分べん日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、助産を実施する期間を延長できる。

## 第15節 保健衛生、防疫計画

(医務班、環境衛生班)

### 第1 計画の方針

災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいことから、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講じる。

食品の衛生対策については、京都府等と連携して、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

### 第2 実施責任者

町長が、保健所等と協力して実施する。

ただし、町で実施できないときは、近隣市町の協力を得て、保健所にこれの実施を依頼する。

### 第3 防疫班の編成

防疫班の編成〔1班〕は、次のとおりとし、実状に応じて対処する。

- 1 医 師
- 2 看護師
- 3 医務班

### 第4 防疫の種別及び方法

#### 1 防疫の実施基準

災害時における防疫活動の実施基準は、「災害防疫実施要綱」(厚生省公衆衛生局長通知)による。

#### 2 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

### 3 そ族昆虫等駆除方法

汚染地域のそ族昆虫等の発生場所に対して薬剤を散布し、発生源の除去を実施する。

### 4 臨時の予防接種

感染症等の予防上必要があるときは、臨時に予防接種を実施する。

### 5 疫学調査及び健康診断

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に疫学調査（健康診断及び検便）を行うものとする。

なお、疫学調査の結果、必要がある場合は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」の規定による健康診断を行う。

## 第5 食品衛生活動

### 1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

#### （1）良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

#### （2）避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関してもこれに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、避難所における食品の衛生管理を行う。

#### （3）炊出しによる食事提供時における衛生確保

町等の炊出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、炊出し時における衛

生管理を行う。

## 2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

### (1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

### (2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱い」に基づき、施設改善を指導する。

## 第6 備蓄資材等

### 1 防疫用薬品

クレゾール石けん液、カルキ、次亜塩素酸ソーダ液、逆性石けん液、DDVP含有製剤等、環境衛生班において平常時から備蓄している薬品等を使用する。

### 2 防疫用機械の配置

防疫用機械の配置は、次のとおりである。

| 防疫用機械名    | 台 数 | 配置先          |
|-----------|-----|--------------|
| スイングフォッグ等 | 2   | 与謝野町役場 野田川庁舎 |

## 第7 家畜伝染性疾病的の予防

災害発生に伴う家畜伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）の規定に基づき、京都府丹後家畜保健衛生所と協力し、検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

## 第8 家庭動物の保護及び収容対策

### 1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、京都府、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

### 2 実施方法

- (1) 放浪している動物を保護し、収容する。
- (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時的に預かる。
- (4) 被災動物の情報（同行避難した動物数等）を収集する。
- (5) 飼養されている動物に餌を配布する。
- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講じる。
- (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

## 第16節 被災者救出計画

(本部事務局、各消防分団班)

### 第1 計画の方針

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護について定める。

### 第2 実施責任者

町長が、宮津与謝消防組合と連携し、実施する。

ただし、町で対処できないときは、近隣市町又は京都府及び宮津警察署に実施又は要員、資機材の応援を要請する。

### 第3 救出の対象者

救出は、次の状態にある者に対して行う。

なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく、必要に応じて実施するものとする。

#### 1 災害のため、概ね次のような生命身体が危険な状態にある者

- (1) 火災時に火中にとり残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
- (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
- (4) 山津波あるいは雪崩により生埋めになった場合
- (5) 船舶が遭難し、乗客等の救出が必要な場合
- (6) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合

#### 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者(以下「安否不明者」という。)



## 第4 救出の方法

- 1 救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに町役場又は警察官若しくは消防職（団）員に通報する。
- 2 救出要員は、消防職（団）員をもってこれにあてる。
- 3 救出に必要な車両、舟艇その他の機材は、あらかじめ整備しておくものとする。
- 4 安否不明者の搜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。

## 第5 関係機関への要請

消防職（団）員の救出班のみでは救出困難の場合は、京都府丹後広域災害対策支部、宮津警察署、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じて、知事に自衛隊の派遣を要請する。

## 第6 活動拠点の確保

町は、関係機関の部隊の展開、宿営等のための活動拠点を確保する。

## 第7 資機材等の調達等

救出等に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

町は、必要に応じ、民間事業者等からの協力により、救出等のための資機材を確保する。

## 第8 活動の調整

町は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン等と連携しながら、総合調整を行う。

関係機関は、町による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどにより、綿密な活動調整を行うものとする。

## 第9 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第10 災害救助法による救出の基準

### 1 対 象

- (1) 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

### 2 費用の限度

災害救助法施行細則（資料編参照）で定める額以内

### 3 救出の期間

災害発生の日から3日以内

なお、期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。

## 第17節 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画

(本部事務局、住民班、環境衛生班)

### 第1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処置、埋火葬の実施に関する計画を定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。知事が災害救助法により職権の一部を委任した場合も同様に町長が実施する。

ただし、町で対処できないときは、町長は、隣接市町又は京都府に応援を要請する。

### 第3 遺体の搜索

#### 1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者。

#### 2 搜索の実施

町長が、宮津与謝消防組合、宮津警察署及び宮津海上保安署に協力を要請し、搜索を実施する。また、必要により、地域住民の協力を得る。

#### 3 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、京都府丹後広域災害対策支部及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

#### 4 機材の借上

町長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

## 5 遺体の身元確認

時間帯によっては、外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

また、外国人のうち、旅行者等で住民登録の対象外の者については、直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

## 第4 遺体の処置

### 1 実施方法

遺体の処置は、町長が宮津警察署及び宮津海上保安署に協力を要請して実施する。

また、必要に応じ、町内の医師等の協力を求める。

### 2 処置の内容

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体の処置を行う。

#### (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体の身元確認、腐敗の防止等のための処置であり、町が処置場所を借上げ、原則として、救護班により実施し、遺体の撮影等の措置を行う。

#### (2) 遺体の一時安置

遺体の身元確認、腐敗の防止等のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合は、町長はあらかじめ遺体安置場所予定地として指定した体育館、運動場、公園等の公共施設に安置する。

なお、避難所との重複を避け、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れて安置する。

### (3) 検 案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは「刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年6月22日法律第34号）」、「検視規則」、「死体取扱規則」又は「海上保安庁死体取扱規則」等の諸規程に基づき、検視その他所要の措置を行う。

### 3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届出をし、検視後に遺体の処置に当たる。

### 4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡の上、遺体を引渡すものとする。

## 第5 遺体の埋火葬

### 1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない遺体

### 2 埋火葬の実施

埋火葬の実施は、町が行う。知事が災害救助法により職権の一部を委任した場合も同様に町長が実施する。

また、直接、土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に現物給付をもって支給する。

なお、埋火葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
- (2) 事故死等による遺体については、宮津警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
- (3) 身元不明の遺体については、宮津警察署に連絡し、その調査に当たる。
- (4) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人と

しての取扱いによる。

(5) 埋火葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

### 3 火葬場の状況

町の火葬場は、次のとおりである。

| 所在地 | 名 称   | 処理能力 | 備 考     |
|-----|-------|------|---------|
| 岩 滝 | 阿蘇霊照苑 | 9 体  | 3 基×3 回 |

## 第6 災害救助法による基準

### 1 遺体の搜索

#### (1) 対 象

行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象となる。

なお、災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

#### (2) 費用の限度

舟艇その他搜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

#### (3) 期 間

災害発生の日から10日以内

### 2 遺体の処理

#### (1) 対 象

災害の際、死亡した者

#### (2) 処理内容

ア 遺体洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検 案

(3) 費用の限度

ア (2) のアについては、災害救助法施行細則（資料編参照）で定める額以内

イ 遺体の一時保存で、既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、  
既存建物を利用できない場合は、1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金以内

(4) 処理の期間

災害発生の日から10日以内

### 3 遺体の埋葬

(1) 対 象

災害により死亡した者

なお、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

(2) 埋葬の範囲

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（資料編参照）で定める額以内

### 4 期 間

災害発生の日から10日以内

## 第18節 障害物除去計画

(土木班、住宅班、環境衛生班)

### 第1 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに、交通路の確保を図る対策について定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長が実施する。

また、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

なお、町で対処できないときは、隣接市町又は京都府に実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

### 第3 道路関係障害物除去

- 1 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。
  - (1) 一般国道（指定区間）：京都府丹後土木事務所
  - (2) 京都府が管理する一般国道（指定区間外）及び府道：京都府丹後土木事務所
  - (3) 町道：町
- 2 除去の方法は、崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- 3 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、宮津警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。
- 4 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、京都府丹後土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

### 第4 住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準）

#### 1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもっ



てしては当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保することができない者

## 2 除去対象数

障害物除去対象者の選定は、町が行い、その全てを除去対象数とする。

## 3 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、災害救助法施行細則（資料編参照）に定める額の範囲内とする。

## 4 実施期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとし、町長はその結果を京都府へ報告する。

## 第19節 廃棄物処理計画

(環境衛生班)

### 第1 計画の目的

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全を図る対策について定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。

ただし、被害が激甚のため実施できないときは、隣接市町からの応援を得て実施するが、知事に連絡し、必要な斡旋を求めるものとする。

### 第3 平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

#### 1 し尿収集車

| 車 別    | 種 別 | 所有者       | 台 数 | 積 載 量  | 備 考 |
|--------|-----|-----------|-----|--------|-----|
| バキューム車 | 中 型 | 野田川衛生プラント | 4 台 | 3,000ℓ |     |

#### 2 し尿処理施設

| 名 称       | 所 在 地         | 処理能力   | 電話番号    |
|-----------|---------------|--------|---------|
| 野田川衛生プラント | 与謝野町石川7001番地4 | 41kℓ/日 | 42-2242 |

#### 3 ごみ収集運搬車

| 車 別      | 種 別 | 台 数 | 積載量 | 所 有 者  | 備 考 |
|----------|-----|-----|-----|--------|-----|
| パッカー     | 中型  | 5 台 | 3 t | おのえ(株) |     |
|          |     | 1 台 | 2 t |        |     |
|          |     | 4 台 | 1 t |        |     |
| 普通車(ダンプ) | 中型  | 2 台 | 2 t |        |     |

## 4 ごみ処理場

| 名 称              | 所 在 地     | 処 理 能 力                                            |
|------------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 宮津与謝<br>クリーンセンター | 宮津市須津32番地 | 焼却処理（30t/日）<br>バイオガス化（20t/日）<br>上記以外及びリサイクル（13t/日） |

## 第4 災害時の措置

### 1 し尿の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急に汲取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

#### （1）情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

#### （2）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

#### （3）消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮する。

#### （4）汲取りの制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として、便槽容量の3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。

浄化槽汚泥についても同様の措置をとる。

#### (5) し尿の処分

し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、迅速に応急復旧を行うとともに、必要に応じ近隣市町長の承諾を受けて当該市町のし尿処理施設で処分する。

#### (6) 京都府等への応援要請

ア し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援要請する。

イ 近隣市町で応援体制が確保できない場合には、京都府に対して、広域的な支援の要請を行う。

### 2 ごみ及び廃棄物の収集処理

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、災害廃棄物として、宮津与謝クリーンセンターで処理を行う。

処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物が発生した場合は、生活圏から速やかに移動させ、一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいときに処理施設での処理等が円滑に進むよう、災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場を設置して対応を行う。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

#### (1) ごみ及び廃棄物の発生量の把握

ごみ発生量の把握は、処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等を把握する。

#### (2) 収集順位

保健衛生上の点から、次のものを優先して収集する。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

ウ 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物の処理ルート確保を図る。

### (3) 処理方法

ア 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。

イ 大量に出るごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じて、あらかじめ選定しておいた運搬上、保健衛生上等適当と思われる場所を仮置き場として使用するほか、露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行い、処理施設や仮置き場に被災者が直接持ち込むことも可能とする。

ウ 可燃性、不燃性、資源ごみ、大型ごみは、処理施設に運搬し、適正処分を行う。

エ 食物の残廃棄を優先的に収集する。

オ 廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、京都府に支援を要請する。

カ 応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物や家電リサイクル法に該当する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

## 3 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに京都府関係機関へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階において、その状況を別に定められた様式により、保健所等を経由し文書で報告する。

## 4 ボランティア等との連携

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

## 第20節 文教対策計画

(援護班、学校教育班、養護班、炊出班)

### 第1 計画の方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

### 第2 実施責任者

- 1 町立の幼稚園、保育園（所）及び小・中学校の応急教育、並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長が行う。
- 2 各学校等の災害発生の場合に伴う適切な措置は、学校長、園長、所長が行う。
- 3 私立の幼稚園、認定こども園及び保育所については、当該施設の園長又は所長が行う。

### 第3 事前準備

- 1 学校（園、所）長は、学校（園、所）の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき、明確な計画を立てておく。
- 2 教職員、保育士は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合、学校（園、所）長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 学校行事、会議、出張等を中止すること
  - (2) 児童生徒等の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者との連絡方法を検討すること
  - (3) 町教育長、町、宮津警察署及び保護者への連絡網の確認を行うこと
  - (4) 勤務時間外においては、学校（園、所）長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

### 第4 情報の収集・伝達

#### 1 発災情報の把握

本編 第2章第1節「気象等予報計画」により、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

## 2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、本章第3節「通信情報連絡活動計画」により、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について、被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき、災害に対する所要の応急措置を講じられるよう、必要な情報の伝達を行う。

災害により、固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集・伝達に努める。

## 第5 施設・設備の緊急点検、安全対策

### 1 施設・設備の緊急点検

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な措置を講じる。

### 2 学校等における安全対策

#### (1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

#### (2) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

#### (3) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により、速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

## 第6 休校等の措置

### 1 休校措置

#### (1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校（園、所）長は、町教育長及び民生部長と協議し、必要に応じて、休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、園児、低学年児童については教職員が地区別に付き添うものとする。

#### (2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、町デジタル防災行政無線又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地区長等に伝達し、有線放送により徹底を図る。

#### (3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校（園、所）長は、町教育長及び民生部長と協議し、決定するものとする。

### 2 避難等

幼稚園、認定こども園、保育園（所）、学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して、本章 第8節「避難対策計画」の第16に定める計画に基づいて、各学校（園、所）であらかじめ定めた計画により避難する。

## 第7 学校（園、所）施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法によるものとする。

### 1 被害が軽少なとき

速やかに応急修理をして授業を行う。

### 2 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足するときは二部授業とする。



### 3 被災学校（園、所）の大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用する。

### 4 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

### 5 復旧後の措置

復旧の後には、授業時間及び休業日の変更又は振替授業等、適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止等に努める。

## 第8 教科書及び学用品の調達並びに支給

### 1 調達方法

#### （1）教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、京都府教育委員会に報告するとともに、指示に基づき、教科書供給書店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、他の市町に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

#### （2）学用品の調達

学用品については、京都府教育委員会より送付を受けたものを配布するほか、京都府教育委員会の指示により調達する。

### 2 給与対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者

### 3 給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

### 4 支給品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具——ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- (3) 通学用品——運動靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム靴等

## 第9 教科書及び学用品の給与の費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

## 第10 災害救助法による学用品の給与基準

### 1 対 象

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童生徒

### 2 学用品の品目

#### (1) 教科書及び教材

教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材

#### (2) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

#### (3) 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品

(4) その他学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

**3 費用の限度**

(1) 教科書及び教材

実 費

(2) 文房具、通学用品及びその他学用品

災害救助法施行細則（資料編参照）で定める額以内

**4 期 間**

(1) 教科書及び教材

災害発生の日から1ヶ月以内

(2) 文房具、通学用品及びその他学用品

災害発生の日から15日以内

**第11 学校給食対策**

町教育委員会は、応急的な給食の必要があると認めるとき、防災安全課及び京都府丹後広域災害対策支部並びに関係機関と協議の上、応急配給を実施する。

**第12 その他**

**1 教職員の確保**

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、京都府教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員確保に努める。

**2 児童生徒等の健康管理等**

(1) 災害の状況により、被災学校（園、所）の児童生徒等に対し、感染症予防接種及び健康診断を保健所に依頼し実施する。

- (2) 被災した児童生徒に対しては、その被災状況により京都府及びボランティアの協力により、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。
- (3) 避難所となった学校等において、事前に決められた場所で救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用する。

### 3 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

### 4 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じ、その円滑な実施のため適切な措置を講じる。

### 5 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等、その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

### 6 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し、本部事務局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど、円滑な活動が行われるよう努める。

## 第21節 輸送計画

(人事・車両班、土木班)

### 第1 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を実施するための対策について定める。

### 第2 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、町長の指示に基づき、災害対策本部のそれぞれ応急対策を実施する各部・班において行うものとする。

ただし、災害が激甚のため、災害対策本部において確保することが困難な場合は、京都府及び関係機関の応援を求めて実施する。

### 第3 輸送の対象等

#### 1 輸送の対象

##### (1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための搬送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の搬送

##### (2) 医療及び助産の場合

- ア 救護班によることができない場合において、患者を基幹災害拠点病院等への搬送
- イ 救護班に属する医師、助産婦、看護師等の搬送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の搬送

##### (3) 災害にかかった者の救出の場合

- ア 救出された被災者の搬送
- イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送

##### (4) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資

材等の輸送

(5) 死体の搜索の場合

死体の搜索に必要な人員及び資材の輸送

(6) 遺体の処置の場合

ア 遺体の処置等のために必要な人員、資材等の輸送

イ 遺体の移送の場合

(7) 救済用物資の整理及び配分の場合

ア 被服、寝具、その他生活必需品の輸送

イ 学用品の輸送

ウ 炊出し用食料品、調味料、燃料の輸送

エ 医薬品、衛生材料の輸送

## 2 輸送順位

(1) 人員の搬送

災害によって優先搬送される人員は、災害対策本部員、消防団員、応急措置を行う要員、救出された被災者等

(2) 物資の輸送

物資輸送については、京都府丹後広域災害対策支部及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食料、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

## 第4 輸送力の確保

### 1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については、総務部人事・車両班が行うが、各部・班のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は知事に対し調達の斡旋を求めるものとする。

この場合、借上げ手続き、その他必要事項は人事・車両班が措置し、施設班が協力するが、概ね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

## 2 町有車両の状況

※ 資料編「町有車両の状況」参照

## 3 輸送力の確保についての協力要請

人事・車両班においては、救助物資等の輸送に万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講じるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 宮津海上保安署
- (2) 北近畿タンゴ鉄道(株)
- (3) 日本通運(株)
- (4) 丹後海陸交通(株)

## 4 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) トラック、バス等による輸送
- (2) 船舶、舟艇等による輸送
- (3) 鉄道等による輸送
- (4) 航空機、ヘリコプター等による輸送
- (5) 人力等による輸送

## 5 人力による輸送の場合

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて、賃金職員等を臨時に雇用し、人力による輸送を行う。

## 6 ヘリコプター等による輸送の場合

(1) 地上輸送がすべて不可能の場合又は輸送の急を要するもの等の場合には、直ちに京都府丹後広域災害対策支部長を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

(2) 災害対策用ヘリコプター離着陸場の整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害用ヘリコプター離着陸場を設定する。

※ 資料編「災害用ヘリコプター離着陸場」参照

## 第5 緊急通行車両の取扱い

### 1 確認をする対象

災対法第76条の規定に基づき、緊急通行車両として確認の対象となるものは、概ね次に掲げる事項に従事する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 被害児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項



## 2 緊急通行車両の確認申請

(1) 災対法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請書(資料編参照)に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、京都府警察本部交通規制課長、高速道路警察隊長又は警察署長に提出し、標章(様式第1号)及び緊急通行車両確認証明書(資料編参照)の交付を受ける。

(2) 緊急事案により通行する車両の例外措置

緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に緊急通行車両等確認申請書の提出手続がとれない場合には、この正規の手続をとる必要はない。

## 第6 災害救助法による輸送基準

### 1 対 象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の搜索、遺体の処置、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費

### 3 期 間

当該救助の実施が認められる期間以内

様式第1号

緊急通行車両の標章

登録(車両)番号

緊急

有効期限  年  月  日

15cm

21cm

- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

## 第22節 道路交通対策計画

(本部事務局、土木班)

### 第1 計画の方針

災害時において、交通の途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全と円滑な確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

### 第2 実施責任者

#### 1 町 長

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行う。

#### 2 交通の規制

交通の規制は、次の区分により行う。

##### (1) 京都府丹後土木事務所長

ア 災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、知事管理道路においては京都府丹後土木事務所長が通行規制を行う。

イ 災害による道路の破損欠かい、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、京都府丹後土木事務所長が通行の禁止及び規制を行う。

##### (2) 京都府公安委員会及び警察署長

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）に基づき、京都府公安委員会又は宮津警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合、当該道路につき区間又は場所を定めて歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

### 第3 実施方法

#### 1 道路、橋梁等の応急措置

(1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊

土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。

- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

## 2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に、道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設部施設班を中心に調査班を編成し、調査するものとする。
- (3) 調査班は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無、その他被害状況を関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等の道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

## 3 交通規制

### (1) 交通規制の実施

道路管理者及び宮津警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

また、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。

なお、港湾管理者においても、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、港湾管理者は自ら車両の移動等を行うことができる。

## (2) 標識の設置等

道路管理者又は宮津警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に応じ警察官等が現地において指導する等の措置を講じる。

## (3) 連絡等

道路管理者及び宮津警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について、相互に連絡、把握しておくものとする。

## (4) 措置命令等

### ア 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

### イ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

## (5) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行規制などが行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

## 4 交通処理

(1) 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。

(2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。

(3) 道路の中央付近に放置されている車両は、手段をつくして、道路の左側に移動する。

(4) 混乱している交差点では、近くの公園、空き地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるよう努める。

- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者の協力を求めるなど、適切な措置をとる。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対して、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先して誘導する。
- (9) 避難誘導等に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。
- (10) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (11) 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。

## 第23節 道路除雪計画

(土木班)

### 第1 計画の方針

豪雪に際して、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など住民の協力を得て迅速かつ適確な除雪作業を実施し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送等の円滑化を図るとともに、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努める。

### 第2 除雪対策組織

#### 1 除雪本部の設置

積雪が40センチメートル以上となり、なお降雪が続くか、又は大雪のおそれが見込まれ、道路交通に支障が生ずるおそれがあるときは、町に「与謝野町除雪本部」を設置し、道路除雪、雪崩防止等について必要な対策を実施する。

除雪本部は、防災安全課、建設課で構成するものとする。

ただし、累年ない豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切換え必要な対策を実施する。

#### 2 平常時の体制

平常時の道路除雪については、建設課が担当する。

### 第3 京都府及び隣接市町との連絡

主要道路を確保するため、建設課は、京都府丹後広域振興局、京都府丹後土木事務所及び隣接市町と密接に連絡し、計画的な道路除雪を実施する。

### 第4 除雪路線の緊急順位

#### 1 国道及び府道

国道及び府道については、京都府が実施するが、町は、京都府の除雪計画における国道及び府道の補完的除雪作業を行う。

## 2 町 道

次のとおり、緊急順位を設ける。

- (1) 学校、幼稚園等公共施設へ通じる最重要路線及び消防上必要な路線
- (2) 交通上重要な路線若しくは産業道路
- (3) その他の町道

## 第5 除雪機械の配置

- 1 町所有の除雪機械は、資料編「除雪機械の配置」のとおりとする。
- 2 民間借上可能業者の所有する除雪機械は、資料編「除雪機械の配置」のとおりとする。
- 3 府への斡旋の依頼

町長は、1の機械のみでは除雪が不可能な場合は、丹後広域振興局長（丹後広域雪害対策本部長）に除雪機械の斡旋を依頼する。

## 第6 消防団の出動と住民の除雪

緊急に除雪を行うため必要があるとき、建設課は防災安全課を通じ、消防団長及び各区長に連絡し、消防団の出動並びに住民の協力を要請する。

## 第7 その他

建設課長は、毎年積雪前に「降雪・豪雪に対する道路除雪計画書」を作成し、町長に提出するとともに関係者と協議する。



## 第24節 危険物等応急対策計画

(本部事務局、各消防分団班)

### 第1 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて本章第3節「通信情報連絡活動計画」、第6節「消防計画」、第16節「被災者救出計画」、第38節「突発的大事故に対する災害応急対策計画」等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。

ただし、町で対処できないとき、町長は、隣接市町及び京都府並びに関係機関に応援を要請する。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物製造所等応急措置計画

- (1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

- ア 消防機関への通報
- イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- ウ 付近住民等に対する広報活動
- エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- オ 避難誘導及び群衆整理
- カ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- キ 危険物火災の特性に応じた消防活動
- ク 危険物の除去

## 2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1) の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
  - ア 在置火薬類に関する情報収集
  - イ 消火活動
  - ウ 注水その他の延焼防止活動
  - エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
  - オ 警戒区域の設定及び交通規制
  - カ 飛散火薬類等の検索回収
  - キ 二次爆発の防止措置
- (4) 災害のため、自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、京都府公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

## 3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- (1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- (2) 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて、次の措置を講じる。
  - ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
  - イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
  - ウ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
  - エ 漏えい防止作業
  - オ 注水及び消火活動

- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群衆整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の措置をとる。

- ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

#### 4 毒物劇物保管施設措置計画

##### (1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。

##### (2) 緊急措置

保健所(又は警察署)は、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

#### 5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限

- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

#### 第4 流出油防除資器材等備蓄一覧

※ 資料編「流出油防除資器材等備蓄一覧」参照

## 第25節 鉄道施設応急対策計画

(本部事務局、広報班、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAINS 株式会社)

### 第1 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して、輸送業務の早期復旧を図る。

### 第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社の計画

#### 1 計画の方針

災害が発生した場合には、会社の「安全方針」に規定するとおり、乗客等の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧及び事業再開を図る。

#### 2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、宮津本部内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。

- (1) 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき
- (2) 死傷者を生じ又は車両の脱線が生じたとき
- (3) 上記以外で特に必要と認めたとき

#### 3 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、機材について、次のとおり協力を要請する。

| 部外機関名   | 担 当 者                      |
|---------|----------------------------|
| 自 衛 隊   | 総務部長（ただし、要請は、社長が知事に対して行う。） |
| 警 察 署   | 関係部長、関係現場長                 |
| 消 防 署   | 関係部長、関係現場長                 |
| 町       | 関係部長、関係現場長                 |
| 医 療 機 関 | 関係課長、関係現場長、乗務員             |
| 輸 送 機 関 | 関係部長、関係現場長                 |
| 関 係 業 者 | 関係部長                       |

## 第26節 通信・放送施設応急対策計画

(本部事務局、広報班)

### 第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

放送施設については、災害時において施設に支障のある時は、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。放送機がすべて故障し、また、演奏所が使用不能に陥った時は、臨機の措置をとる。

### 第2 通信施設応急対策計画の内容

(西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ関西、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

#### 1 設備及び回線の応急復旧措置

(1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、各社の災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(2) 回線の復旧順位は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1順位 | 気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第2順位 | ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体          |
| 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの                                                                  |

#### 2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため、営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに、当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法により、速やかに業務の開始を図るものとする。

### 第3 放送施設応急対策計画の内容

(日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送)

1 放送施設に支障があるときは、所定の計画に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は、次の事項を考慮し、適宜な措置を講じる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社N T T ドコモ関西関係への回復要請



## 第27節 電力供給・上下水道施設応急対策計画

(本部事務局、広報班、水道班、下水道班、関西電力送配電株式会社)

### 第1 電力供給施設応急対策計画

#### 1 計画の方針

電力供給施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

#### 2 計画の内容

##### (1) 非常災害前の対策

###### ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため、諸施設の災害予防について対策を講じる。

変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは、速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講じる通信設備については、予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

###### イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

###### ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに、連絡方法を再確認する。

請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。

災害の規模に応じて、他電力会社との相互協力体制を確立する。

##### (2) 非常災害発生時の対策

###### ア 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

###### イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において、被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、

適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により、被害状況復旧見込等の周知を行う。

#### ウ 被害の復旧

非常災害対策本部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は、原則として、あらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況、復旧の難易等を勘案の上、道路管理者とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、各社の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、京都府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

### (3) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

## 第2 上下水道施設応急対策計画

### 1 水道施設

#### (1) 被害状況の収集及び伝達

水道班は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、広報班により関係機関に迅速に伝達する。

#### (2) 支援要請等

水道班は、人員、資機材が不足する場合、本部事務局により速やかに相互応接協定等に基づく支援要請や、京都府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、下水道班等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

#### (3) 災害広報

広報班等は、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

## 2 下水道施設

### (1) 被害状況の収集及び伝達

下水道班は、災害の発生時に、管渠についての被災状況を早急に調査し、広報班により関係機関に迅速に伝達する。

### (2) 災害広報

下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用を停止するよう周知する。

### (3) 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。

併せて、流域下水道施設を管理している京都府と連携を図り、早急な下水道機能の回復に努める。

また、必要に応じ、避難所等においてマンホールトイレを設置する。

## 第28節 農林関係応急対策計画

(農業班、林業水産班、農林施設班)

### 第1 計画の方針

各種災害に対して、農林産物の被害を最小限に止めるための方策について定める。

### 第2 計画の内容

各種災害に対して、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、京都府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、京都府農林水産部、J A京都等との連携により、次の対策を実施する。

- 1 雪害及び寒干害対策
- 2 晩霜と低温障害対策
- 3 春季高温障害対策
- 4 春季長雨障害対策
- 5 ひょう害対策
- 6 長梅雨及び水害対策
- 7 夏季低温・日照不足対策
- 8 風水害対策
- 9 農林水産施設等応急対策

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するため、次のような応急対策を進める。

#### (1) 耕地、農業用施設

ア 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置の実施を促し、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を、町及び丹後広域振興局に速やかに報告する。

イ 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

ウ 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて  
 応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ 近畿農政局は、耕地復旧の応急対策として、次の機械を貸し付ける。

（ア）機械の種類

排水機（エンジン付）

（イ）貸付対象

災害の応急復旧を行う地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合  
 連合会

（ウ）機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 （075-641-6391）

## （2）林業用施設

ア 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、  
 二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

イ 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性  
 があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施す  
 る。

ウ 施設ごとの被災状況に基づき、関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高い  
 ものから適切な復旧対策措置を講じる。

## （3）畜産施設

ア 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい  
 死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡する  
 とともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

イ 家畜保健の関係機関は、家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、  
 家畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止  
 する措置を講じる。

ウ 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を  
 得る。

(4) 治山施設

ア 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、町、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

イ 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

ウ 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

## 第29節 労務供給計画

(人事・車両班)

### 第1 計画の方針

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき労働力を確保するための措置について定める。

### 第2 実施責任者

労働者の雇上げは、町長の指示により、災害対策本部の各部・班において行うものとする。

### 第3 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の搜索
- 6 遺体の処置
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

### 第4 労働者の雇上げ

町だけでは要員の不足が生じたときは、次の事項を付し、京都府を通じ、京都労働局へ要請し、人員の確保を図る。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 労働者が従事する地域
- 5 労働者の輸送方法

6 その他必要な事項

**第5 費用の負担**

労働者の賃金は、地域における通常の実費とする。



## 第30節 自衛隊災害派遣要請計画

(本部事務局)

### 第1 計画の方針

自然災害その他の災害に際し、住民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等を定める。

### 第2 災害派遣要請基準

- 1 町長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び京都府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるとき、京都府丹後広域災害対策支部長を通じて、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うよう依頼する。
- 2 町長等は、人命救助等のため緊急を要し、京都府丹後広域災害対策支部長を通じて知事に派遣要請を行うように求めるいとまがないときに限り、直接自衛隊に対し要請の連絡をすることができる。

この場合、町長等は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

### 第3 災害派遣要請要領

#### 1 要請事項及び要領

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めようとするときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に求める。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

## 2 受入体制

町長は、災害派遣を受けようとするとき、本部事務局により次の事項を確立する。

- (1) 派遣部隊との連絡に当たるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- (2) 派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- (3) 派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。
- (4) 部隊集結位置、ヘリポート、駐車場等を確保する。

## 3 派遣要請先

|       | 部隊名      | 所在地            | 電話番号                                      |
|-------|----------|----------------|-------------------------------------------|
| 陸上自衛隊 | 第7普通科連隊長 | 福知山市天田堀        | 0773(22)4141(内線 235)<br>夜間(内線 302)        |
| 海上自衛隊 | 舞鶴地方総監部  | 舞鶴市余部下 1190 番地 | 0773(62)2250(内線 2548)<br>夜間(内線 2222、2223) |

## 4 京都府知事への報告

本部事務局は、派遣部隊が到着したとき、京都府丹後広域災害対策支部長を通じて知事に報告する。

# 第4 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

## 1 被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第7普通科連隊長等が必要と認めたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

## 2 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### 3 遭難者の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

### 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

### 5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

### 6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

### 7 応急医療、救援及び防疫

被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。

ただし、薬剤等は、通常関係機関より提供を受け使用する。

### 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて、上級司令部に上申要請して行う。

### 9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

### 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

## 11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

## 12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を行う。

## 第5 使用器材、資材等の準備

町長は、自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の必要なものは、あらかじめ準備する。

また、諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮する。

## 第6 経費の負担区分

町は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

ただし、町において負担することが適当でないものについては、京都府が負担するものとする。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

## 第7 撤収の要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったとき、速やかに文書をもって京都府丹後広域災害対策支部長を通じて知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

## 第31節 職員派遣要請計画

(本部事務局、人事・車両班)

### 第1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため、技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣の斡旋について定める。

なお、京都府は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて府内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、町は、京都府から要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。

さらに、応援職員の受入れの際は感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮するとともに、応援職員を派遣する際は、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 第2 他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において、他の市町村等の応援を受けようとするとき、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

また、災対法第68条により、知事に対して応援を要請することができる。

その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 災害の状況、応援を要請する理由
- 2 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職員の職種別人員数
- 4 応援を必要とする場所及び期間
- 5 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- 6 その他職員の応援について必要な事項

### 第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災対法第30条第1項及び第2項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

町長が直接派遣を要請する場合（災害対策基本法施行令第15条）及び町長が知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合（災害対策基本法施行令第16条）は、ともに次の事項を記載した文書により行う。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

### 第4 派遣職員の受入れ体制等

#### 1 受入体制の確立

町長は、職員の派遣を受け入れようとするときは、次の事項を確立するものとする。

- （1）派遣職員との連絡に当たるため、あらかじめ連絡員を指名する。
- （2）派遣職員の宿泊所等を準備する。
- （3）作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣職員と作業について協議する。

#### 2 報 告

町長は、派遣職員が到着したとき、京都府丹後広域災害対策支部長を通じ知事に報告するものとする。

### 3 派遣職員の活動

派遣職員の活動は、概ね次の内容とする。

- (1) 災害調査及び被害予測
- (2) 復旧のための技術指導

### 4 機材等の準備

町は、派遣職員で保有する使用可能機材等以外の作業実施に必要なものについて準備する。

### 5 活動経費

派遣職員の活動に要する次の経費については、原則として、町が負担するものとする。

- (1) 派遣職員の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
- (2) (1) に該当するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

### 6 撤 収

町長は、派遣職員の目的を達成したとき、又は必要なくなったときは、速やかに当該関係機関の長に対し、職員の撤収を文書により要請する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

また、京都府丹後広域災害対策支部長を通じて、撤収の旨を知事に報告する。

## 第32節 義えん金品受付配分計画

(財政班、各支部連絡調達班、調達・輸送班、救助班)

### 第1 計画の方針

被災者に寄贈される義えん金品について、受付及び配分方法等を定める。

### 第2 義えん金品の受付

- 1 町、京都府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受付を行い、受付期間は概ね災害発生の日から1ヶ月以内とし、必要に応じて延長する。
- 2 町における義えん金品の受付は、民生部救助班において行う。
- 3 義えん物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。

### 第3 町における義えん金品の保管

- 1 救助班は、義えん金品の収支を明らかにする帳簿を備えつける。
- 2 義えん金品は、適正に保管する。

### 第4 町における義えん金品の配分

町で受け付けた義えん金品は、救助班が受け入れ、その配分を担当する。

義えん金品の配分に当たっては、義援金配分委員会が決定し、義えん金品の額等、災害の種類、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を柔軟に対応する。

また、必要に応じ、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

### 第5 義えん金品受付、配分結果の報告

義えん金品の受付配分状況を取りまとめるため、受付及び配分事務を終了したときは、直ちに次の様式により、町内での災害にあってはその結果を町長に、町以外での災害にあっては知事に報告する。

※ 資料編「義援金受付状況報告、配分結果の報告、義援金領収書の様式」参照



## 第33節 社会福祉施設応急対策計画

(援護班)

### 第1 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保、及び被災施設の復旧について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機関、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

#### 2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき、日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

#### 3 避難措置等

(1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき、職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て、敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。

(2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休園とする。

ただし、必要に応じて、要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

#### 4 防災関係機関との連携

施設長は、町等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ、関係機関の指導、連携のもと、組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

#### 5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるように非常災害支援協定を締結する。

### 第3 施設の復旧

#### 1 町営の施設

被害状況の報告を待って、町が実施する復旧等について指導助言を行う。

#### 2 私営の施設

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

#### 3 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言を行うものとする。

この場合、施設長は、措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

#### 4 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

## 第34節 要配慮者及び外国人に係る対策計画

(援護班)

### 第1 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、要配慮者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

このため、災害時要援護者支援プランに即して対応する。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

### 第2 計画の内容

#### 1 実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、町及び京都府がそれぞれの役割に応じて実施する。

#### 2 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、京都府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

(2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

### 3 高齢者に係る対策

- (1) 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、町は、京都府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- (2) 町は、京都府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資（おかゆ、大人用紙おむつ等）の迅速な調達、提供に努める。
- (3) 町は、京都府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。  
また、高齢者のうち重度要介護者については、京都府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府が当たる。
- (4) 高齢者の健康管理には特に留意することとし、町は、京都府と連携し、本章第8節「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (5) 町及び京都府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

### 4 障害者に係る対策

- (1) 町は、京都府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- (2) 町は、京都府との連携のもとに、必要に応じて、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め、視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 町は、京都府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、京都府の協力を得て必要な人員を確保してサービスの提供に努める。
- (4) 町は、京都府との連携のもとに、地域内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。  
また、重度要介護者については、京都府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府が当たる。

- (5) 障害者の健康管理には特に留意することとし、町は、京都府と連携し、本章第8節「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (6) 町及び京都府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

## 5 児童等に係る対策

- (1) 町は、哺乳びん、粉ミルク・液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- (2) 町は、京都府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。  
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じて、京都府に協力を求める。  
児童相談所は、必要に応じ、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。  
町は、状況に応じて、京都府に協力を求める。
- (3) 京都府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。
- (4) 乳幼児や妊産婦等の健康管理には特に留意することとし、町は、京都府と連携し、本章第8節「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。

## 6 外国人に係る対策

- (1) 町は、京都府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (2) 町は、京都府との連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- (3) 町は、京都府との連携のもとに、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たって、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

## 第35節 環境保全に関する計画

(環境衛生班)

### 第1 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

### 第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、住民等への通報、指示等に関して、京都府の指導・助言その他の支援を求め、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 京都府が行う環境モニタリングに協力する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を行う。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、京都府と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、京都府が実施する指導に協力する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、京都府が実施する被災工場等へ指導に協力する。
- 7 京都府が実施する廃棄物処理工場への適正な処理・処分の指導に協力する。
- 8 京都府が実施する建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導に協力する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

環境影響の応急及び拡大防止措置

| 事 項                            | 関係工場等               | 関係機関            | 京 都 都 府                            | 市 町 村         | 住 民        |
|--------------------------------|---------------------|-----------------|------------------------------------|---------------|------------|
| 1 関係防災機関相互の通報                  | 被災工場等<br>事態発生       | 通報              | 通報                                 |               |            |
| 2 環境モニタリングの実施                  |                     |                 | 環境モニタリング実施の検討・実施                   |               |            |
| 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導 |                     |                 | 周知及び避難誘導の検討<br>周知                  | 通知・避難誘導<br>指示 | 避難         |
| 4 立ち入り禁止区域の設定及び交通規制            |                     | 警察署<br>要請       | 立ち入り禁止区域の設定・交通規制要請の検討<br>指示        |               | 立入禁止<br>指示 |
| 5 被災工場等への環境汚染防止の指導             | 被災工場等<br>環境汚染防止措置   | 交通規制の実施<br>指導   | 環境汚染防止指導の検討<br>指導                  |               |            |
| 6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理       | 被災工場等<br>除去又は処理     |                 | 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理の指示の検討<br>指導 |               |            |
| 7 廃棄物処理工場への処理処分の指導             | 廃棄物処理工場<br>処理処分     |                 | 処理処分の指導の検討<br>指導                   |               |            |
| 8 建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導         | 建築物解体撤去業者<br>環境保全対策 |                 | 環境保全対策指導の検討<br>指導                  |               |            |
| 9 移流・拡散する場合の関係地域への通報           |                     | 関係府県・関係機関<br>対応 | 移流・拡散のおそれの確認<br>通報                 |               |            |
| 10 河川流入の場合における下流地域への通報         |                     | 下流府県・関係機関<br>対応 | 河川流入の確認<br>通報                      |               |            |

## 第36節 ボランティア受入計画

(ボランティア班)

### 第1 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、町及び京都府は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等、必要な配慮を行うものとする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

また、与謝野町大規模災害時受援計画（令和2年10月）の「第4編 災害ボランティア受け入れ計画」に基づき、対策を実施する。

### 第2 計画の内容

#### 1 専門ボランティアの受入れ

- (1) 災害発生時に、災害対策本部が専門ボランティアの活動を必要と判断したときは、町ボランティアセンターより募集するとともに、京都府丹後広域災害対策支部を通じて、専門ボランティアの受入調整を要請する。

また、アマチュア無線の所有者にも、必要に応じて協力を依頼する。

- (2) 町及び関係機関等は、専門ボランティアが被災者支援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

#### 2 一般ボランティアの受入れ及びコーディネート

- (1) 民生部ボランティア班は、町社会福祉協議会等との連携により、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、町ボランティアセンターを設置する。
- (2) 町ボランティアセンターの運営は、京都府災害ボランティアセンターよりボランティアコーディネーターの派遣等の支援を受けて行う。
- (3) 災害対策本部が、一般ボランティアの活動が必要と判断した時は、あらかじめ登録してあるボランティアに活動を呼びかけ、新たなボランティアを募集するとともに、京都府災害ボランティアセンターにボランティアの確保等を要請する。



- (4) 町ボランティアセンターは、被災者支援活動に参加する一般ボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

### 3 情報収集・情報提供

- (1) 町ボランティアセンターは、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、京都府災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (2) 町ボランティアセンターは、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
- (3) 町は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ、要配慮者名簿を京都府災害ボランティアセンター現地対策本部等に提供する。

## 第37節 文化財等の応急対策計画

(文化施設班)

### 第1 計画の方針

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

### 第2 計画の内容

- 1 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- 2 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 第38節 突発的大事故に対する災害応急対策計画

(本部事務局、関係各班)

### 第1 計画の方針

石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、京都府地域防災計画事故対策計画編に基づき、防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、本町が関係機関と連携して推進する応急対策を中心に定める。

また、京都府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合の対策は、原子力災害対策編に定める。

なお、突発的大事故に対する初動対応については、本章第1節第2の1「初動対応の基本方針」に定めたとおりであり、本町が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、町地域防災計画の他の節の内容を援用する。

### 第2 町の活動体制

町は、町内に突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び町地域防災計画の定めるところにより、事故対策本部等を設置し、他の防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項については、各事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

また、京都府外の原子力発電所に係る災害が発生した場合の対策は原子力災害対策編に定める。

### 第3 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

#### 1 石油類流出事故対策

町は、町内又は近隣海域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、海岸線の陸上パトロール等を実施し、本計画の定めるところにより、速やかにそ

の状況を取りまとめて宮津与謝排出油等防除協議会事務局（宮津海上保安署）に報告するとともに、京都府丹後広域振興局長（京都府事故警戒支部長）を経由して、知事（京都府事故警戒本部長）に報告する。

#### （１）油漂着状況報告

町の区域内に流出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

#### （２）油防除措置状況報告（業務日報）

本町の区域内に流出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

ウ 実施予定作業内容

エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）

オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）

カ 防災出動勢力（人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）・隻数）

キ 流出油等の回収量

ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）

ケ 使用した油処理剤の数量

コ 作業済み割合

サ 問題点等特記事項

#### （３）報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

## 2 海難事故の場合

町は、本町の沿岸海域において大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

## 3 石油類流出事故、海難事故以外の突発的大規模事故の場合

町は、突発的大事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（京都府事故対策本部長）に報告する。

なお、航空機火災・列車火災・トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、電子メールにより報告する。

また、下記に示す危険物等事故が発生した場合も、同様に、第一報を消防庁に対しても同様に報告する。

### （1）危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が 5 名以上発生したもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えるもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい 等

## (2) 漏えい事故等

ア 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

イ 市街地又は高速道路上等において発生したタンクローリーの火災

## 第4 広報活動

### 1 石油類流出事故の場合

町は、被害地において、臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等、多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

### 2 その他の突発的大事故の場合

京都府の要請を受けて、町デジタル防災行政無線、FM告知端末機、町有線テレビ（文字・データ放送）等により広報を行う。

## 第5 救急医療活動

消防機関等は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど、医療機関への効率的な搬送に努める。

### 1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、町及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

### 2 医療機関等の連携

町及び医療機関等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所に設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

## 第6 避難対策

突発的大事故発生時の町等が行う避難指示等については、本章第8節「避難対策計画」によるほか、次のとおりとする。

### 1 避難誘導の実施

町等は、人命の安全を第一に、避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

### 2 避難所の開設及び運営管理

町等は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

### 3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

## 第7 石油類流出事故時における防除作業等

- 1 事故原因者等の要請に基づき、流出油の除去に協力する。
- 2 流出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、流出油による被害を防止するため、回収等応急の防除措置を講じるものとする。
- 3 海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

## 第8 石油類流出事故時における油回収作業従事者の健康対策

### 1 実施責任者

被災地における健康対策は、町が実施するが、町が京都府に要請した場合及び京都府が必要と認めた場合には、京都府が行う。

## 2 健康相談の実施

町は、油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

### (1) 活動体制

ア 町は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

イ 協力要請を受けた保健所長は、町が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

### (2) 事業内容

ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。

イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じる。

## 第9 石油類流出事故・危険物等災害時における環境保全対策

油流出事故や危険物等災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、京都府の行う施策に協力する。

## 第10 石油類流出事故時におけるボランティア受入計画

### 1 ボランティア受入環境の整備

(1) 漂着油の回収作業の実施には相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠であるため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入れ・派遣調整に当たる京都府災害ボランティアセンター及び町ボランティアセンターは、油回収作



業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。

- (2) 町及び京都府は、京都府災害ボランティアセンター及び町ボランティアセンターに対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

## 2 ボランティアの受入れ上の留意事項

### (1) ボランティアのコーディネート

町及び町災害ボランティアセンターは、ボランティアを受け入れたとき、漁業協同組合等の関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、町災害ボランティアセンターは京都府災害ボランティアセンターに、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、ボランティアのコーディネート体制を整備する。

さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。

### (2) 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

## 第11 石油類流出事故時における風評被害対策の実施

町は、油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費者離れ等を防止するため、京都府、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ、観光キャンペーン等の対策を講じる。

## 第12 石油類流出事故時における補償請求への助言

町は、京都府と連携協力して、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を行うものとする。

## 第13 石油類流出事故時における事後の監視等の実施

町及び関係防災機関は、応急対策が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。

また、必要に応じて、補完的な対策を講じるものとする。

## 第14 林野火災時における消火活動

町及び京都府、宮津与謝消防組合、町消防団等の関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### 1 消火活動

#### (1) 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃する危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

#### (2) 空中消火活動

町及び宮津与謝消防組合は、京都府、他市町村、自衛隊等と連携してヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア ヘリコプターの要請

イ 空中消火基地

ウ 空中消火用資機材

京都府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

**2 相互応援協定に基づく広域的対応**

町等の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合、町及び宮津与謝消防組合は、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

## 第39節 り災証明の発行計画

(本部事務局、住宅班、家屋調査班、宮津与謝消防組合)

### 第1 計画の方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に災害対策本部長が確認できる範囲の被害程度について証明するものである。

なお、町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を発行する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

### 第2 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

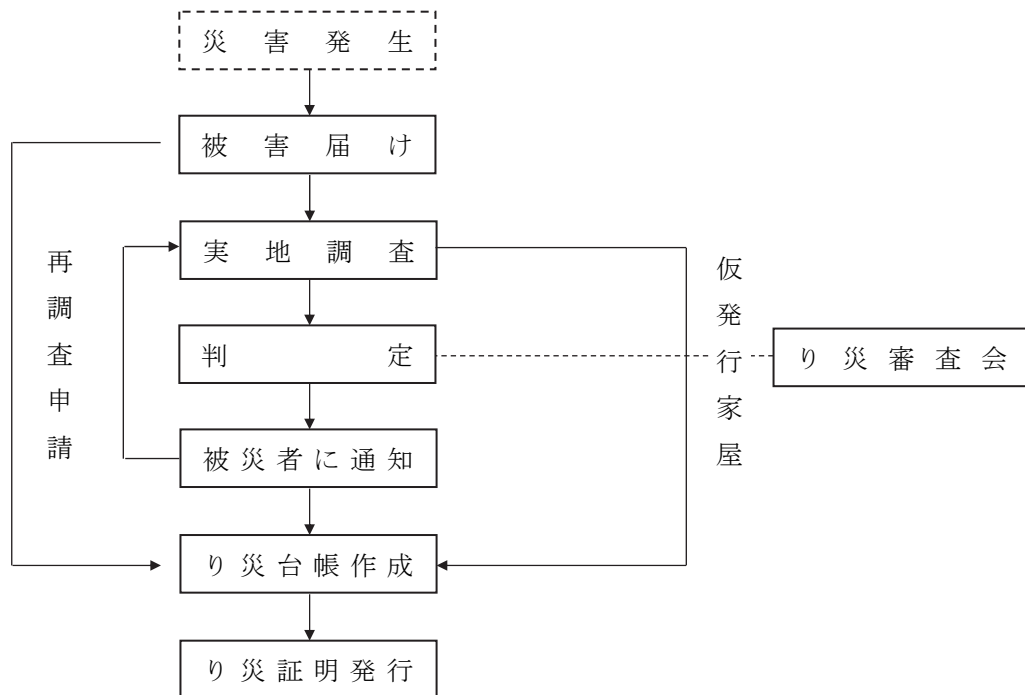
なお、家屋以外のものがり災した場合において、証明の発行が必要な場合は、災害対策本部長の発行するり災証明で対応する。

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- 2 床下浸水、床上浸水
- 3 全焼、半焼
- 4 全流失、半流失

### 第3 被災家屋の被害認定基準

被災家屋の被害程度の認定基準は、本編 第3節「通信情報連絡活動計画」別表のとおりである。

## 第4 り災証明発行の流れ



## 第5 り災台帳の作成

町は、固定資産税台帳を基に、り災証明の発行に必要な被害情報を被災建物調査結果及びその他建物被害の実地調査によりまとめ、り災台帳にこれを登録する。

町は、全てのり災世帯の台帳を作成する。

実地調査には、関係機関及びボランティア等の協力を得、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。

なお、実地調査は2人1組で、外観目視による調査とする。

## 第6 判定

り災台帳に基づき、家屋被害の程度を判定する。

判定の困難な物件については、り災審査会に判定を委ねる。

り災審査会は、建設課長が主催し、判定結果を災害対策本部長に報告し、承認を得る。

## 第7 リ災証明の発行

本部長は、り災台帳に基づき申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明を1世帯当たり1通を原則に発行する。

なお、災害対策本部長は、災害の状況により被災者から申請のあった時点で仮り災証明を発行したときは、実地調査後にり災証明に切り替え発行し、その旨り災台帳に記録する。

## 第8 再調査申請の受付

町は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。

再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立ち入り調査により実施する。

## 第9 リ災証明に関する広報

町は、り災証明の発行及び再調査申請の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を災害対策本部に設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

## 第40節 社会秩序の維持に関する計画

(本部事務局、関係各班)

### 第1 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては、災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 関係機関の緊密な情報交換

町は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 2 町の活動

町は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

## 第4章 災害復旧・復興計画

(本部事務局、救助班、関係各班)

### 第1節 生活確保対策計画

#### 第1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

#### 第2 租税の徴収猶予及び減免等

##### 1 期限の延長

町長は、納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。(地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第20条の5の2)

##### 2 徴収の猶予

町長は、納税者又は特別徴収義務者が、その財産について災害を受けた場合において、町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

##### 3 減 免

町長は、災害を受けた場合、その被害の実情に応じて住民税、町税等の減免措置を速やかに講じるものとする。

※ 資料編「災害による被災者に対する町税の減免の基準に関する規則」参照



### 第3 融資対策

町長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸付けるため、次の資金等の導入に努める。

#### 1 災害救助法による生業資金の貸与

##### (1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯

##### (2) 貸与世帯数

町内の住家が全壊（焼）及び流失した世帯の2割5分以内

##### (3) 貸与金額

ア 生業費1件当たり30,000円以内

イ 就職支度金1件当たり15,000円以内

##### (4) 貸与条件

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

##### (5) 貸与できる期間

災害発生の日から1ヶ月以内

（別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてこの制度による資金の活用を図る。）

#### 2 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）による災害援護資金の貸与

##### (1) 貸付対象者

京都府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る。）により、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

(2) 貸付限度額

|              |             |
|--------------|-------------|
| 世帯主の負傷       | 1,500,000 円 |
| 世帯主の負傷と家財の損害 | 2,500,000 円 |
| 世帯主の負傷と住居の半壊 | 2,700,000 円 |
| 世帯主の負傷と住居の全壊 | 3,500,000 円 |
| 家財の損害        | 1,500,000 円 |
| 住居の半壊        | 1,700,000 円 |
| 住居の全壊        | 2,500,000 円 |
| 住居の全体の滅失     | 3,500,000 円 |

(3) 貸付条件

| 所得制限  | (世帯人員)                           | (前年の町民税における総所得金額)             |
|-------|----------------------------------|-------------------------------|
|       | 1 人                              | 220 万円未満                      |
|       | 2 人                              | 430 万円未満                      |
|       | 3 人                              | 620 万円未満                      |
|       | 4 人                              | 730 万円未満                      |
|       | 5 人以上                            | 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額未満 |
|       | 住宅が滅失した場合については 1,270 万円未満        |                               |
| 利 息   | 年 3 % 以内で市町村が条例で定める率 (据置期間中は無利子) |                               |
| 据置期間  | 3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)            |                               |
| 償還期限  | 10 年 (3 年の据置期間を含む。)              |                               |
| 償還方法  | 年賦、半年賦又は月賦                       |                               |
| 連帯保証人 | 市町村の定めるところによる                    |                               |

(4) 実施主体

町

(5) 費用の負担区分

京都府は、町が被災者に貸与した額の 10/10 の額を町に無利子で貸与し、国は、その 2/3 の額を京都府に無利子で貸与

### 3 生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。

#### （1）対 象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

#### （2）貸付金額

|                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護） | 1,500,000 円以内          |
| 生活福祉資金（住宅資金）         | 4,000,000 円以内（住宅改修のとき） |

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

#### （3）貸付条件

ア 償還期間 7 年以内（住宅改修のときは 14 年以内）

イ 据置期間 3 ヶ月以内（状況に応じて 2 年以内）

ウ 利 子

（ア）据置期間 無利子

（イ）据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子

立てない場合 年 1.5%

#### （4）申請期間

被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 ヶ月以内

### 4 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として 2 年を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払は、本人の申請により猶予される。

## 第4 災害弔慰金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）」による災害弔慰金の支給

### 1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

- （1）町内で全壊5世帯（半壊1/2世帯、床上浸水1/3世帯に換算）以上の被害が生じた災害
- （2）京都府のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害
- （3）上記と同等と認められる特別の事情がある場合

### 2 支給額

- （1）主たる生計維持者の死亡

1人当たり 5,000,000円

- （2）その他の者の死亡

1人当たり 2,500,000円

### 3 実施主体

町

### 4 費用の負担区分

国：2/4、府：1/4、町：1/4

## 第5 被災者生活再建支援金支給計画

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

以下、「被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）」に基づく被災者生活再建支援金の支給に係る内容を示す。

## 1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- (2) 10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100 以上の世帯の住宅が全壊した京都府内における自然災害
- (4) 京都府内で（1）又は（2）の自然災害が発生した場合に、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) （1）から（3）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) （1）若しくは（2）の市区町村を含む京都府又は（3）の都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）及び 2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口 5 万未満に限る。）に係る自然災害

## 2 対象世帯

- (1) 1 の対象災害により、住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 1 の対象災害により、半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1 の対象災害により、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

### 3 支援金額

| 区 分                                | 基礎支援金     | 加算支援金       |        | 計      |
|------------------------------------|-----------|-------------|--------|--------|
|                                    | (住宅の被害程度) | (住宅の再建方法)   |        |        |
| 全 壊<br>(損害割合 50%以上)<br>解 体<br>長期避難 | 100 万円    | 建設・購入       | 200 万円 | 300 万円 |
|                                    |           | 補 修         | 100 万円 | 200 万円 |
|                                    |           | 賃貸(公営住宅を除く) | 50 万円  | 150 万円 |
| 大規模半壊<br>(損害割合 40%台)               | 50 万円     | 建設・購入       | 200 万円 | 250 万円 |
|                                    |           | 補 修         | 100 万円 | 150 万円 |
|                                    |           | 賃貸(公営住宅を除く) | 50 万円  | 100 万円 |
| 中規模半壊<br>(損害割合 30%台)               | —         | 建設・購入       | 100 万円 | 100 万円 |
|                                    |           | 補 修         | 50 万円  | 50 万円  |
|                                    |           | 賃貸(公営住宅を除く) | 25 万円  | 25 万円  |
| ※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3／4 の額     |           |             |        |        |

### 4 実施主体

京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）  
都道府県会館に委託）

### 5 申請書類の提出窓口

市区町村

### 6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人：1／2、国：1／2

## 第6 職業の斡旋

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。

## 第7 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

## 第2節 公共施設復旧計画

(関係各班)

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

### 第2 公共土木施設災害復旧計画

災害発生後、早期の道路、河川、都市施設等の復旧は、安定した住民生活を回復し、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとし、別記1のような流れで実施される災害復旧事務に対して、次のような措置を講じるものとする。

- 1 被災した公共土木施設について、早期に災害発生時の気象、水利、被害状況並びに地形、地盤の変動等、被災後の状況の変化、被災原因を調査・分析し、再度災害の防止を図るように必要な改良復旧作業に着手する。

また、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業と併せて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業の積極的導入を計画する。

- 2 必要に応じて、京都府や国の指導を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号）の対象事業の積極的な導入を図り、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針を樹立し、京都府や国の復旧事業については早期の実施を要請する。
- 3 民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には、緊急査定等を要請・実施する。
- 4 迅速な復旧事業の実施に向けて、査定の迅速な処理、手戻り防止を図るため、事前打ち合わせ制度を積極的に活用する。
- 5 被災施設の重要度、被災状況、事業の規模・難易度、事業の施行能力等を勘案して緊急度の高いものから直ちに実施する。
- 6 公共土木施設の被災等により生じたがれきの処理は、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じるものとする。

### 第3 農林水産業施設災害復旧計画

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林水産業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討し、公共土木施設災害復旧計画とも整合性を図り、次のような法律に基づく災害復旧事業に対する補助制度も有効に活用して、防災に必要な施設の整備等を行う。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

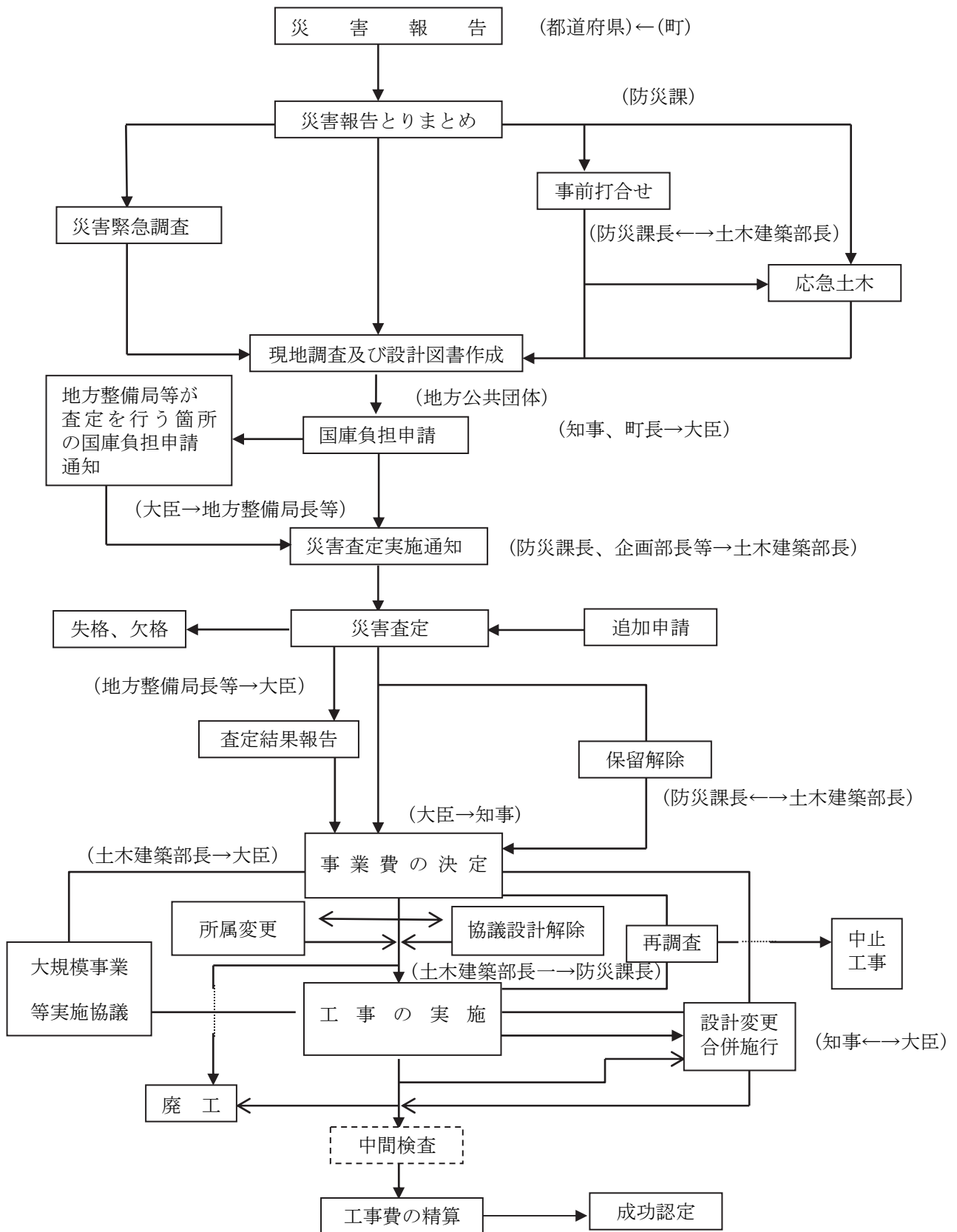
### 第4 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - （1）河川災害復旧事業
  - （2）海岸災害復旧事業
  - （3）道路災害復旧事業
  - （4）下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業
- 11 単独災害復旧事業（国庫負担（補助）の対象とならない事業）



別記 1

図 災害復旧の流れ



## 第3節 風評被害対策

(関係各班)

### 第1 計画の方針

町は、京都府や国、関西広域連合等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

## 第4節 文教・文化財等の復旧計画

(避難所班、文化施設班)

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

被災地の文化財についても、早期に調査を実施し、必要となる復旧対策に努める。

### 第2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、必要に応じて京都府からの技術職員の派遣等技術的支援を受け、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

### 第3 教育活動の再開

#### 1 再 開

被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、避難所班（教育委員会、防災安全課、議会事務局）と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

#### 2 応急教育

学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と学校等が密接な連携を図り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。

また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

### 3 援 助

教育活動の再開に当たっては、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年3月30日法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）」による補助金に関すること
- (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年6月1日法律第144号）」による就学奨励費に関すること
- (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）」による学資貸与金に関すること
- (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること

### 4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後のストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

## 第4 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

## 第5節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(関係各班)

災害復旧事業費の決定は、知事、町長の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる「災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」に基づいて援助される事業等は、次に掲げるとおりである。

これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

### 第1 法律により国が一部負担又は補助する事業

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律第247号）による事業
- 3 公営住宅法による事業
- 4 土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）による事業
- 5 海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）による事業
- 6 感染症予防法（平成10年10月2日法律第114号）による事業
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- 8 予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）による事業
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- 10 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律第136号）による事業
- 11 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年12月8日法律第132号）による事業

### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅施設災害復旧事業

- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
- (14) 湛水排除事業

## 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）による災害関係保障の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## 4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (5) 水防資器材費の補助の特例

- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

### 第3 京都府による財政措置

京都府は、被災した施設を原形に復旧するに当たり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時借入金の借入れについて、近畿財務局及び各種金融機関に対して速やかな金融措置を要請し、市町村に対してそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
  - (1) 歳入欠かん等債
  - (2) 公共土木等小災害債
  - (3) 農地等小災害債

## 第6節 住宅復興計画

(住宅班、家屋調査班)

### 第1 計画の方針

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

### 第2 一般民間住宅の復興

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する融資、貸付制度があり、京都府との連携によりこの認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅相談窓口を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

### 第3 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっており、この制度を活用する。

#### 1 対 象

公営住宅法第8条の規定により、次の場合に対象となる。

- (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は町の区域内で200戸以上であるとき、若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上であるとき、又は町の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

#### 2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内



### 3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

### 4 整備の手順

（1）住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）

（2）住宅災害現況の現地調査

（3）災害公営住宅整備計画書の提出

（4）住宅減失戸数の査定

### 5 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

（1）対 象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

（2）整備戸数の限度

減失住宅戸数の5割以内

（3）補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

（4）整備の手順

公営住宅法の場合と同じ

## 第7節 農林水産業、中小企業の復興計画

(商工班、観光班、農業班、林業・水産班)

### 第1 計画の方針

被災した農林水産業並びに被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 農林水産業に対する措置

農林水産業施設災害復旧事業の迅速かつ円滑、効果的な推進を図るとともに、次のような融資制度の活用を促進する。

- (1) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づく融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給制度（負担割合：府 1/2、町 1/2）
- (4) 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助（府補助）

#### 2 中小企業に対する措置

災害を受けた中小零細企業に対し、京都府が次のような措置について、その状況に応じて、その都度判断し対策を講じていくとしている施策の積極的な活用を促進する。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- (2) 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- (3) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、京都府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

## 第8節 激甚災害の指定に関する計画

(本部事務局、関係各班)

### 第1 計画の方針

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、京都府に対して積極的に協力して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 第2 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるように、京都府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 第3 激甚災害法の適用

町長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及び執った措置等を報告しなければならない。

そのため、町職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

#### 1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定したもので、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

#### 2 局地激甚災害指定基準

(1) 昭和43年11月22日に中央防災会議が決定したもので、災害を市町村段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定する基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

## 第9節 水道復旧計画

(水道班)

### 第1 計画の方針

水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

### 第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して、国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

## 第10節 工業用水道復旧計画

(水道班)

### 第1 計画の方針

工業用水道事業者は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

### 第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して、国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については「工業用水道事業費補助金交付要領」によるものとする。

## 第11節 災害復興対策計画

(本部事務局、関係各班)

### 第1 計画の方針

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を実施する。

### 第2 復興対策本部の設置

町は、国により緊急災害対策本部が設置された場合には、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

### 第3 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第10条に基づく復興計画の策定

復興計画の作成に当たっては、以下の事項に留意して策定する。

- 1 国の復興基本方針及び京都府の復興方針に即して作成する
- 2 京都府と共同して作成する
- 3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じる
- 4 復興協議会を組織する

### 第4 都市計画の決定又は変更の代行要請

大規模災害復興法第42条に基づき、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

### 第5 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

大規模災害復興法に基づき、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要と認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

## 第6 職員派遣の要請

町長は、大規模災害復興法に基づき、復興計画の作成のために必要がある場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、町長は、復興計画の作成のために必要がある場合、知事に関係行政機関又は関係地方行政機関の職員派遣の斡旋及び京都府の職員派遣の斡旋を求める。

## 第7 特定大規模災害

京都府は、町が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合、町又は町長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町又は町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、町に対する支援を行う。

町は、復興整備事業に係る許認可等の要件緩和措置や災害復旧事業の国や京都府への代行要請等を行うことができる。

